

平成24年6月定例会

浪江町議会会議録

平成24年6月12日 開会

平成24年6月20日 閉会

浪江町議会

平成24年浪江町議会6月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（6月12日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
表彰の伝達	5
開会の宣告	6
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	18
愛澤 格君	18
紺野榮重君	27
山本幸一郎君	42
佐々木英夫君	52
馬場 績君	60
散会について	83
散会の宣告	84

第 2 号（6月13日）

議事日程	85
出席議員	86
欠席議員	86
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	86
職務のため出席した者の職氏名	86
開議の宣告	87
議事日程の報告	87
渡邊文星君の議員辞職の件について	87
議会運営委員会委員の選任について	87

議案第40号から報告第5号一括上程、説明	88
次回日程の報告	96
散会について	97
散会の宣告	97

第 3 号（6月20日）

議事日程	99
出席議員	100
欠席議員	100
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	100
職務のため出席した者の職氏名	100
開議の宣告	101
議事日程の報告	101
台風4号による状況説明	101
議案第40号の質疑、討論、採決	102
議案第41号の質疑、討論、採決	102
議案第42号の質疑、討論、採決	104
議案第43号の質疑、討論、採決	107
議案第44号の質疑、討論、採決	107
議案第45号の質疑、討論、採決	127
議案第46号の質疑、討論、採決	128
議案第47号の質疑、討論、採決	129
諸般の報告（追加）	130
議案第48号の質疑、討論、採決	130
議案第49号の質疑、討論、採決	145
報告第5号の質疑	145
同意第2号の上程、説明、質疑、採決	145
同意第3号の上程、説明、質疑、採決	146
農業委員の推薦について	152
発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	154
町長あいさつ	154
閉会の宣告	155

浪江町告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成24年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年5月18日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成24年6月12日（火） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市本町1丁目60番地2
安達地方広域行政組合 自治センター

○応招・不応招議員

応招議員（20名）

1 番	愛 澤	格 君	2 番	山 崎	博 文 君
3 番	山 本 幸一 郎	君	4 番	吉 田	君 君
5 番	若 月 芳 則	君	6 番	横 山	君 君
7 番	渡 邊 文 星	君	8 番	泉 田	君 君
9 番	橋 爪 光 雄	君	10 番	田 尻	君 君
11 番	渡 部 貞 信	君	12 番	鈴 木	君 君
13 番	佐 藤 文 子	君	14 番	紺 野	君 君
15 番	佐々木 恵 寿	君	16 番	小 黒	君 君
17 番	勝 山 一 美	君	18 番	三 瓶	君 君
19 番	佐々木 英 夫	君	20 番	馬 場	君 君

不応招議員（0名）

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成24年浪江町議会6月定例会

議事日程(第1号)

平成24年6月12日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（19名）

1番	愛澤格君	2番	山崎博文君
3番	山本幸一郎君	4番	吉田数博君
5番	若月芳則君	6番	横山精一君
7番	渡邊文星君	8番	泉田重章君
9番	橋爪光雄君	10番	田尻良作君
12番	鈴木辰行君	13番	佐藤文子君
14番	紺野榮重君	15番	佐々木恵寿君
16番	小黒敬三君	17番	勝山一美君
18番	三瓶宝次君	19番	佐々木英夫君
20番	馬場績君		

欠席議員（1名）

11番	渡部貞信君
-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	総務課長	根岸弘正君
復興推進課長	谷田謙一君	町民税務課長	大浦泰夫君
災害対策課長	岩野壽長君	産業・賠償対策課長	高倉敏勝君
復旧事業課長	鈴木敏雄君	健康保険課長兼津島支所長 兼津島診療所事務長	紺野則夫君
福祉こども課長	星光美君	生活支援課長	中田喜久君
会計管理者兼出納室長	島田龍郎君	教育委員会教育次長	屋中茂夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮口勝美	次長	岩野善一
書記	中野夕華子		

○議長（吉田数博君） 東日本大震災以来、昨日で1年3カ月となりました。6月定例会開催に先立ち、今回の災害により、犠牲となりました方々に対し、皆様とともに哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと存じます。ご起立をお願いいたします。黙とう。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。ご着席ください。

浪江町議会においては、省資源、省エネルギーを推進するため、5月から9月までの期間、議会活動においてクールビズを取り入れております。

したがって、会議中の節度ある軽装を許可しておりますので、執行部の皆さんにおかれましても同様をお願いいたします。

なお、議員各位に申し上げます。先日の全員協議会の際にお願いしておりました、農業委員会委員の推薦について、推薦したい方をお持ちの方は、本日中に事務局までお知らせをいただくようお願いいたします。

◎表彰の伝達

○議長（吉田数博君） ここで、去る6月4日に開催されました、福島県町村議会議長会定例総会において、町村議会議員として20年以上在職功労者として、特別功労者表彰を受けられました勝山一美君、三瓶宝次君に。さらに、町議会議員として11年以上在職功労者として自治功労者表彰を受けられた渡部貞信君、紺野榮重君、小黒敬三君に対し、表彰伝達を行います。

事務局長がお名前をお呼びしますので、議長席の前にお進みください。

○事務局長（宮口勝美君） 20年以上在職功労者として特別功労者表彰を受けられましたお2人から表彰伝達を行います。

17番、勝山一美議員。

[17番 勝山一美君登壇]

○議長（吉田数博君） 表彰状、勝山一美殿。あなたは町村議会議員として、20年の長きに渡り、地方自治の振興、発展と、住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成24年6月4日。福島県町村議会議長会長、大野峯。

おめでとうございます。

[拍手]

○事務局長（宮口勝美君） 同じく三瓶宝次議員。

[18番 三瓶宝次君登壇]

○議長（吉田数博君） 表彰状、三瓶宝次殿。あなたは町村議会議員として、20年の長きに渡り、地方自治の振興、発展と、住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成24年6月4日。福島県町村議会議長会長、大野峯。

おめでとうございます。

[拍手]

○事務局長（宮口勝美君） 続いて、11年以上在職功労者として自治功労者表彰を受けられた3名の方々の表彰伝達を行います。

渡部貞信議員でございますが、本日欠席でございます。後日、本人へ伝達を行います。

14番、紺野榮重議員。

[14番 紺野榮重君登壇]

○議長（吉田数博君） 表彰状、紺野榮重殿。あなたは多年議会議員として、郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興、発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成24年6月4日。福島県町村議会議長会長、大野峯。

おめでとうございます。

[拍手]

○事務局長（宮口勝美君） 16番、小黒敬三議員。

[16番 小黒敬三君登壇]

○議長（吉田数博君） 表彰状、小黒敬三殿。あなたは多年議会議員として、郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興、発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成24年6月4日。福島県町村議会議長会長、大野峯。

おめでとうございます。

[拍手]

○議長（吉田数博君） 表彰されました皆様方、おめでとうございます。

以上で表彰伝達を終わります。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員は19人であります。

定足数に達しておりますので、平成24年浪江町議会6月定例会を開会いたします。

なお、11番、渡部貞信君から欠席する旨の届け出がなされております。

(午前 9時07分)

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、18番 三瓶宝次君、19番 佐々木英夫君、20番 馬場績君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期はただいま配付のとおり、本日より20日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日より20日までの9日間と決定いたします。
会期中の会議についてお諮りいたします。
12日、13日、20日を本会議、14日、15日、18日、19日を議案調査及び委員会等のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、以上のように決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

◎行政報告

○議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告については町長からお願いいたします。
町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） おはようございます。

平成24年浪江町議会6月定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

東日本大震災、原子力発電所事故の発生から1年3カ月が経過いたしました。浪江町においては、現在でも、県内に1万4千名、県外に7千名弱の町民の皆様が避難し、つらく悔しい生活を強いられております。また、幾度の捜索にもかかわらず津波等により行方不明になられた方の消息が、今なお明らかにならないことに、ご家族ご親族の皆様のご心痛、いかばかりかとお察し申し上げます。

さらに、過日町民が自宅への一時立入中に自ら命を絶ってしまうという誠に痛ましい事故が発生してしまいました。ご家族の無念さを思うと言葉になりません。長引く避難生活の苦しさ、悔しさ、そして何もかも崩壊してしまったことによる喪失感、先の見えないことに対する不安、失望感を持ちつつも、全町民が避難先においてなんとか頑張ってきておりましたが、このように尊い命を落としてしまったことは極めて残念であり、町といたしましては、避難住民の心のケア対策など再発防止策の強化に努めるとともに、改めて原発事故の原因者である東京電力と責任者である国に、強く抗議したいと考えております。

さて、国政においては、消費税増税を柱とする「社会保障と税の一体改革」関連法案が実質審議に入りました。消費税増税などの法案審議は、確かに高齢化社会の到来に伴う社会保障費の安定財源確保と財政健全化のため、日本の将来にとっても関心の高い法案であります。法案審議にあたって政局が混乱するような事態となれば、現状、除染が進まず、放射線からの健康不安も払拭できない状況下においては、ますます震災からの復旧・復興のスピードが遅延するのではないかと危惧しているところです。政局混乱の中で、原発事故被害者の支援に関する法案など、被災地の復旧復興・被災者の生活再建を進める法整備が遅れることのないよう、強く求めていきたいと考えております。

また、5月24日、東日本大震災と東京電力原発事故からの県土再生を目指す政府の「福島復興再生特別基本方針」の素案が明らかになりました。本方針は、福島県の復興再生を国が責任を持って進めることを規定した「福島復興再生特別措置法」の規定に基づき政府が策定するものであります。県や市町村の意見を聞いて策定することとしておりますので、本方針素案を十分精査し、被災自治体及び避難者の立場に配慮した実効ある施策が盛り込まれるよう要望し

てまいります。

国県等関係機関との協議、及び主な要望活動について、ご報告します。

3月10日（土）に、双葉地方町村、福島県と国との意見交換会が行われ、平野復興大臣・細野環境大臣へ双葉郡8町村が共通してまとめた「双葉地方としての主な課題 ①双葉郡全体のグランドデザイン。②区域の見直し。③雇用の確保。④インフラ整備。⑤除染の完全実施、財源の確保。⑥原子力発電所事故の損害の完全賠償。⑦行政事務の増大に伴うマンパワー不足と経費増大に伴う財源の確保。」を提示・要求いたしました。国からは中間貯蔵施設の検討状況を中心として説明がなされました。

4月3日（火）に、福島県知事・双葉地方町村長による国への緊急要望を行い、野田総理、平野復興大臣などに「原子力災害に係る緊急要望 ①双葉郡からの要望への対応。②原子力発電所の安全確保。③避難指示等区域の見直しに伴う必要な措置。④県土の除染。⑤損害賠償への対応。⑥医療・福祉の確保。⑦産業の再生と雇用の確保。⑧災害救助法の適用延長による住居の確保。高速道路の無料化対象インターチェンジ。⑩交通安全施設の復旧。」を要望するとともに「双葉地方としての主な課題」への回答・住民への説明を求めました。

4月22日（日）に、双葉地方町村と国との意見交換会が行われ、平野復興大臣、枝野産業経済大臣、細野環境大臣からそれぞれの取り組みの状況の報告がありましたが、双葉郡が求めた「双葉地方としての主な課題」等について、踏み込んだ回答は得られませんでした。

4月26日（木）に、第1回双葉8町村長と知事との協議の場が行われ、双葉郡町村長と知事で現在の課題についての意見交換を実施し、双葉郡の共通課題を整理しております。

5月21日（月）に、双葉8町村と県との共同要求を行い、野田総理、平野復興大臣などに「3項目の要求 ①「双葉地方としての主な課題」「原子力災害に係る緊急要望」の回答を5月末までに行うこと。②復興庁を窓口とし責任あるものとの事務レベル協議を設置すること。③協議項目についての進行管理を徹底し、具体的な対応を提示すること。」を含め、同時に双葉地方町村会長名で「高速道路の無料化」、福島県知事名で「ふくしま産業振興企業立地補助金に関する緊急要望」を行いました。

6月7日（木）に、藤村内閣官房長官、平野復興大臣、細野環境大臣、枝野経済産業大臣他、厚生労働省、国土交通省等の関係省庁

に対して、「被災者の健康に対する安心の確保」、「被災者の安心した住環境の整備」、「原子力災害による避難に係る被災者生活再建支援法の適用について」、「被災地・被災者の視点に立った交通網の復旧整備」について、それぞれの観点から要望書を提出してまいりました。

6月9日（土）に、国と県・双葉8町村との協議が行われました。国からは平野復興大臣、枝野経済産業大臣、細野環境大臣が出席され、双葉郡の将来像の方向性、賠償基準、除染方針等について、説明がなされました。

国と県・双葉郡8町村とが一堂に会し、復興に向けた課題の解決という共通認識を持った中で協議会が開催されたことは、評価したいと考えておりますが、郡全体の復興に向けた将来像の方向性は、全体像を示しただけで具体性に乏しく、また、不動産の賠償についても、算定基準については、問題が多いものと認識しております。

今後とも、帰還を判断するために必要な除染目標値である1msv/年まで除染、町民の生活再建が確実にできる賠償・保障、被ばくの不安を解消するための恒久的な医療保障の確保について、国に強く求めてまいります。

浪江町行政区長の委嘱について、ご報告します。

4月27日（金）、二本松市かねすいにおいて、浪江町行政区長の委嘱状交付式を行いました。

交付式では、全行政区を代表して、1区行政区長の佐藤秀三様に委嘱状を交付し、今後2年間の行政区長の活動をお願いしたところです。

各地区行政区長の皆様におかれましては、地区住民の絆の維持、地域コミュニティ活動の促進、さらには浪江町復興計画策定等に関するご意見・ご指導をいただくなど、今後の浪江町の復旧・復興に向けた取り組みを推進するため、ご尽力賜りたいと考えております。

仮設庁舎の整備について、ご報告します。

現在、浪江町役場二本松事務所として借用している福島県男女共生センターの施設借用期間が満了することにより、新たに二本松市北トロミ地内に仮設庁舎を整備するため、5月臨時会で議会の議決を経たうえ、5月21日仮設庁舎建設工事に着手しました。現在は基礎工事に取りかかっております。

なお、仮設庁舎の規模は、鉄骨造2階建、延べ床面積が2,000平方メートル程度であり、工期は9月11日までとしております。

町民交流事業について、ご報告します。

県内外の民間借上げ住宅などで生活する町民は交流する機会が少

なく、悩みや不安を抱えての生活を送っている方も多くいます。これらの方たちの悩みや不安を少しでも解消するとともに絆をつないでいくため、親睦を深める場として交流会の開催を進めております。

まず、福島県内交流会についてであります。いわき市内の借上げ住宅に避難している方で組織されている、なみえ絆いわき会の主催による町長との交流会が、4月1日いわき市で開催され、183名が参加されました。

また、福島市では、借上げ住宅入居者で組織されている浪江町福島中央会・春日町浪江会の主催による町長との交流会が、4月24日・5月15日福島市で開催され、200名が参加されております。

その他交流事業としまして、川俣町、南相馬市、二本松市、須賀川市で開催され、絆を深めております。

次に、県外の交流会であります。5月19日群馬県桐生市・5月27日仙台市におきまして、避難者交流会が開催され、130名の参加がありました。

今後の予定といたしましては、県内交流会では、福島県内6方部（県北・県中・県南・会津・いわき・相馬）に分け、各方部約4回ずつ、24回程度交流会の開催を予定しております。

また、町民が交流できる場の提供を目的に、定期交流会“集まっ会”を二本松市民交流センターを会場として毎月1回開催を予定しております。

さらに、県外交流会ですが、東北交流会として、福島県以外の東北5県で2回ずつ開催を予定しており、東北以外では東京並びに遠方の交流会として、北海道、大阪、福岡などの12都道府県で開催を計画しております。

応急仮設住宅について、ご報告します。

5月28日現在、仮設住宅建設戸数2,847戸に対して、入居戸数が2,213戸、入居人数は4,673人となっており、入居率は78%となっております。

県内の特例借上げ住宅の状況につきまして、会津地方が192戸504人、中通りが2,272戸5,571人、浜通り1,364戸2,814人、合計3,828戸8,889人となっております。

今後の予定としましては、県内外ともに、就学や就労等により、南相馬市、いわき市への転居の希望が増加しており、同地域への仮設住宅建設要望が数多く寄せられていることから、応急仮設住宅の整備を県に要望しているところであります。

インフラ復旧について、ご報告します。

町道及び橋梁に関しまして、一次調査による被災状況確認を実施

し、県との災害復旧業務の事前協議を行っております。今後の二次調査で、詳細な被災状況調査を実施し、災害査定に向け準備をいたします。

上水道におきましては、谷津田取水場より上ノ原配水池までの送水管及び上ノ原配水池内の配水管の漏水修繕工事を実施いたしました。現在、国道114号の配水管約3キロメートルに通水し漏水調査を行い、消火栓の水の確保及び役場、警察署並びに消防署への給水を目指しております。

また、下水道につきましては、根幹的施設であります浪江浄化センター、幾内中継ポンプ場、そして放流渠の復旧について、県並びに関係機関との協議を行っております。今後は機器類の詳細な機能調査、災害査定及び詳細設計の工程により実施してまいります。

警戒区域内の一斉捜索について、ご報告いたします。

県警と、県、消防、海上保安庁は、5月14日に東京電力福島第一原発事故による警戒区域を含む本県沿岸部で、東日本大震災に伴う行方不明者の一斉捜索を実施しました。

浪江町消防団員37名も参加し、「一日も早く手がかりを見つきたい」との思いから、原発の排気塔を背に瓦れきをかき分けながら、消波ブロックの間や砂浜の捜索活動を5時間にわたり実施しました。

東京大学との協定書締結について、ご報告いたします。

国立大学法人東京大学と浪江町とで放射性物質による汚染の測定及び除染の連携・協力に関する協定を5月1日に締結しました。

連携・協力事項として、町が放射性物質による汚染の測定及び除染に係る計画を立案し、当該計画の推進に関する対応について、東京大学と協議を行い、大学からの専門家派遣により、放射性物質汚染の測定、除染に関する指導及び助言を受けたいと考えています。

内部被ばく検査の実施状況について、ご報告いたします。

内部被ばく検査につきましては、昨年度より、子供及び妊婦の方を優先的に、県の検査を実施しており、3月末現在3,574名の方が検査を受けております。

しかしながら、震災時の住基人口（4歳以上）は2万776名であり、早急に検査を受けられるよう、仮設津島診療所敷地内に、ホールボディカウンターを設置し、4月26日より検査を開始したところであります。

5月末現在、991名の検査を実施しており、全員異常な数値は確認されておりません。

また、先日、石川郡平田村にある「医療法人誠励会」と医療・介

護の連携・協力に関する協定書を締結しましたが、内部被ばく検査の受検についても、無料でご協力をいただいているところであります。

その他、昨年同様、県の協力をいただき、県内外の他機関での検査も実施しているところであり、一日も早く全員の方が検査を受けられ、ご自身の健康について確認しご安心いただきたいと思います。

甲状腺検査の実施について、ご報告いたします。

甲状腺検査につきましては、震災時、0歳～18歳までの方を対象に、県の検査を実施しており、当町においては、3月末現在2,922名の方が検査を受けられており、検査対象年齢のうち723名の方が残っております。県の検査は平成25年末までに第1回目の検査を実施し、以後、20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに実施することとなっております。

町といたしましては、県の検査を実施しない年度を補完するため、仮設津島診療所で、7月の夏休みから、甲状腺検査を実施することとしたところであります。

放射線測定器の配布について、ご報告いたします。

町民の皆様の放射線に対する安心確保のためお配りすることといたしておりました放射線測定器（線量計）につきましては、5月21日の臨時議会で契約の議決をいただき、6月末までにお配りするよう発注しているところであります。町民の皆様には、避難先や一時立ち入りの際、放射線量を測定するなど、線量計をご活用いただきたいと思います。

放射線健康管理手帳の配布について、ご報告いたします。

震災後、放射線量の高い地区へ避難したことや、避難生活の長期化に伴い、健康に不安を持つ方が増加しております。また、実際、体調を崩された方も多数いらっしゃることも事実であり、大変心配されるところであります。

町といたしましても、福島県と協力しながら、総合健康診査や内部被ばく検査、甲状腺検査などを実施してまいりますので、町民全員が受診していただくことをお願いするところであります。

それらの健診結果等を記録し、恒久的な健康管理に役立てていただくため、「放射線健康管理手帳」を作成し、6月中にお配りできるよう、準備を進めているところであります。

また、同時に、国による健診体制の確立や恒久的な医療費無料化に向けた法制化についても、先日国へ要望書の提出をしたところであり、一刻も早い対応を求めるものであります。

町民の賠償支援について、ご報告いたします。

浪江町の損害賠償は、約3割の町民が未請求であることから、賠償支援の参加希望者を把握するため「状況調査票」を5月15日にお知らせ版とあわせて全世帯に発送し、現在集計中であります。今後は県弁護士会の協力のもと各会場において順次説明会及び相談会を開催してまいります。

災害給付金等の状況について、ご報告いたします。

初めに、被災者生活再建支援金の支給状況について、報告します。

地震により全壊又は大規模半壊した住宅については、5月末現在、57世帯の申請を受けております。これにつきましては御承知のとおり、現在、損壊した住宅の多くが立入禁止区域内にあり、詳細な調査ができないため、写真または本人の申告により、月1回程度現地を確認し、対象になる世帯に連絡し請求をいただいているところであります。

次に、災害弔慰金について、ご報告いたします。

災害弔慰金等の支給に関しましては、3月11日の津波及び地震により直接死亡された方が184名でありまして、うち支給対象者が171名となっております。5月末現在、申出受理件数が165件、うち支払件数は164件であります。今後も死亡届等により死亡が確認された方から順に、申出書等関係書類の提出をいただき、審査のうえ速やかに振り込みをしております。

また、災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、5月末現在、申出受理件数が175件、うち審査件数が123件、うち認定件数が119件、支払件数が107件であります。

平成24年度保育料助成について、ご報告します。

今回の大震災により被災した児童に対して、当該児童が保育所等へ入所する場合に、その世帯の経済的負担の軽減を図るため、23年度に引き続き保育料を助成することになりました。

現在、未就学児のいる世帯に対し、現況に関するアンケート調査を実施しているところであり、助成金支給の漏れがないよう、対象者把握に努めております。

また、世帯の所得確認等、関連業務は引き続き対応することになるため、今後も、避難先において適切な保育サービスが受けられるよう、対応してまいります。

なお、助成金の支給につきましては、所得税及び住民税額が確定したのち保育料月額を算定することから、10月並びに3月の2回の支給を予定しております。

教育行政について、ご報告します。

まず、小中学校の卒業及び入学の状況及び児童生徒数の状況について、報告します。

3月13日に、中学校の卒業式が行われました。

被災前の在籍数に基づく、平成23年度の浪江町全体の卒業生は、浪江中学校が129名、浪江東中学校57名、津島中学校が9名、合計195名です。

卒業生の進路状況は、県内の公立高校進学者数が108名、私立高校等進学者数が19名、合計127名で、県外の高校等進学者は、公立・私立合わせて63名、全体の進学率は97.4%となっております。

県内の主な進学校は、磐城高校、福島高校、郡山北工業高校、若松商業高校などへ進学し、県外の進学校では、栃木作新学院、東京音楽大学付属高校、新潟県新発田高校、埼玉浦和東高校、長岡工業高等専門学校、鹿児島商業などへ進学しています。

一方、3月末現在の就職あるいは未定の生徒は5名という状況であります。

3月11日の被災により中学生は、全国各地の避難先で区域外就学をしましたが、慣れない学習環境の中で高校進学という大きな目標に向け、子供達は大変な努力をし、それぞれの進路を切り開くことができました。

また、3月23日には小学校卒業式が行われ、町全体としては184名が卒業いたしました。

4月6日には、浪江小・中学校入学式が行われました。

平成24年度の浪江町全体の小・中学生の状況であります。小学校児童数は1,071名、中学校生徒数は588名で、全体で1,659名となり、その内、県内で区域外就学している生徒数は957名、県外で就学している生徒数は702名になります。

このように、小・中学生は全国241市区町村、749校に区域外就学しているのが現状です。

なお、二本松市内で再開した、現在の浪江小学校児童数は29名、浪江中学校生徒数は49名であります。

次に、心のケア相談員の配置状況について、報告いたします。

長期にわたる避難生活のため、心身の疲れや悩みが募り、カウンセリングを必要とするケースが出ております。

子供達や家族の、心のケア相談業務を行うため、4月2日から2名のスクールカウンセラーを、浪江小・中学校に配置するとともに、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー1名を4月6日から配置し、相談

業務にあたっております。

次に、文部科学大臣の視察について、報告いたします。

4月8日、平野文部科学大臣が浪江小学校を視察に訪れました。

視察の際、教育長から、浪江小・中学校再開までの経過や中学生の高校進学の実態、アンケート調査に答えた子供達の思いや願いなどについて説明をしました。

これに対して平野大臣は、「84%の子ども達が『浪江が好き。戻りたい』と考えているのだから、家族が戻って生活できるような状況を作り出すために、学校関係者も行政と一体となって努力して欲しい。子ども達は、地域にとって大切な存在だ。子供達のために現場の実態を把握しながら、文科省はできるだけのことを行う。」といった趣旨の発言がありました。

次に、子供達の招待事業について、報告いたします。

3月28日から4月4日までの8日間、中国宋慶齡基金が主催する、「東日本大震災復興支援事業2012年 日本中学生・高校生訪中団」に、浪江町の中学生10名が招待されました。

この事業は、3.11の被災地域、岩手、宮城、福島、茨城の各県の、被災した中学、高校生100名が今年の春休みに招待され、北京と上海を中心に訪問したもので、中国の学生との交流会や名所史跡の参観などを通して貴重な体験をすることができました。

また、4月22日京都府南丹市で開催された「日吉ダムマラソン大会」に選手5名とその家族、引率者など合わせて14名が招待を受け、大会に参加しました。南丹市からは平成23年5月より仮設住宅等の業務支援のため常時職員2名を派遣いただいております、今年度も継続して支援いただいているところで、支援の輪を市民にも広げるため企画したものと聞いております。

競技結果は、3kmロードレースに参加した東和中学校2年生(浪小出身)の松本蘭樹さんが1位優勝、その他、中学生3名が5位と6位に入賞する好成績を収めました。

最後に、浪江町復興計画の策定状況について、ご報告いたします。

まず、復興ビジョンの策定について、報告します。

浪江町の復旧・復興に向けた目標や理念、方針などその実現を図るための主要施策・展望を示した復興ビジョンを策定し、各世帯に配布しました。

策定に当たっては、復興に関するアンケート調査、復興町民懇談会、子ども向けアンケート調査、パブリックコメント等を実施し、その内容を踏まえたうえで浪江町復興検討委員会で8回にわたり検討し、3月27日に提言を受けております。

その後、政策調整会議、庁議、4月19日の浪江町議会臨時会での議決を経て決定したものです。

ビジョンでは、復旧・復興すべきものは「一人ひとりの暮らしの再建」であり、その上で「ふるさとの再生」を成し遂げるとしており、復興の理念は、「みんなでともに乗り越えよう 私たちの暮らしの再生に向けて」としており、基本方針は、①「すべての町民の暮らしを再建する」で、どこに住んでいようとも、今後どこに住んだとしても、幸せな暮らしを取り戻せるよう取り組んでいきます。②「ふるさと なみえを再生する」で、何年かかってもしっかりとした姿で再生させていきます。③「被災経験を次代や日本に活かす」で、脱原発、エネルギー自給自足のモデル地域の実現を目指すとしております。

次に、復興計画の策定状況について、報告いたします。

復興ビジョンを具現化し実現するための「浪江町復興計画」についてであります。第1回目の浪江町復興計画策定委員会を6月1日に開催いたしました。

委員会は、総勢99名で6部会(ふるさと再建、津波被災地復興、町外コミュニティ、生活再建、教育・健康管理、産業再生)を設けております。

第1回の会議では、福島大学名誉教授である鈴木浩氏に委員長をお願いし、委員会の目的と役割、復興ビジョンの説明、町の課題と課題を取り巻く現状説明、復興に関する町民アンケートについての説明をし、その後、部会に分かれての協議をしたところであります。

今後のスケジュールでは、8月には中間とりまとめを行い、パブリックコメントを経て9月中の策定を目指しております。

以上、3月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、後期高齢者医療広域連合規約の変更案件が1件、条例の制定・改正案件が7件、平成24年度の補正予算案件が2件、報告案件が1件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告を終わります。

行政報告が終了しましたので、これ以降の写真撮影及び録音はお控えください。

機材の撤収をお願いいたします。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については質問・答弁合わせて60分となります。一括方式は慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。

また、通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が、2人以上の議員から出されております。原発事故を受けて全町避難を余儀なくされている現在、その対応、対策等について質問が重複するという事象はやむを得ない面もありますが、議事整理上また円滑な議会運営をするため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したならば、その件について撤回するか、または、不足分の答弁を求めることで議事進行について、ご協力をお願いいたします。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

◇愛 澤 格 君

○議長（吉田数博君） 1番、愛澤格君の質問を許可します。

1番。

[1番 愛澤 格君登壇]

○1番（愛澤 格君） それでは議長の許可が出ましたので、通告してある1避難区域見直しの町の対応について。それから2町外コミュニティの整備について、3県外避難者への支援について、3件について一括質問方式で質問いたしますので、よろしく願いいたします。

東日本大震災・原発事故から1年3カ月が経ちましたが、避難者の生活には未だに明るい見通しはありません。国等の復旧・復興への対応にスピード感がなく、先が見えない状況の中で多くの避難者が不安を増幅させているのが現状ではないかと思っております。

町では、復興有識者会議と復興ビジョン検討委員会を設置し、昨年10月から復興に関する検討を重ね、その間、町民アンケートを取るなどして町民の意見を十分に聞きながら、今年4月に「町の復興ビジョン」を策定しております。今後はこのビジョンに基づき「復興計画策定委員会」を設置し、詳細な実施計画を策定する方針ということなので、大いに期待をするものです。

最初に、避難区域見直しの町の対応についてお伺いいたします。国は昨年暮れから、4月に設定した警戒区域の見直しに着手し、今年の3月までに該当している各市町村に提示しているということは

御承知のとおりでございます。このことにより、川内村や南相馬市などでは既に見直しが決着済となっている状況もあります。ただ、放射線量の高い地域を有する当浪江町や双葉、大熊、富岡町では見直しは立っておりません。具体的な国との協議に入っている、浪江を除いた状況のマスコミ報道がなされておりますが、町民の間でそういったマスコミ報道に関して、一体浪江町はどうなっているのかなという不安の声が多くなっているように感じております。町長はこれまで見直しの協議に入る前段で、インフラ等の整備を含めた一定の復興像を国が示すべきだろうという考えを出されていて、まだ、入り口の段階かと思っておりますが、その町長の考えは、私も全く同感でありまして、そういうことは必要なかと思っております。

ただ、国はそういうことをどのように考えているのかということも含めまして、現在の町の取り組み状況はどうなっているのかお伺いいたします。

また、今回の見直しは、放射線量に基づく見直しなのでありまして、一定の合理性はあるのかなと考えております。ましてや今後の町の復旧復興を考えれば、本当にスピード感のある対応も必要となってくるのではないかと思っておりますので、今後この辺の対応はどうなされるのか。今後の取り組み方針をお伺いしたいと思っております。

次に、町外コミュニティの整備についてお伺いいたします。このことは、町民の避難がかなり長期になりそうだという観点から、仮設の町役場仮庁舎を二本松市の平石高田工業団地の一角に建設することと連動しておりまして、町では二本松市、南相馬市及びいわき市の3カ所に整備するとしております。このことは、町の復興ビジョンの中で、短期ビジョンの中にも明記されておりまして、その期日が平成26年3月までの目標となっておりますので、かなり急ぐ必要があるのではないかと思っております。どのようにこの部分については取り組まれているのかお伺いいたします。

以前大熊、富岡町がいわゆる「仮の町」構想をいわき市へ整備したいと報道されたときに、いわき市長が「そのような話は何も聞いていない」と強い不快感を示したということが報道されましたが、いわき市も市内に被災地を持つ当事者の市長なので、当然の感想かとも思っております。町外コミュニティの整備については、相手がありますので、早急な打診が必要ではないかと思っておりますが、現在まで打診はされたのかどうかについて、そのいろんな取り組みはどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、県外避難者への支援についてお伺いいたします。全体的に避難者へは町広報の配布、月2回ほどやっていると思っております

が、あるいはまたフォトビジョンの配布等で町からの情報提供はかなりなされているものと思っておりますが、それでも多数の町民の方から情報が足りないという声が過去にもずいぶんありましたし、現在でもその声はなくなっていないのではないかと考えております。ある意味でこの要望というのは無限な部分がありまして、町でもその対応にはかなり苦慮されているとは思っておりますが、そのような中にありましても、県内の避難者には福島民報、民友新聞等での情報、ある程度現状に近い情報が享受できますが、県外避難者にあってはこのような生きた情報といえますか、それに近いような部分の情報は得られていないのが現状かと思っております。このような町民の声を解消するための取り組みはどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

先般議会としての町民との懇談会で、京都市を訪ねる機会がありましたが、その際にも情報不足の問題や借り上げ住宅の制度活用の不十分さを訴えられましたが、そのほかにも都市部での住宅の住み替えの回数制限の問題等が顕在しておるのではないかと考えております。当然これらは町単独では解決できませんので、国、県に強く働きかけることが必要かと考えますが、時間が経過すればするほど新たな問題が発生しており、町民の不安もまた増している現状かと思っております。町として、県外避難者との懇談が、去年もあつたとなっておりますが、再度これからも必要になってくるのではないかと考えておりますが、現在そのような考え方はあるのかどうかお伺いします。

以上、3点についてお伺いいたしますので、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 避難区域見直しへの対応について、現在の取り組み状況について、まずお答えいたします。

議員おただしのとおり、昨年12月18日に今の3大臣のほうから放射線の線量による3つの区域の見直し案が提出されました。その中で、やっぱり地元町村との協議もまだされておられませんので、これは提案ということで持ち帰るということで持ち帰ってございまして年を越したわけでございます。そういう中で、また具体的に私どもの提案としましては、まず賠償問題をどうするのか。それから除染をどういうふうにしていくんだと。そして私ども一番放射線の高いところに避難しましたので、健康管理と医療保障について、どのような形で恒久化をしていくんだ。そしてインフラの復旧についての予算の目途についてはどうなんだ等々、いろいろ私どもの考えて

いることを一つのパッケージにして提案をいたしました。それが今年の2月に入り、あるいは3月に入って、それらしい回答が来なかったということで、つい6月9日、3大臣との意見交換会がありまして、ようやくその素案と申しますか、そういうものを示されてきた状況であります。その素案と申しますのは、要するに除染については、減衰マップを4月22日に政府が出してきました。この減衰マップは、いわゆる物理的減少と、それから自然的減少、ウェザリング効果です。それによって自然に除染技術を加えないでどれだけ時間がかかるとどれぐらい下がっていくかという減衰マップを出してきたわけです。それに今回、6月9日の会議の中では、いわゆる3.11以前の人口が住んでいたいわゆる沿岸周辺部、あるいは行政区ごとに人口の住んでいたところと、それから減衰マップとあわせて機械的にそれをプロットして出してきたんです。現在の状況は20ミリシーベルト以下が34%だと。それから3年後、5年後には70%ぐらいまで居住可能になっている。いわゆる20ミリシーベルトに落ちてくるというような話なんです。ですから、私どもは政府が一番最初にお話しした1ミリシーベルトが一つの目標値だということだったわけです。ですから、この1ミリシーベルトまで近づけるのに、どのような技術と時間、そして国が1ミリシーベルトまで持続的に除染をしていく考え方があるのか明記をしてくれと話をしておったのです。6月9日の会議では、福島県知事からも強く要請をされました。なんとか明記する方向で今後はいきたいという話がございました。それから賠償の問題については、精神的損害については私は論外だと。いわゆる月10万円の精神的損害については私はこれは認められない。これはこれから東京電力の通報連絡体系APZの義務違反もありますので、それに対する賠償も重ね合わせていかななくてはならないと思いますけれども、これから精神的不安というのはますます高まってくると思いますので、やはり10万円の基準については、私は賛成できません。

それから財物の建物、土地について提案がございました。これが固定資産税の評価額、基準額で出していきたいという話でした。これについても、地域的な格差が非常に出てきます。これはやっぱり別な方法もあるのではないかということで、私どもは公共用地を取得する場合、例えば高速道路です。あるいは今まで県のほうでやっていた114号の拡幅の時の買収の価格。そういう諸々の公共用地の取得価格も一つの選択肢ではないでしょうかという提案をさせていただきました。ということで、これからボールが投げられて、私どもも今ボールを投げました。ですからこれからキャッチボール

が始まるというふうに思います。

それから、健康管理と医療保障については、これは法制化に向けて努力していきたいというような話もありましたので、いよいよこれから大詰めに入ってくると思います。そういう中で、今後、やっぱり区域の見直しをお互いに検討しながら、そして復興計画との兼ね合わせもありますので、そういう形の中で今後は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野壽長君） 1番の避難区域見直しの対応について、

①現在の取り組みについて、ご質問にお答え申し上げます。

町長答弁と重なる部分がございますが、ご了承願います。

まず、国が4月実施を目指しておりました今回の警戒区域の再編は、対象11市町村のうち、川内村と田村市、それから南相馬市だけであります。飯舘村も7月にも再編される見通しとなっておりますが、各町村状況が異なるなど、賠償方法が定まらないことや、いわゆる防犯対策などを懸念し慎重姿勢になっております。

浪江町の警戒区域再編につきましては、国との話し合いが持たれておりますが、新聞報道されておりますように区域見直し前に、双葉郡全体の将来像を示すことなど、7項目の課題について国が開示をするのが先であると。また、区域再編は、除染や損害賠償、インフラ復旧など、パッケージで変更すべきであり、区域見直しの前提として整備されるべきだということを申し上げております。このように町が要望している事項につきまして、パッケージで提示されなければ見直しの協議には応じられないと話しております。

3月23日、それから5月31日にも国との話し合いが持たれましたが、具体的な回答が無く、6月9日にも国と県、双葉郡8町村の協議の場においても、国は地域の将来についての素案を示しましたが、抽象的で不十分な内容でありました。

従いまして、今後さらに浪江も詰めていく必要があると考えております。以上が、警戒区域再編に係る現在の状況であります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 続きまして、町外コミュニティの整備についてをご説明いたします。

現在の取り組み状況、さらに候補地への打診等についてお答えを申し上げます。4月19日に策定されました浪江町復興ビジョンでは、分散している避難状況を改善するため、集約した「町外コミュニティで誰もが安心して暮らせるようにしていく」旨を記載し、県内に

数カ所整備のイメージを示したところでございます。現在町では、復興計画を策定中でありまして、復興計画策定委員会を設置し、その中に町外コミュニティ部会を設け、町民意向を踏まえた検討作業に着手しておるところであります。9月頃の策定を目指して作業を進めております。

今後の具体的な検討を進めるにあたりましては、町民の意向が重要であることから、町独自のアンケートを実施し、把握していくとともに、実際の実施にあたって不可欠となる他町村や県、国との連携も図ってまいりたいと考えております。

候補地への打診等につきましてですが、これにつきましては他町でも議論されておりまして、受け入れ先自治体が不安を招いている現状がございます。現段階におきましては、町民意向や前提条件の整理がなされていないため、打診までには至っていない状況にあります。

アンケートなどを実施して、的確な町民意向の把握を行っていくとともに、どのような姿での町外コミュニティを想定しているか。どこが整備主体となるかといった受け入れ先市町村との議論に際して国県とも綿密な協議を行いながら、進めてまいる考えでございます。

続きまして、県外避難者への支援についてでございますが、まず情報不足関係でございます。議員おただしのとおり、現在、町広報誌及びお知らせ版、フォトビジョン、携帯メールなどで情報を届けております。

広報誌の伝言板コーナー「つながる ところ」通信欄は、町民からのメッセージのコーナーでございまして、離ればなれになった方々の絆を深め合うため、各地区で自主的な交流会や集会などが計画されてきておりまして、発起人や連絡先などを入れた開催案内などに利用されてきております。また、「浪江のところ通信」は12号となりまして、多くの町民の皆様方が先の見えない不安の中で、どのような思いで生活し、ふるさとへの思いを抱いているのかということで、いままで約130世帯員の方々が発信してきております。

さらに、フォトビジョンでは、浪江の写真、交流会の写真なども届けるようにしております。また、町のホームページにつきましても、現在、新たに構築することで作業を進めております。

いずれにいたしましても、県外に避難している方は県内の情報を取りづらいこともありまして、最も重要なことはこれらの方々に浪江の情報をいかに伝えていくかであり、内容を工夫しながら最新の情報をきめ細かく届けるようにしてまいりたいと考えております。

また、議員おただしのおり、新聞等関係では、全国紙の新聞の取り上げが少なくなってきたおりまして、この事故が本当に風化しつつあるのかなと感じているところがございます。そちらのほうにも情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） 県外避難者ならではの新たな問題が生じているので、今後懇談会等の開催について予定はあるかということですが、原子力災害による避難生活が長期化することにより、就労や就学などにより住み替えの希望が増えております。県外については、既に借上げ制度を終了している県もあり、県外避難者への支援が不十分であります。町としても、国、県に県外における民間借上住宅の住み替えについても、避難している県外の都道府県で県内と同様の扱いについて要望しているところでもあります。

また、住み替えの回数についても合わせて要望しております。

県外避難者の懇談会については、県外に全国44都道府県に避難している状況であります。全県での懇談会については開催ができない状況にありますが、今後17都道府県で交流会を開催予定しております。その交流会の内容ですが、一日を有効に使うことにしております。一つに相談コーナー、情報交換、意見交換などの交流会を開催する予定であります。しかし、区域見直し、賠償問題、町外コミュニティなどが示されれば、当然懇談会を開催しなければならないと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番。

○1番（愛澤 格君） 再質問させていただきます。

取り組み状況は大体わかりましたが、避難区域の見直しについてですけれども、多少入り口から中身に入っているというような状況です。それで、浪江町と双葉町を除く各町村はまだ結論は出ていないものの、それぞれ見直し協議が進んでいるような報道がありまして、先ほど申しましたように、浪江町民の不安を増幅させるという感じでおりますが、このような状態をいつまでも続けるわけにはいかないのではないかと感じておりますが、そういう意味で国との協議で予定の期限はないのか。国のほうでいつまでも待つわけにも行かないのではないかとこの気もしておりますが、その辺のことわかればお伺いをしたいと思います。

それから、これは日々が経つにつれて、町民の不安といいますか増大しているということは先ほども申し上げましたが、昨年実施しました町民アンケートの中の自由意見にもかなり多くありました

が、除染は本当にできるのかとか、あるいは除染をしても元には戻らないでしょうと。ですから町には帰らないんだということで、賠償を完全にして欲しいというふうな内容のものが数多くあるということは御承知のことと思います。

このような声をだんだん無視できなくなってくると思っておりますので、この辺についてどのように対応されるのか。まだ、町が示したパッケージの回答が示されていないということもありまして難しい部分もあるかと思いますが、今後、どのように対応されるのか伺いたいと思います。

反面戻らないのではなくて、一刻も早く帰町したいと考えている人もおります。このような方に対しての対応もどうされるのか伺いたいと思います。

それから、町外コミュニティの整理についてであります。町単独では関係する市町村に対応はしていないといいますが、そういうことなんですけれども、私以前から各町でばらばらでこの問題は対応すべきなのかという疑問がありました。その理由は、国策として推進してきた原発事故により発生した問題ですので、本当にこれは国の責任で主体的に行うべきというふうに考えておりましたが、去る6月4日の福島民報の報道にもありましたように、「国は双葉郡内の自治体が検討している「仮の町」構想の具体化に向け、復興庁や総務省などと関係省庁による支援チームを発足させる方針を固めた」というふうにあります。国はやっと重い腰を上げたかなと考えておりますが、このことは当然のことだと思ひまして、国は支援ということではなく、国の責任で、責任を持ってこの問題に取り組むべきかと考えております。そういう意味で、今後、国との交渉をより強くして、スピード感を持った対応を望みたいと思っております。

当然、このように国が介入することになったわけで、町が復興ビジョンに掲げた町外コミュニティの整備については、平成26年3月までの目標達成。この辺は現時点でどのように思っているのか。この辺を伺いたいと思います。

それから、県外避難者への支援についてということで、いろいろな方からいろいろな意見もいただいておりますが、例えばの話ですけれども、現在、福島民報とか民友の購読をしている。あるいはまた今後購読を希望する県外避難者への何らかの対応といいますが、そういうことは、補助等も含めた対応は検討できないのかと思っておりますが、その辺もし考え方があればお伺いしたいと思います。

それから、県外避難者との懇談会ですが、県内県外を問わず、町

民と接触して意見を聞いて町が対応するという事は、本当に町民が安心するという最大のものだというふうに思っておりますので、これはぜひある程度の整理ができましたならば対応していただきたいと思っております。これは要望です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。

区域の見直しについての期限があるのではないかというおただしであります。これは私どもの双葉郡の要望事項については、5月末までに回答を出すという話だったんです。ところが、その前に野田総理のところにも要望活動にいきましたときに、時間がないけれども、5月末までには皆さんに回答出しますという話だったんです。ところが、具体的な検討がなかなか時間がなくてできないというような状況の中で、ある程度検討はしているけれども、5月末までは回答できなかったというのが、今回の平野復興大臣の回答でした。彼自身も、やっぱり約束したものについて、一日も早く構想を出して皆さんと協議をしていきたいというような話をしております。

したがって、この期限の問題については、やはり相当、特に賠償の問題については相当具体的になってきましたので、今月中ぐらいまでにはある程度の一つの目安が出てくるのではないかと考えております。

それから、先ほど指摘なされました、やっぱり戻りたいという方々もいらっしゃる。そういうことも含めて、できうる限りその見直しのことについては、先ほどのパッケージのある程度の回答を得れば、その協議に入っていきたいと思えます。

それから、町外コミュニティの件ですけれども、これ私のほうからは総括的な答弁になるかもしれませんが、昨日、実はいわき市長のほうに応急仮設住宅の件について、県のほうに申し入れしていますので、なんとか土地を探していただいて浪江町民のための応急仮設住宅を早く建設場所を探していただければかという要請をしてまいりました。

その中で、やはり議員おただしのとおり、これはいわき市長としては、いろいろ自分の市民の災害からの復興に向けて今やっているので非常に難しいところがあるのだという話で市長の焦燥感といいますかそういうのも感じてきました。私どももお世話になる以上は、あんまり迷惑をかけられないなというような感じはしてきましたけれども、やっぱりその中で、例えば仮の町を作るときに問題になってくるのは、今言った一つの地域に2つの自治体が入れるのかどうかという問題が出てきます。これはいろんな自治権の啓蒙という問

題も出てくると思いますので、その辺はお互いに連絡協調しながらやっていきたいと思っています。

それから、税金を課す課税権の啓蒙の問題も出てきます。そこもきっちりと話をしていかないと、なかなか困難かなという感じもあります。ただこれは特例ということでおそらく認められると思いますけれども。ただ、今の地方自治法上は、非常に難しいところがあるので、その辺はクリアして行かなくてはならないと。できうる限り、復興住宅、復興公営住宅というものも建設をしながら、ある程度長期化に備えた環境整備というものは早くしていかないとだめだというふうには考えております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、県外避難者に対する支援の中で、民報・民友を県外避難者に送ることができるかというご質問だったかと思います。避難者が県外に約7,000人いるということで、世帯数でも相当数の世帯数になるかと思えます。そういう中で、パソコンお持ちの方はある程度インターネットの中での県内の新聞記事の情報は取れる方もいます。ただ、いかんせん取れない方もいるということも承知しておりますが、新聞購入への助成については、毎日発行しているものなので、財政面のこともありますので、その辺も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 以上で1番、愛澤格君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで10時35分まで休憩いたします。
(午前10時20分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時35分)

◇紺野榮重君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。14番、紺野榮重君の質問を許可いたします。

14番。

[14番 紺野榮重君登壇]

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重です。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。大きな項目では、浪江町復旧、復興の件。そして今後の町内小中学校の件ということであり、それでこの質問要旨の5番の「3分割ということで町長の考え、決定時期はいつか」ということですが、それでも、「3分割」では

なくて「3区分」ということで訂正をお願いしたいと思います。

それでは質問いたします。東日本大震災、そして原発事故により双葉郡民7万人が避難の生活となりました。未だにほとんどの方々が戻れない状態であります。今や双葉郡存亡の危機であり、特に大熊町、双葉町、そして我が浪江町も大変な状況であります。双葉郡の歴史において、また浪江町の過去においてこのような重大なことがあったでしょうか。

「築城10年、落城1日」という言葉があります。長い時間をかけて築いた建物も、崩壊する際はあっという間だとの意味です。震災、原発事故で、今後浪江町の人口減少は避けられないと思います。相馬藩の239年前、天明、天保の大飢饉の際、餓死者1万6,000人、人口減が63.9%、藩人口が8万9,326人から3万2,247人に減少した歴史がありました。しかし飢饉からの立ち直りのため、相馬移民と二宮尊徳仕法で藩政を立て直したこと。また第二次世界大戦の敗戦、そして食糧難から立ち直るための苦労も大変だったと思います。復興が奇跡とまで言われた戦後の復興、私達は災害から復興した先人に習って皆で協力して、浪江町復興をしていかなければならないと思います。

主に町民と議会議員の懇談会で質問、意見いただいたことを中心に質問いたします。

今回で懇談会は5回目となりました。仮設、借上げともいろいろ不便、不都合はありながらも、大分落ち着かれたように思いました。仮設では自治組織、借上げでは各方部で「なみえ会」を立ち上げられ、情報交換、コミュニケーションがはかれるようになりました。

3委員会の総括では、「前回までは居住環境改善の要望」が主体でありましたが、今回は「帰町に関する判断を早く示してほしい」が大勢を占めた。中間貯蔵施設の問題、放射能問題、3区分の問題、賠償の問題、町外コミュニティ、いわゆるリトル浪江（仮の町）の件であったという総括でありました。

町民の一番伺いたいことは、いつ浪江に帰れるのかということでありました。町長の見通し、目標をお伺いしたいと思います。避難解除準備区域、居住制限区域、帰宅困難区域それぞれについてお伺いいたします。なかなか難しい質問かと思いますが、町長の答弁、目標を示すことによって町民は将来の希望を持つことができると思います。

中間貯蔵施設の件は、国、県、町との話し合いは、どのような状況であるかお伺いいたします。この件に関しては、中間貯蔵施設がつくられれば、町に帰る町民はいなくなってしまう。あるいはまた

一方、施設をつくらないと除染置き場がなくて復興できないので造らなければならないという意見がそれぞれありましたが、町長はこのことに対しどのように考えられますかお伺いいたします。

また、国の方針として、仮設ごみ焼却場を双葉郡2カ所、広野町と浪江町に設置したいと言われたと思いますが、どのような状況なのかお伺いいたします。

放射能問題では、目に見えない、におわない、長期的な放射能の影響、わからないことが多く不安であることの見解が多くありました。「放射能を正しく理解し、正しく怖がる」ことが大事だと言われた学者の方がおりましたが、町民に対しての学者の講演等、勉強する機会を多く設けて、町民の方々に勉強する機会を多く設けて、町民の方々に「放射能を正しく理解し、正しく怖がる」理解を深めることが大切ではないかと思えます。

第一原発1号機から3号機の原子炉圧力容器底部温度は安定して(約25℃～約60℃、2月26日)格納容器内圧力や格納容器から放射性物質の放出量等のバロメーターについて、有意な変動はなく、総合的に冷温停止状態を維持と判断。と原子力対策本部で発表されております。野田首相の収束宣言については疑問視されている方が多いわけですが、現在の1号機から4号機までどのような状態なのか。放射能が放出されているのか。町長はどのように認識されているのかお伺いいたします。

浪江町各所にモニタリングポストが設置されております。放射能は事故後1年3カ月が過ぎて浪江町全体でどのように変化しているのか。あるいは水、食料、土壌も検査されている範囲の中でお伺いいたします。

3区分の件では国の予定では4月1日から、大きく遅れない一定期間経過後に警戒区域は解除するというものでありましたが、現在なされていないが、その理由をお伺いいたします。

3区分、国で示す放射線年間量ですが20ミリシーベルト以内、20ミリシーベルトから50ミリシーベルト以内、50ミリシーベルト以上の区分であります。この基準とする場合は、3区分する上で、算定基準時期はどの時点になるのかお伺いいたします。

また、3区分になる場合、町の人口、面積はどのような比率になるのか概要をお伺いいたします。

3区分の件では3月23日、国の説明がありましたが、町としての考えは賠償の問題、復興計画を示すのが先だと返答したとお聞きいたしました。その後どのように進展しているのかお伺いいたします。

除染を進める上で3区分を決めないと、すべてにおいて前に進ま

ないと思いますが、町長はどのように考えているのか。時期決定されるのはいつ頃なのかお伺いいたします。

除染を実施するにあたっては、地域との協議を踏まえた仮置き場の確保と設置、本格除染について仮置き場の確保と除染施工について同意を得るための対応はどのようにするのかお伺いいたします。

町民の方々にとって、自分の地域、家の線量が気になる場所がありますが、詳細な線量分布図はいつ公表されるのかお伺いいたします。

将来帰宅できるとなれば、学校の再開も考えられますが、学校を再開するとすればどのような計画、方針で臨むのかお伺いをいたします。

町外、町内コミュニティ「リトル浪江」構想が復興ビジョンで示されましたが、目的は分散している避難状況を改善するため、災害公営住宅を造って生活関連サービスを充実、町外コミュニティを盛り込んだ二本松市、いわき市、南相馬市の3カ所と町内の低線量地に復興住宅の構想と思います。この構想は、浪江町民すべてが安心できるようなすばらしい構想だと思います。しかし、仮の町構想の話も同じだと思いますが、いわき市の市長がその話は聞いていないと「不快感」を示されました。それはごもっともな話だと私は思います。いわき市に断りもなくよその町をつくる構想なわけでありますので、し尿、ごみ処理、福祉施設の使用、税金は他町村ですので、この負担は大変なことと思います。町長の構想をお伺いいたします。

私は、浪江町の町民はできるだけ低線量地の町内に復興住宅等住まいを構えて、除染も一緒にしながら町復旧、復興すべきだと思います。思い出すことは浪江町から避難、体育館での厳しい状況の中で生活をいたしました。町でも食料、生活環境に十分に対応することができなくて、その対応のために親戚等に行ける方にはガソリン券20リットルを配布いたしました。そこで親戚、知人、友人のところに行かれた人もかなりありましたが、3、4日はお客様ですが、気をつかっていられなくなって再び体育館に来られた方が多くありました。私はその姿を見て、浪江町に住める条件を整えば、浪江町に戻って復興すべきだと思います。浪江町に重点をおいて復興住宅を建設すべきだと思います。

5月21日の民報で、双葉郡と飯舘村の災害公営住宅、5年間で5,000戸以上を想定して県が町村に代わって建設業務を担うという報道がありました。浪江町としては復興住宅に対してどのように計画していくのか伺いをいたします。

とりあえず低線量地から避難解除準備区域となったらば、公共

の施設を十分に利用する。浪江に住まない人は住まいを貸して賃貸料をいただいて、帰町時期を待てばいいのではないかと思います。なかなか若い人は決断できないかもしれませんが、今こそ60歳代の活躍するときだと私は思うところであります。

公共施設、役場、警察、常備消防、郵便局、農協、金融機関、その他諸々の施設、まずは電気、上下水道、まずは先行して進めなければならぬと思います。除染、復旧をどのような順序で進めるのかお伺いいたします。

仮の町構想で、大熊町、富岡町は広野、檜葉、川内も視野に入れた復興住宅構想を示されました。そしてまた町内の線量の少ないところにも考えているようであります。浪江町も双葉郡内であれば、広域圏として一緒ですので、何かと好都合ではないかと思いますので、浪江町としても検討すべきだと思います。このことについてもお伺いいたします。

今後復興していく上で大事なことは、まずは主要道路の復旧であります。本来、常磐高速道は開通が今年の3月でありました。今後の開通の見通しをお伺いいたします。

また、国道6号、浜街道、山麓線、114号、288号それぞれ現在どのような状況で、また今後の見通しはどうかお伺いいたします。

介護施設の件でお聞きいたします。浪江町にはオンフル双葉(特別養護老人ホーム)、貴布祢(老人介護保健施設)、一樹デイサービス、虹の家がありましたが、一部を除いて開設されておられません。そのため各市町村にお世話になって入所している状況です。入所希望待機者はどのようになっているのか。また、このような時に、浪江町民のための福祉施設の建設の予定はないのかお伺いいたします。

最後に、農地荒廃に対する対策についてお伺いいたします。警戒区域のため、耕すことができなくて2年目となりました。農業者にとって大変忍びない状況であります。年ごとに田畑の復旧が難しくなっています。町としての対策はないのかお伺いいたします。

以上であります。不明な点がありましたら再質問させていただきます。

○議長(吉田数博君) 答弁者、町長。

○町長(馬場有君) ご質問にお答えいたします。

先ほど3区分の見直しという点については、愛澤議員の質問にご答弁申し上げましたとおりでございます。やはり賠償、除染、さらには健康管理及び医療保障、そしてインフラの復旧ということが

区分の見直しの前提になっているという認識で今あたっています。そういう中で、今政府のほうから具体的に素案としては出てきておりますので、その素案について、私どもの町としての提案をぶつけて、そしてお互いに協議をしながらいい成果が出るような形で決着を付けていきたいと考えております。

時期的な問題については、先ほども答弁したように、非常に不安定なところはありますけれども、何とか一日も早い形の中で戻れるような形を作っていきたいと思っております。

それから、中間貯蔵施設に対する考え方でありまして、これは3月10日に汚染廃棄物の中間貯蔵施設、10万ベクレル超ですね。大熊町、それから双葉町、楡葉町の3町に設置したいという国から提案がございました。また、10万ベクレル以下の廃棄物については、富岡町の管理型処分場への搬入を考えているというような提案がありました。その中で、私どもの残された4町については、今申し上げました大熊、双葉、楡葉、富岡町以外の4町村には、仮設焼却炉の設置についてお願いしたいというようなお願いがございました。これは環境省との事務レベルの話の中では、中間貯蔵施設との関連事業でありますので、広域的な問題だということでもありますので、県と郡内8カ町村との協議の中で今後回答すべきだというふうに申し上げております。4月22日に中間貯蔵施設設置の意見交換会の中で、郡内の首長からは賠償などの問題が山積していると。議論は時期尚早。さらに最終処分場の設置場所がまだ確定していない。この中間貯蔵施設が最終処分場にならないように、あくまでも中間貯蔵施設だということを法律的に明文化をしていただきたいということを要請しております。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野壽長君） 福島第一原発1～4号機の状況についてご質問にお答えします。

平成24年5月28日に、原子力災害対策本部、政府、東京電力、中長期対策会議、運営会議が開催されております。東電福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けたいわゆる中長期ロードマップの進捗状況が公表されております。その公表によれば、福島第一原発1～3号機の原子炉圧力容器底部温度、それから原子炉格納容器気相温度は、本年5月27日現在、約30℃から60℃で推移しております。原子炉格納容器からの放射性物質の放出量等のパラメータにつきましては、有意な変動がなく、総合的に冷温停止状態を維持していると判断されております。

それから1～3号機の原子炉圧力容器底部温度、さらには原子炉

格納容器気相部温度につきましては、外気温の上昇に伴う注水温度の上昇により、非常に穏やかでありますけれども上昇傾向にあるため、今後原子炉注水施設に冷凍機を設置し、夏季の高気温時においても注水量を増加させることなく、原子炉関連温度の上昇抑制が可能となるよう対策を講ずるとのことです。

それから4号機につきましては、5月31日現在、使用済み燃料プール水温度が32℃で推移しております。5月17日から25日に原子炉建屋に関する点検を実施し、建屋外壁の一部に膨らみ（約33ミリ）が見られたものの、使用済み燃料プールを含む建屋全体としては、傾きがないことが確認されております。

以上が、1～4号機の状況であります。

また、1～3号機、原子炉格納容器からの現時点でのセシウム放出量につきましては1号機が毎時約0.003億ベクレル、2号機が毎時約0.005億ベクレル、3号機が毎時約0.003億ベクレルであります。1から3号機の合計放出量は、最大で毎時約0.1億ベクレルと評価されております。これが現時点でのセシウム放出量です。

発電所敷地境界での被ばく線量については、これまでに出示された放射性物質の影響を除いたものであります。年0.02ミリシーベルトと評価されております。

それから4番の、浪江町の放射線状況の変化、食品、飲料水、土壌の検査結果についてご質問にお答えします。

まず空間線量についてでありますけれども、文部科学省が町内40カ所に設置してあります「モニタリングポスト」の測定結果を「広報なみえ」にて平成24年5月号より掲載し、町民の皆様にお知らせしているところであります。それぞれの変化状況を見てみますと、横ばいまたは減少している箇所が26カ所、その他14カ所におきましては若干の増加傾向が見られる状況にあるということですが、増加の数値はほとんどが0.1マイクロシーベルトの増加で、最大値は0.3マイクロシーベルトでありました。全体的に測定数値は減少傾向にあるということになります。

次に、食品・飲料水についてでありますけれども、試験的に警戒区域内の「ゆず」と「井戸水」を測定いたしたところであります。

「ゆず」については、町内5カ所からサンプリングをし、結果は1キログラム当たり2,940から1万7,780ベクレルでありました。それから「飲料水」についても、町内複数箇所から複数回採取し検査しましたが、放射性物質は検出されませんでした。

今後も定期的に測定箇所を拡大しながら、監視継続を考えておるところであります。

最後に、土壌の状況でありますけれども、土壌中、深さ方向における放射性物質の放射能濃度分布について、津島地区7カ所を調査した文部科学省公表データから見ますと、土地利用状況が農用地とそれ以外に大別され、前者は14センチ以内、後者は5センチ以内で放射性物質が存在していることが判明したとあります。

今回、公表されました調査は、昨年6月中旬であるため、本年2月に調査した分の結果を踏まえた公表を注視していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 新たな区域を設定する際に用いる線量データについては、昨年11月に実施した航空機のモニタリングの結果を本年3月31日に補正したものを用いるとしております。

そこで、3区分による町の人口、面積等の比率に関して、国のほうから示されたのかというような話でありますけれども、これは示されたというか、先ほど愛澤議員にもお答えいたしましたけれども、減衰マップでいわゆる自然現象のウェザリング効果と、それから物理的な現象での減衰していく放射線量。年間。いわゆる1年、2年、そして5年、10年というようなものは示されておりました。それでそれをプロットして、今まで3月11日以前にお住まいになっていた区域ごとに人口があります。それを合わせまして、それで機械的な人口で示されました。現在、20ミリシーベルト以下のところは、2万1,000人の中の人口で34%だということです。それから5年後はどうだ。5年後には20ミリから50ミリシーベルトのところ落ちてくるわけです。そうすると大体人口の70%がいわゆる20%以下の人口に入ってくるというような機械的な分布図といいますか、グラフは示されております。

それから先ほどいつ戻れるかというようなことについては、先ほど答弁いたしましたように、これから国との協議が、賠償の問題も素案が出てきました。それから除染の1ミリシーベルト以下も国が責任を持ってその目標値に近づけるといようなことを明記する、明文化するという話になってきました。近々そういう具体的な協議に入っていくことでもあります。

それから、除染の件でありますけれども、国の方針としましては概ね年間積算量50ミリシーベルト以下となる地域については、平成24年から25年度の2カ年度で除染を進めるということにしております。

それから、本格除染の進め方ありますけれども、現在除染の実施計画の作成について、環境省と話し合いの段階にありまして、各

行政区を中心に仮置き場の確保についてお願いしながら、除染実施エリア内の住民からの同意を得た区域から除染を進めてまいりたいと考えております。

なお、国が除染を実施する地域における詳細モニタリング（100メートルメッシュ）については、環境省のほうから先月報告があったところであります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それではリトル浪江（仮の町構想）の考え、さらに復興住宅計画についてお答え申し上げます。

まず受け入れ自治体の負担についてでございますが、自治体の中に別の自治体をつくることは、本来の住民に加えまして避難住民を受け入れることになるため、法律や制度上の問題をはじめ、課税、ごみ処理、インフラ整備など、課題が山積みしているところでございます。さらに人口増に伴う渋滞の発生や公的サービスの負担増など、受け入れ市町村に過度な負担が生じてしまうことが懸念されております。既に自治が確立されています他市町村において、完全に独立した新たな町をつくることは、受け入れ自治体の感情、そして実態を踏まえれば大変難しいと認識しているところでございます。

当該自治体に負担が極力生じない仕組みが必要と考えておりました、それには国の関与とともに、特に広域自治体であります県の関与が不可欠と認識しているところでございます。

次に、町内における除染、復旧、住宅整備関係でございますが、現在、復興計画を策定中でございます。そういう関係で復興ビジョンにおける計画でございますが、その中では低線量地域から除染、復旧をさせていく方向としております。公共施設の先行除染、水道の復旧等も現在進めておまして、生活をしていく上で不可欠となる公共施設やサービスの回復、民間サービスの確保等を進めていくことが必要と認識しております。

また、おただしのおり、町内における住まいの確保も必要不可欠であると認識しております。そういうことで、復興公営住宅による住宅の確保についても、同時並行で検討しているところでございます。

郡内での住宅設備等につきましては、郡内におきましても低線量地区も存在しております。そういう中で、町村が連携して当該地域を活用していくことも必要との認識を持っております。

ただ、現段階におきましては、除染や復旧の具体的内容が明らかになっていないということで具体的な協議には至っておりません。状況の進展によって、郡内での議論も必要ではないかと考えている

ところでございます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） 主要道路の現状と復旧状況についてお答えいたします。

常磐自動車道につきましては、環境省による除染モデル事業を実施中でありまして、浪江工区の現地作業は完了しておりまして、報告書を取りまとめ中でございます。復旧、建設再開は、環境省で行います本格除染の後に実施する計画でありまして、東日本高速道路株式会社におきましては、本格除染時期等を含め、現在関係機関と打ち合わせ中でございます。

国道6号につきましては、2車線の車道は確保済であります。浪江町外においては、歩道及び橋梁が一部未復旧の状態でございます。国土交通省磐城国道事務所におきましては、各自治体の帰還に対応すべく、今年度内に本復旧を終える予定でございます。

その他の国県道につきましては、沿岸部は津波によりまして路面の流出及び路肩の洗掘。また、橋梁は桁及び高欄の破損。内陸部は路面の亀裂・段差等が発生いたしました。昨年9月末までに敷砂利や舗装修繕等の応急工事を実施し、車両の通行を確保しております。現在通行止めとなっているのは、町外ではございますが、いわき浪江線双葉町地内1カ所でございます。

現在、年間積算放射線量が20ミリシーベルト相当、平均空間線量率が時間当たり3.6マイクロシーベルト以下の箇所について、災害査定に向けた調査設計を実施しております。道路・河川・海岸等の公共土木施設災害査定のスケジュールについては、県において国と協議中ではありますが未定でございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは浪江町民のための社会福祉施設の建設構想についてお答え申し上げます。

震災前の町内にありました介護施設へ入所されていた町民の数は、約150名ほどございまして、そのほとんどが県内外の施設に現在お世話になっている現状でございます。

さらに、震災後の待機者につきましては、100名ほど今現在いるような状況でございます。こういった状況を解消すべく、今まで町内にありました社会福祉法人博文会と再開に向けた協議を重ねてまいりました。ようやく建設に向けた計画がまとまり、現在諸関係機関との調整に入ったところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 農地荒廃についてお答え申し上げ

げます。

この荒廃につきましては、町全体が警戒区域ということで、現在農地の耕作等については一切できない状態にございます。放射線量の問題や、農地の除染の方法がまだ示されていない状況で、それに加えて除染の仮置き場が決まっていない状況下でございますので、耕起・草刈り等の農地管理ができない状況であることは、非常に町としても危惧しているところではあります。しかし、これにつきましても、やはり現時点ではかなり無理があるということも、ご理解をいただかざるを得ないかと思っております。

今後、農地管理につきましても、先ほどからご答弁申し上げておりますように、除染と一体的に考えていかないとこれは難しいのではないかと考えております。

○議長（吉田敦博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ご質問の2番ですが、今後の町内小中学校の件ということで、避難解除後の学校再開の計画、方針についてのご質問でございますのでお答えいたします。

初めに、基本的な考え方について申し上げますが、浪江町の復興と教育の復興とは密接に関連するものであるという認識を持ってございます。この観点に立ちまして、「町の復興に深く関わり、復興の力になる教育」あるいは「地域に支えられ、地域の力を生み出す教育」を目指したいと考えております。

そのための手立てとしましては、現在、町では復興ビジョンを基にした復興計画の策定を進めておりますので、その進展に注目しまして、ただいま申し上げましたような基本的な考え方を生かすことができるように対応してまいりたいと考えております。

次に、避難指示解除後の浪江町における学校再開の計画についてでございます。この件につきましては、町の復興計画の中で、浪江町での復旧・復興に向けた除染計画、あるいはインフラ整備計画などの要件がどのようなものになるかによりまして、学校再開計画の大筋が決まるものと考えてございます。

従いまして、現時点ではどれほどの規模の学校をいつから再開するのかといった具体的な事柄について計画をまとめる段階には至っておりません。ただ、復興に夢と希望を抱いて浪江町に戻られるご家族とその子供達が安心して学ぶ、楽しく学ぶことができる学校を事情が許す限り、できるだけ早く再開したいと考えております。そのために、教育委員会といたしましては、町立の小・中学校の校長と協議の場を設けまして、想定される様々な状況に応じてどのような学校づくりが望ましいのかといったことについて、現在検討を重

ねているところでございます。

○議長（吉田数博君） 14番。

○14番（紺野榮重君） 再質問いたします。

今3区分のそれぞれの見直しをお示しいただきたいというふうに質問しましたが、もう少し時間がかかるという答弁だったと思います。私は、災害当初町長に、帰町時期、そういう目標を答弁いただきました。それでその答弁は目標3年、うまくいって2年と話をされたと思います。このことは、非常に町民にとって目標を定めてもらった。そういうことが私としては大変良かったなと思います。

今度は、3区分見直しということで以前と違ってまいりました。そこで、町長に新しい目標を示していただきたいかったのがこの質問の趣旨であります。大変くどいようでありますけれども、除染した後何年頑張ろうというような目標を示していただければありがたいと思います。

それから中間貯蔵施設、仮設の焼却炉ということでは私としては広野と浪江というふうに考えておりましたが、何かそれではなくて4町村に仮設焼却炉を願うという答弁をいただいたわけです。

[何事か呼ぶ者あり]

○14番（紺野榮重君） 残る4町村に仮設焼却炉を願うというふうに言われたと思うんですけれども、それでよろしいですか。

それから飲料水、食品、空間線量の変化、土壌はどうなっているんだということで、全体的には下がっていると、減少傾向であると。飲料水のほうは検出をされなかったということで、放射能の特徴があるのではないのかなと思います。

そこで、各所に40基、モニタリングポストが設置されておるわけでありましてけれども、その数値が我々が持っていった測定線量計と値が違うということが言われておるわけでありましてけれども、これは町としてどのように把握されているのかお伺いいたします。

それから除染の進め方の中で、これから除染をした仮置き場の同意、いろいろと難しい問題が出てくるのではないかと思います。モデル除染をしたふれあいセンターの仮置き場の状況の中で、大変景観が悪い。こういう中で、やはり置き場の検討というものをすべきだと思います。特に町なかでの公園、学校には除染物を置くということは避けるべきではないのかと思います。

それから、景観の問題で、できれば地上にできるだけ現れないような埋設の仕方をしたほうがいいのではないのかと思います。

それから、復興住宅の件であります。基本的には浪江町内の線量の低いところに復旧復興していくことが私は大事だというふうに

思います。そういう中で、そういう場所、土地を全部が全部、公共で確保するというのは難しいと。そういう中で民間の力を利用するといえますか、大体4家族、5家族くらいは、町内で自分の土地を見つけてそういうものに補助金を出すのも一つの方法ではないのかと思います。

それからまた、復興住宅建設にあたっては老人の方が多いわけにありますので、老人に使い勝手の良い施設にするようお願い、要望したいと思います。

主要道路の復旧の件では、本当は常磐高速道路がいつ頃までという見通しができないのかと思いましたが、6号線の場合は、2車線は確保してあるということのようであります。それで114号線の冬期間通行止めということで伺っておったわけですが、夏になっても解除されませんが、これは今後どういう方向でなるのかお伺いしたいと思います。

福祉施設の件では、建設予定だということで、町民にとって喜びではないのかと思います。

それから農地荒廃に対する対応ですが、現時点ではなかなか難しいと。除染と一体となつてということでもありますけれども、農地が荒れるほど、帰る意欲が失われてしまいますし、特に最低限でも草刈りというものをしていけないと、柳が出てきてしまう。木が出てしまうと。こういうふうになったら、田畑を元に戻すということは大変困難になります。何らかの手を打っていただきたいと思います。

それから、小中学校の件では、浪江町に戻ることができても、子供、孫が戻れないのでは町の再生はないと思いますので、除染をして子供達が安心して生活できるようになったときに、いつでも学校再開できるようにお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 帰町の目標については、明確に答えられないのが非常に残念でありますけれども、ただ今言えることは、やはり20ミリシーベルト以下の地域が果たしてどうなのか。要するに、国のほうでは1ミリシーベルトという数値を出しているわけですが、今年の4月から。ですから、それにどう近づけていくのかということが、注視していかななくてはならないということがあります。そういう中で、今後、時間的にどうなのかといわれますと、自然減衰ですか。そういう状況で下がっていくのもあります。

ただ、今までの技術にさらに拍車をかけた技術を使って除染をお願いして、できるだけ減衰していただきたいという形であろうと思

っています。やっぱりこの3年ですね。応急復旧期が復興ビジョンにも書かれていますけれども、この3年間の応急復旧期は、町にとって正念場になってくると思います。その正念場の期間の中で、いろんな先ほど議員のほうからおたがしあったように、復興住宅の問題であるとか、あるいはインフラの復旧、ライフラインの復旧の見通しがどういうふうになってくるのかということで、非常に重要な時期です。

ですから、できればこの応急復旧期に帰町できるような環境ができれば、私はいいのかと思っています。ただ、自然との相手もあります。さらにちょっと懸念しているのは、私どもの要望にも入っていますけれども、今の原発事故の収束、言われているように2号機、4号機の事故が完全に収束していないのでないか。冷温停止にはなっておりますけれども、ただ万が一、大地震とか津波が来たときにどうなんだというような面も懸念されます。

そういうことも加味しながら、やっぱり戻るといって戻ったときに、またそんな事故が起きた場合に、また避難していかなくてはならない状況になりますので、そういうことは二度としたくない、させたくないということだと思っていますので、その辺を考えながらやっぱり帰町、帰還というのは考えていく必要があるのではないかと考えています。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野壽長君） 再質問のモニタリングポストの線量の数値の関係でありますけれども、この件に関しましては、町民の方からこの数値がおかしいのではないかというような電話をいただいております。

その旨、町のほうから文部科学省のほうへ確認したところ、現在の線量はグレイ表示であるという回答でありました。今回、町内では40基設置してございます。そのうちグレイ表示のモニタリングポストが25台であります。グレイとシーベルトとも放射線量に関する単位だということでもあります。

グレイ表示の場合、マイクロシーベルトよりは約3割減ぐらいの表示であります。ですからこっちの数値の1.3倍ぐらいと見ていただければ大丈夫だと思います。今後、紛らわしいということもありまして、文部科学省のほうへマイクロシーベルトのほうに切り替えていただけないかという相談をしたいと思っています。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは5点目の再質問であります住

宅の件にお答え申し上げます。

基本的に線量の低い町内に整備すべきじゃないかというおたがしだと思えます。町の復興ビジョンの中でも、町内低線量地区における復興公営住宅の整備ということで明記したところがございます。そういうふうな中で、町民主体の復興計画の検討委員が中心となって復興計画を策定中ではございまして、その中で場所とか、そういう計画が検討されるようになっております。そういう中で、さらに高齢者とか障がい者にも対応した復興公営住宅の整備も検討され、さらにその設備が必要と考えているところではございます。

さらに、策定の方法につきましても、すべてが公的な機関でやるんじゃなくて、民間の力という方法もございまして、そういうことも今後具体的になっていくものと考えております。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野壽長君） 再質問の中の114号線の通行止めの関係でございますけれども、当初冬期間のみということではございましたけれども、国それから県警と協議した上で、ちょうどあそこが20キロ圏内という位置に現在バリケードを設置してございます。ちょうどあそこはかなりの線量が計測されておりますので、冬期間のみでなくて、継続的に通行止めをしていきたいという考えであります。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 農地の問題でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、まず草刈りをするということは、その置き場をどこにするかということも非常に重要な問題になってきます。当然これは除染の問題と絡めると先ほどご答弁申し上げましたが、その辺を含めて3区分の決め方によっては入れる場所もありますので、そこではある程度可能になってくるかと思えますが、現時点ではかなり難しいとご理解いただければと思います。

○議長（吉田数博君） 14番。

○14番（紺野榮重君） 質問ということでなくて、お願いということでありますけれども、今初めてグレイ表示ということをお聞きしまして、もう一つはマイクロシールド表示とグレイ表示の違いというものがあるということでありますので、それを今、マイクロシールドのほうに切り替えてもらうようお願いしているということでありますので、それよろしくお願ひいたします。

そしてまた、どうして違うんだということもなんらかの方法で町民の皆さんにお知らせしていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、14番、紺野榮重君の一般質問を終わり

ます。

○議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のため、午後1時10分まで休憩いたします。

（午前11時37分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後1時10分）

○議長（吉田数博君） 町長より発言を求められております。

これより許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 紺野榮重議員の質問で、20ミリシーベルトのところを20%と答弁いたしましたので、20ミリシーベルトに訂正をお願いしたいと思います。

◇山本幸一郎君

○議長（吉田数博君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

3番、山本幸一郎君の質問を許可いたします。

3番。

[3番 山本幸一郎君登壇]

○3番（山本幸一郎君） 3番、山本幸一郎です。通告どおり一問一答で。1つ、昨年の避難時対応について。2つ、町会議員と消防団長の兼務について質問させていただきます。

昨年の3月11日のあの悪夢の日から早くも1年3カ月が過ぎてしまいました。私も半年ぐらいはきのうのように鮮明に覚えていましたが、時が過ぎるに従って記憶が次第に薄れてきています。

町長はあの大地震、そして原発事故の検証を早いうちにやらねばならないと全員協議会の席で話していましたが、進捗状況そしていつまでに検証を終わらせるのかお答え願います。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野壽長君） ご質問にお答え申し上げます。

今回の災害は、これまで経験したことがない地震、津波、原発事故と異なる災害が発生し、特に原発事故に関しては情報がほとんどない状況の中で、避難誘導そして町民の皆様には生活の基盤をはじめ生きがいや目標などを奪われ、さらには健康や仕事など多くの困難に直面し、心労の耐えない長い避難生活を現在も余儀なくされていることに本当に心が痛みます。

今回の原発事故に伴い避難区域再編、それから賠償、除染、放射線対策など、経験のない対応に追われているところがございます。

議員お尋ねの検証につきましては、どのような体制で、どのような範囲について取り組むのかが検討されるわけですが、その検証を今後の地域防災計画の見直しにつなげることが大事であると考えております。

現在、当時の時系列などを精査しながら、記録書をまとめる作業を進めておるところでございます。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 少し今の私の質問と若干答弁内容が違ったんですけれども、いつまでに終わらせられるのかちょっと聞いているもので、長い月日が経つにつれて、先ほど私が言っているように記憶は薄れてきます。どのような文書が残っているかはわかりませんが、いつまでに検証を終わらせるか聞いているものですから、目標は聞きたいのですが、目標はいつまでとお答えを願えませんか。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野壽長君） 検証をいつまでに終わらせるかというご質問でございますが、現在記録書をまとめている作業を進めている段階であり、検証作業はまだ行われていない状況にあります。

今後どのような体制で、どのような範囲について取り組むかを検討してまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 次の質問に今のを重ねて質問させていただきます。

町長は昨年3月11日から16日までの避難の指示は、今思えば適正であったのかどうか。もしかしたらもう少しよくできたのではないかというような反省点があったら、いいか、悪かったか簡単に2つで言ってお答えしていただければよろしいですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場有君） 3月11日は議員ご存じのように、津波の避難誘導、避難指示、搜索活動ということでずっと津波に追われてきました。その中で翌朝、NHKのテレビの中で、首相官邸から原発で事故が起きているので、10キロ圏外に避難指示をお願いしたいというものが入ってきましたので、これは大変だということで直ちに災害対策本部を開いて、10キロ圏外に町民の方を避難誘導しましょうということで防災無線、あるいは消防団、警察の方々、そして常備消防の方々の協力を得ながら、10キロ圏外に出ていただくように避難をいたしました。その後、16日まで災害対策本部をその都度開催を

しながら、いろいろ事態の推移を見守っておりましたが、全然国、県、東京電力のほうから連絡が入らないで、非常に情報が不足した中で、災対を開きながら本部会議を開き、そして現在の二本松市に避難して行ったということでございます。

反省点としては、やはり私どもの情報力が欠落していたということも否めないところはございますが、やはり情報手段が文明の利器であるものを、そういうものをあまりにも過信したということで、原始的な形で無線とか、あるいは人伝えの伝達とかを重視すべきで、そして情報を的確に処理するということが必要ではなかったかということで反省をしております。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 次の質問にいきます。原発の近隣町でありながら、放射線または線量を計測する機械は保持していなかったのか。聞いた話によれば、計測器はあったようだが避難時に庁舎に忘れてきたと聞きましたが、事実ですか。またそのような計測器は浪江町消防署にはなかったのかお聞きいたします。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野壽長君） ご質問にお答え申し上げます。当町では原子力防災資機材としまして放射線測定器を設置しておりましたが、原発事故により10キロ圏内に避難指示、さらには20キロ圏外に避難指示が拡大され、ほとんどの職員が津島地区の避難所の開設や物資の調達、それから避難所の誘導にあたっていました。私どもが役場を出たのは、午後3時半頃だと記憶しております。いずれにしても、その時に測定器を持ち出せなかったのは事実でございます。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 浪江町職員の方が庁舎に忘れてきて測定できなかったために、多くの被ばくがもしかしたらされたのではないかと私は思うのですが、国のSPEEDIの報告、もしくは隠ぺいの件を町長は強くご指摘されていますが、もしこの時に計測器がうまく活用でき、線量の度合いが高いという自覚があれば、津島にそのように長く避難することはなかったのかと私は思います。

そこで、私がなぜこんなことを言いたかったかというのは、いつ何が起こるかはわかりませんが、検証しないでいると、今のことも全然誰もわかっていません。それだって次に今、原発事故が収束したかしないかは報道と私の考えは違いますが、検証しないで2、3年後に帰町したいという話には、かなり矛盾した点があって、何の防災対策もない状況で町長は2、3年後に帰町したいといったよう

にしか私には聞こえません。そこで原発事故は収束して2、3年後に町民を町に戻すような考えは変わっていませんかご質問いたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 前段の質問にまずお答えしたいと思います、やはり先ほどお話申し上げましたように、情報が足りなかったということで、本当に手探りの状況の中でいわゆる事故を起こした土地から、事故地から遠くにとにかく避難して行こうということがやはり人間の自然な形だと思います。そういう中で西のほうに北西のほうに避難していったということになりました。

6月10日のNHKの内部調査によって、今年の3月15日夜半にかけてSPEEDIの予測値に基づいて、文部科学省の職員が実際に放射能のモニタリングをしたんです。浪江でいいますと399を中心に。そこをSPEEDIがあって、SPEEDIがあてにならないと言っているながら、その予測値に基づいて文部科学省入って実地検査をしたということは、おとといのNHKの内部資料の報告でわかったんですが、まったくこういう非常にでたらめな形で、私ども少なくとも3月15日の夕方、3時、4時ぐらいまでは津島支所にいましたので、そういうものを予測値が出ているということをやっぱり我々に知らせていただかないと、私どもも避難をしていく経路がまったくでたらめになってしまうという形になると思います。

それから、後半の質問であります、私は冷温停止と今言っていますが、2号機、4号機が非常に今危ない状況であることは間違いないです。完全防護でいままでやってきたものが、地震、津波で屋根から土台から崩れていますので、そういう修復もまだ終わってません。そういうことで、災害が起きたらまたそういう状況になるということを、それらも想定しながら考えていかななくてはならないと思っています。ですから、これが本当に2年かけて3年かけて安定してくれるように東電にはお願いしたいと思います。

そして、いざ帰還できるような状況になれば、先ほど議員がおただしするように、地域防災計画も当然していかなくてはなりません。今検証は、福島県としては9月末まで防災計画を見直しするという事になっております。

ですから、それにあわせて私どもも政府、国会の事故調査委員会が6月にはすべて調査を終わるという形になっておりますので、そういうものを参考にしながら、私どもの地域防災計画の見直しを、大体福島県と合わせながら手直しをしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 防災計画については早急に見直ししていただくということで、次にいきたいと思います。

もう一度SPEED Iの件に戻りますが、国、県のSPEED Iの報告の遅れ、隠ぺいについて、町長はこれからどのように対応されるのか。昨日のニュースを見ていたら、事故調査委員会の発表がありました。SPEED Iの報告について発表をしていたのですが、その適切さについて、その時点では適切であったようなニュース報道がされていました。

1年3カ月も過ぎてなのですが、私はどうみても適正だったとは理解していません。もし県のSPEED Iの報告が瞬時に行われていれば、余計な被ばくにはなってしまいましたが、全然しなかったのかと思います。

重ねて質問しますが、このSPEED Iの報告の遅れの隠ぺい、そして昨日のニュースで発表していた原発事故調査委員会もその時点では適切だったという発言に対して、町長はどのように考えますか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

今議員おただしのおり、SPEED Iの非公開については怒り心頭という気持ちでおります。そして事故調査委員会が、やっぱり初動調査が間違っていたということで、SPEED Iを使いきれなかったということに対しては、非常に憤りを感じております。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 私は今の憤りはわかったのですが、これは前、テレビ報道などでもあったかと思うのですが、告訴の話みたいなことがニュース上で私見てましたが、この辺はSPEED Iの報告が遅かったから結果的には被ばくしたことになるのですが、町長としては、告訴に関しての意見と、昨日のテレビニュースで先ほど私が言っていたSPEED Iの報告の件は見たかどうかわかりませんが、その時点では適切であったなどというような、1年半も経ってそのようなことに対して全国放送のNHKでした。このような発言をされていて、異議の一つぐらひは私は言っていたかと思っはいますが、このニュースを見ていたら、その意見もくどいようですが、お願いいたします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ニュースの件についてはあれを見ていて、最初もそうだったんです。文部科学省の見解は、爆発して放射能が外部

に正確に放出した量がわからないから、そういうわからない時点の中で公開をするということは不正確だということを言っていたんです。まったく昨日のニュースと同じくそういうでたらめな話をしていますが、本当にいい加減だと思っております。

私ども今、縁がありまして、早稲田大学大学院の法科研究の7人の教授を私どもにいろんな地方自治法あるいは財政、それから今のSPEEDIの問題、賠償の問題で法的に論点を整理していただいています。SPEEDIの件については、論点整理がまとまってきております。そのために、我々が先ほど検証という話が出まして、その検証する資料がちょっと不足しているので、それを十二分に検証して資料を整えて、いろいろと皆さん議会もちろんそうですが相談しながら、しかるべき措置をとっていきたいと考えております。

それからもう1つ、私どもで忘れているのは、東京電力の連絡協定、安全協定です。そのことについて、やはり早稲田の先生の論点ではこういうことを述べています。「東京電力は、福島第一原発の管理を行っており、放射性物質を原発の外に排出し、近隣住民が被ばくすることがないようにする注意義務を負っており、また浪江町と協定に基づき安全な場所に避難ができるよう必要な情報を浪江町に伝える義務を負っていたところ、その連絡を怠り、その結果、浪江町住民をして高濃度の放射線を被ばくさせ、損害を与えたものであり、これによって被った損害を賠償する責任がある。」と先生方は述べております。

そういうことで、これをきちっと整理をしながら、しかるべき東京電力に対して法的措置をこれからとっていきたく考えます。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 今の件に関して要望なのですが、いろんな面で浪江町民は東京電力の賠償、非常に苦勞している方が多いかと思われれます。賠償は線量がいくらかったからいくらではありませんが、多くの方が余計な心身的ダメージを負っているのでありますから、賠償に関しても町長もう少し今の気持ちを添えていただき、東京電力と十二分に議論していただきたいと思えます。

次の質問にまいります。帰町についての考え方、先ほど若干ありましたが、今一時帰宅等で町長の承認のもと、確認のもとで一時帰宅が認められています。先ほど言っているとおり、原子力発電所は収束していないと思えます。もし一時帰宅中に大津波もしくは原発事故等が再度起きたならば、中に入って一時帰宅している方への連絡体制等はどのようにされているのかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○**災害対策課長（岩野壽長君）** 一時帰宅でございますが、町と国とのいわゆる防災センターのほうと協議しながら現在進めているところでございます。

○**議長（吉田数博君）** 3番。

○**3番（山本幸一郎君）** 今、1年3カ月は逆に言えばもう過ぎています。一時帰宅も以前あってから何カ月も過ぎています。大震災、千年に一度と言われてはいますが、いつ起きるかわかりません。

3月11日の防災無線もそうでした。鳴ってはいましたが、何を言っているかさっぱりわかりません。なぜならば、反響して言葉が耳にはっきり伝わっていないのです。物があっても、伝達していても、町民の皆様には津波だと聞こえたのかどうかは疑問に思います。

南相馬市の方に聞きましたら、そのような反省を踏まえて防災ラジオを配っているそうです。町も一時帰宅というような立場で帰宅している人のことを考えれば、何かの防災対策を早急に考えるべきだと思いますが、町長、その辺はどう思いますか。

○**議長（吉田数博君）** 町長。

○**町長（馬場 有君）** 議員提案のとおり、防災ラジオの提供とかそういうものも必要になってくるのかと思っています。

ただ、一時帰宅の許可制度の中にどういうものがあるのか、ちょっと事務的に私も詳しくわかりませんので、担当課長のほうに詳しく答弁させたいと思います。

○**議長（吉田数博君）** 災害対策課長。

○**災害対策課長（岩野壽長君）** 現在、一時立ち入り関係につきましては、個人にトランシーバーを1台ずつ配って、情報のやり取りは行っているところでございます。

○**議長（吉田数博君）** 3番。

○**3番（山本幸一郎君）** 一時立ち入りは町で認められたので、公益立ち入り等に関してはどのようになっていますか。

○**議長（吉田数博君）** 災害対策課長。

○**災害対策課長（岩野壽長君）** 公益立ち入りにつきましては、線量計の貸し出しは行っておりますけれども、トランシーバーの貸し出しは行っておりません。

○**議長（吉田数博君）** 3番。

○**3番（山本幸一郎君）** そこで、もし公益立ち入りにもトランシーバーの余裕があるのであれば、これから復興に入っている業者の方もいらっしゃいます。早急に台数を増やしていただき、公益立ち入り等にもトランシーバー等を何かあったときの連絡手段のほうをでき

るようお願いいたします。

次の質問にまいります。町会議員と消防団長の兼務について質問をします。

町長は、消防団に入団されたことがありますか。入団されていればわかると思いますが、消防団は縦の世界であります。上の言うことは絶対です。そのため、上の者も、下の者の見本になるように頑張ってきているのが消防団だと私は思っております。

そこで、消防団のトップ、団長が、大切な時に公務とはいえ、出席できないような状況が続いているのはご存じでしょうか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 私も入団していたことがございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 消防団につきましては、団長に限らず生業の傍らその職に就いているということで、有事の際は生業を休まざるを得ないということでデメリットが生じてまいります。

ご質問の議員との兼務職の場合につきましては、どちらか一方の職務を中断せざるを得ないというデメリットがあるということは認識をしております。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 今認識しているという答弁がございましたが、これはあくまでも認識という話であって、消防団というのは絆で結ばれている団体であります。先ほども私が言ったとおりに、消防団というのは絆、上下関係の繋がり。去年は絆という言葉がはやりましたが、消防団にあってこそその絆という言葉かなと昔からそのように感じております。

昨年、あの大地震で我が町は被害を受けております。その上、多くの消防団も犠牲になりました。町としてはこのような状況にあって絆、そして消防団活動を円滑にするにあたって、今の体制でよろしいかどうか、もう一度お答え願います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 消防団の絆、本当に3月11日の大地震、大津波、原発の事故、消防団長をはじめ幹部の方が災害対策本部に入っただけ、そして寝ずの搜索活動なり、あるいは会議等なり浪江町のためにご尽力をいただきました。

特に津島に避難した時には、絆を大切にしながら町民の方々を一人一人お守りいただいて、そしていろんな設備等、あるいはあれだけお多くの方があそこに入ったものですから、トイレもなくて、トイレを原始的にスコップで掘っていただいて仮設のトイレまで作っ

ていただきました。さらには、避難指示をするために津島地区あるいは津島に避難している方々1戸1戸、戸別訪問をしながら避難指示を手伝っていただきました。本当に消防団の皆さんのご労苦に対しては、筆舌に尽くせないご努力をいただいたということで、大変感謝をしているところであります。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 少し私の質問と答弁が食い違っていますが、次の質問で、もう一度お答えいただきたいと思います。

消防団員から私に近頃このような話があります。災害は、大震災は、団長の都合で今日はなし、今日は起きるものではありません。消防団の招集は団長が決めるのです。決めた本人が公務のため欠席、「そんなのやってくれるか。おめえ、部長ならわかっぺ」なんて私のところによく電話がきます。本当にそのとおりであります。そのような経過が、町長の耳にまでは届いていないのかと思いますが、今現在そのような状況にあります。

今もし大震災が起きればここも中断になるかもしれませんが、早急に団長に職務にいて議員活動は中断されるのかと思います。長になってみんなに指揮する人は、公務で欠席なんていうことは許されるものではありません。

そこで、今の消防団、団長任命もしくは人選は、どのように何人ぐらいで決められているのですかお答え願います。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 消防団団長任命につきましては、消防組織法の規定によりまして、消防団の推薦を得て町長が適格者を任命しているところであります。

ご質問の消防団長と議員の兼職についても法律的にはなんら問題はなく、それによる弊害については認識はしていないということであります。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） まずもって残念な答弁です。法律でよければ、なんでもよければ、こんな議員なんていないと思います。

あの震災があって進歩がない消防団、これもまずもって私が思うには寂しい次第であります。法律でもし何でもOKなら消防団の絆なんていうものは早急に崩れてまいります。消防団長というのは、あこがれでもあって消防団の誇り、トップでもあります。その団長が自分で招集をかけておきながら欠席するような状況をつくっている町の体制に私は異議があるのかと思います。条例改正をするなり、何かするべきと思われませんが、町長その辺はどのように思わ

れますか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問は、町会議員と団長あるいは消防団員ということだと思いますが、やはり町会議員としては、町民の人から選挙を通して選ばれた方で、町民の代表という形の性格を持っております。それから消防団というのは非常勤ではありますが、我々の生命と財産を守っていただく職務を担っているということで、大変大切な職務だと思っています。

しかし、それと兼務するという、あるいは万が一何か起きた場合には、指揮系統が持つ団長がトップに走っていくというのは議員おただしのおりだと思えますけれども、ただ議員と兼務することについては、やはり地方自治法の問題があると思えます。

やはり我々法治国家でありますので、法を遵守しながら法の中で柔軟性をもった中で運営していくことが必要だと思えます。そういうことで、ひとつご理解を賜りたいと考えます。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 私はご理解しませんが、法治国家といえどもこのような震災の場を経て、その法律がなっていたのでしょうか。

先ほど私は言っていますが、公務で準公務員かどうか知りませんが、団長もしくは議会議員の皆様の指示の下でやらせていただいておりますが、今そのようなことが兼務して、その職務に専念してできるのかということなのです。あれだけ困った1年前のことを思えば、やはり一緒にないほうがよかったのではないかというような、私は答弁が返ってくるのかと期待しておりました。まずもって、今の町長の答弁にはがっかりさせられておりますが、先ほども私は言いましたが、団長の都合で災害が起きるわけではないのです。いつ起きるか分からないときに出動し、皆さんの団員を結束させて、災害者を被災者をなるべくつくりたくないのが消防団員、そして消防団活動だと私は思います。震災時に、一つでも1秒でも早く命令できなければ、そのような団長とか上の人がいらなくなってしまい、そして団員がいうことをきかなくなってくるのではないかと私は懸念しているからこれだけ言っているのです。

いくら言っても法治国家だから許せるというような答弁では私は納得いきませんが、重ねて町長にもう一度ご質問します。今の体制でよろしいということなのですか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先ほど総務課長が答弁しましたように、消防団の中から推薦がありまして、任命権者である私のほうに推薦が上

ってきておるといふ状況の中で、手続き上はそういう形であれば私のほうで支障がなければ任命していくという手続きはとっていかなければならないと思っています。

そういうことで、消防団員の皆さんの総意が推薦という形で上がってくると私は理解していますので、そのようにひとつご理解をいただきたいと考えます。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 答弁が私の内容とは若干食い違っていました、町の方針に対してはご理解いたしました。

しかし、このような大震災を経験していて、絆を大事にするようなお話ばかりで実際は何もできていない町に対して、大変悲しいと私は思います。

以上をもって一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で、3番、山本幸一郎君の一般質問を終わります。

◇佐々木 英 夫 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

19番、佐々木英夫君の質問を許可します。

19番。

[19番 佐々木英夫君登壇]

○19番（佐々木英夫君） それでは19番、一般質問をさせていただきます。

町長が国に対して一生懸命抗議していることは十分承知の質問ですので、その上でお答え願いたいと思います。

まず、震災ということ。浪江町はその他に原発が入ってきたということでは、大変みんな困った生活をしているようであります。能力のない人がなぜあの時日本を動かしていたのかとか、それが残念でなりません。特に、時の総理のやってきたことは今検証しているようですが、まったくもって不幸な目に遭っているわけであります。そしてまた、誰も罪に問われないということが不思議でなりません。

今回、町長が告発するということですからそれを見守っていきたいと思っています。

日本は、戦後に戦争犯罪者というのがありました。それで絞首刑なんて我々小さいときに教わりました。しかし、今回は原発犯罪者ではないかと。本当に人の命を奪っているんです。今回も浪江で、先ほど町長が言われましたように命を絶った人がいます。しかしながら、その前にもいっぱいいろいろなことで、脳梗塞の人もいるでし

よう。それから口には出せませんが命を絶った人もいます。これは、それがあつたから命を絶っているんです。直接国は手を加えないけれども、その他で国のために死んでいる人が多いんです。こんなので許されるのかということです。

そこで、私が言った町は町民をどこに導いていくのか。方向を示されないうまま、現在の町民は舵の壊れた貨物船に乗って太平洋を漂流しているようなもの。今後、船から飛び降りる人も出てくると思っております。先の見えない現在の生活に希望というものがあるのかどうか。一日も早くその方向を示していただきたいと思うのですが、町長の意見をお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 行政報告でも申し上げましたように、非常に将来に対する見通しがなくて、そして日々の生活が不安だらけで、どうしていったらいいかという喪失感といいますか、焦りというものがあることは認識をしております。

そういう中で、希望の持てるビジョンを出して、そして浪江町をどのように再生していくのか、これが極めて重要な点だと思っております。今回、復興ビジョンが立派に手作りで出来上がりました。その復興ビジョンに基づいて、今、復興計画が策定されておりますけれども、やはり復興計画を具現化できるように、できるだけ早く町民の方々が希望の持てるような形で情報を発信していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 町長は、訪問事業とか、そういう人達のケアをするとか、確かにそれもあると思います。しかし、死んだ人はそんなことで死んでいるのではないと思います。それはなぜかということ、やはり人間はかなり苦しめられています。みんながみんなとは言いません。中には余裕がある人は悠々自適、家を買って住む人もいます。それからそれなりに希望を持った形の、仕事のことを考えながら生きている人もいます。

しかしそうではなくて、これまでぎりぎりやってきた人達は、銀行で待ってこれればいいですよ、借りたお金は。しかし待たなしで請求くるんです。これは1回、2回はいいでしょう。しかし何回もくると、どこにくるといったら精神的にくると思うんです。それを一日も早く決めるためには、やはり何回もお金のことを言うのは申し訳ないのですが、いついつまでに賠償ですか、財物賠償しますよとか、これの見通しつくとかという解釈でないと、おそらく精神的には楽にはならないと考えます。

皆さんは生活に余裕があると思いますが、ぎりぎりの生活をしてきた人は、1にお金、2にお金、3、4がなくて5にもお金なんです。それが精神を安定させる最高の薬なんです。だからできれば早く補償ですか、お金の面はいついつまで見通しありますよとなれば、それまで待ってればいいという、小さな明かりでもいいから私はみせてやってほしいと思います。だから、今、町民が船に乗せられているけれど、飛び降りる人も、またこれから出てくるような気がするんです。一日も早く。毎月10万円ずつ貰っています。その他に、今のあなたの住んで居るところについては戻れないかもしれないから、そういうものについては方向性を示してやるという方向ではないかと、町民の心は安まるどころか毎日苦しんでいると思います。今回首をつったという人は相当追いつめられていたと思います。気の毒だけれども、気の毒では済まされない。

といいますのは、さっきに戻りますけれども、国のやっていることは殺人なのです。だから告発するという問題はしっかりとやってもらいたい。私、議員でなくても応援します。2年、3年かかかって。後ろからけつを押してあげますから頑張ってもらいたい。

それはとにかくとしても、次に避難している町民というのは、新しい生活にどんどん家を造ったり、土地を買ったりしてやっております。この人達は、おそらく浪江にはなかなか帰って来ないと思います。そういう人が1人、2人と増えてきます。私達この前、町民との懇談会で甲府に行ってまいりました。そしたら、もう町がはっきりしてくれれば、こちらに来て家を買いたいんだと意見もありました。そういう人がいっぱいいるわけです。その陰には、浪江町には、もう戻れないだろうと言っていますから、そこをいかに町民を止めるためには、どういうことを今後指示していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 戻る人、それから戻りたいけれども戻れない人、そして戻らない人という、3極の視点から復興ビジョンを描いていただきたいということで描いていただきました。

そういう中で、今県外に行っている方々、そういう方々も、これから新しい人生をスタートしなくてはならないという気持ちは重々わかっております。ですから私どもはそういう方々が新天地で、いままで浪江町で生活していたような状況を後押しを行政としてできるものは後押しをしていくという考え方を持っています。

いずれ、皆さんのふるさとですので、そのふるさとに帰ってこれるような町の再生が必要です。皆さんお墓参りを、日本の習慣とし

てお盆にはお墓参りをするという風習がございます。そういう状況の中で、心のより所を再生しておかないと、町が、我々のふるさとがなくなってしまうというような感じを持たれたのでは、喪失感を抱きますので、ぜひそういう形で、いつ、何時戻れるような状況で、私どもがそういう環境づくりをしておかなければならないと考えております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） そうしますと、町長としては、早い時期に町に戻るような方向を決めるという形で考えてよろしいですか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 理想を申し上げれば、そういうような形で戻っていただくような状況、環境をつくっていきたいと思っています。

先ほど賠償の問題が出ました。やはりこの賠償の問題も、いよいよ私どももボールを投げることができました。いままでは、一方的に政府のほうで精神的損害が10万円だと。あるいはいままでの精神的苦痛については認めないというような方向できましたので、それでは駄目だと。きっちり我々の精神的な負担、そして財物の問題、これも先ほど答弁申し上げましたが、固定資産税の評価額の基準でいくという話が出ていますけれども、それでは私どもは納得いく賠償にはならないということで、今、政府のほうにボールを投げ返しました。まだ、正式には決まっていますが、今週中には復興大臣が私ども役場のほうに来て、おそらくその詰めにこれから入ってくると考えていますので、今、佐々木議員がおっしゃったようにしっかりと受け止めて、我々の主張はきっちり臨んでいきたいと考えています。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） ぜひ強い態度でやっていただきたい。期待しております。

その他に、現在の建物は大分老朽化、朽ちてきているという現状であります。何回も言うようだけれど、賠償の問題はイコールお金に変わるわけです。それが見通しつくと、先ほどから私が言っているような、町民がどんどん少なくなって安心して住まれるということだと思います。

公務員の皆さんは、仕事を辞めれば恩給なり年金というもので生活できるからいいですけれども、他の人達はそれがいない人がいますから、だからこれが生きてこないとなかなか容易でない。ですから、命をもって抗議したとだけいただければね、それは無駄にはいけない。町長は、私は新聞ですか、命の重さを感じるということ

で出ておりました。そのとおりだと思います。それを無駄死にさせてはいけないということだと思いますので、ぜひその辺は国と対峙する時には頑張ってもらいたいと思っております。

続きまして、町外コミュニティ（仮の町）の実現構想についてのことですが、2、3人の方からこの件は出ておりましたので大体わかります。

ただ、私から見ますと、町外に浪江町をつくるということは、相手があることでもあります。いわき市もいろんなことが出ておりますけども、南相馬市ですか。私、南相馬市の議員に聞きました。「そう簡単ではないよ。」ということをおっしゃいました。私もそのように思っております。おそらく市長が受け入れたとしても議会にかけられるでしょう。果たして何人の方が賛成してくれるか。そこには大変難しいということがあったみたいですね。それには、これらの構想については、自治体の中に自治体を新しくつくるわけですから、旧住民に新しい住民が入っていけば当然トラブルも起きてくると思いません。

それから、公営住宅を建てるとしても公営住宅の建設主体をどうするのですか。例えば原ノ町でやるとすれば原ノ町の業者がやるのですか。いろいろ出てくると思えます。それは国でやってくれるでしょう。

それから、補助金や交付金で我々に支給されたこと、前から原町に住んで居た人達は、いろんな差別が出てくるということが一つなると思えます。

それから、インフラの整備、これらの帰属はどうするのか。管理などの問題も出てくるのではないかと思います。先ほど課税の問題はあるということは前に質問した議員に町長答えましたけれども、そういうこともいろんな問題が出てくると思うんです。

それから当然仮の町ですから、住宅なども建てられると思えます。住宅になってくると、浪江町の町民は集合住宅でもいいという人もいます。それから戸建て住宅がほしいという人もいます。その辺の問題も出てくるので簡単にはいかないということですので、それは今後どういうふうに進まれるのか。そういう意味でお聞きしたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 今議員おただしのとおり、非常に法的な問題で整理するところが非常に多くなってくるということは間違いございません。そういう中で、今のような借り上げ住宅的な形の中で長期間住居を構えるという状況には肉体的にも精神的にも限界になって

きますので、やはりここはある程度集落が集まった中で、皆さんが一堂に集まれる場所をつくりながら、そこに復興住宅あるいは復興公営住宅を建設しながら、帰れるまでそこで待っていただくという舵取りが必要だと思います。

それを総称して町内コミュニティというような言葉で表されると思いますが、やはりこれは今議員おただしのとおり、いろんな避難先の自治体と、我々が自治体を維持するとするならば、相当なぎくしゃくした関係も出てくるとは思いますけれども、そこは避難先と連携を強化して、国あるいは県が中に入っていて、うまい町外コミュニティをつくっていきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 私は提案という形で申し上げるのですが、よく不動産屋さんには分譲地をつくりますよね。郷ヶ丘の団地とかあります。ああいう形で何戸か用意しました。そこで皆さん住まれる方は、この土地を使ってはどうですかという形のほうが、生き生きとした進み方があるのではないかと。その他に、仮設なんかに行くと、私は1人で住むから集合住宅のほうがいいんだという方もおりましたので、その件は私もびっくりして、なるほどそういう考えも持たなくてはならないかと考えましたけれども。あの方々は、大体は自分なりに家を持って生活をしたいという方が多いのではないかと。特に、高齢者は先が見えていますから、途中までお呼びきいているのですから、まず安心した所に住みたい。どんな家でもいいから自分の家を建てたいという人がおりました。逆に、町は集合住宅、戸建ても必要かもしれませんが、そんな大きくななくてもいいから土地を用意しました。これに住みたければどうぞという形も考えていただければという解釈をいたします。

それで、今後進め方について、やはり分譲方式みたいな形でいっても構わないのではないかと。それはもちろんどんな形で売るのがどうかわかりませんが、もうちょっと研究していただければ。

とにかく国の言っていることを鵜呑みにしてはなかなか駄目だと。先ほど冷温停止なんていうこと出てきましたけれども、細野さんが4号機を見て、建物の構造的には十分大丈夫ですなんて、あんなの建築家見たら笑われますよ。あんなものを見て、どこが安全なのか。素人でも。だから私は細野というのはおっちょこちょいだと私は思います。浪江の方言で一生懸命という言葉ですから。幾世橋のほうでおっちょこちょいというのは一生懸命ということなんです。だから、ああいう大臣の言うことを聞いていたら、浪江町容易でないと思いますので、町長の思うとおり突っ走って欲しい。

それと、「帰れますよ」と、必ず国の方針としては言うんですね。だったら私も住みますから、細野さんの家族を連れて浪江に住ませてください。そうすれば我々も犠牲になって一緒に住みますよという形をとりたいのですが、自分達はのうのと東京にいて、指図だけすればいいという考えで我々を見られたのでは、とてもやっつけられないという感じなのです。

私も寿命がないものですから、一生懸命今町長に申し上げておかないと安心した浪江町にならないのではないかとということで申し上げるわけですが、それがコミュニティセンター、仮の町ということの進め方にしては、いろいろあると思います。ですから、専門の方、たまたま副町長はこちらの建築のほうをやられてきているということですから、県のほうにおいて道路環境もやっつけられてますので、プロの中のプロですからよくその辺も、いろんな人の意見も聞かれたほうが進みやすいのではないかと思います。ぜひそういうふうに進んでいただければと思います。

それから、命というのは1つ、これは誰もがそうです。2つ持っている人はなかなかいないと思います。守るためには何をすべきか。それは1番目のご質問と同じなのですが、これは最終的には守るためには金しかないんですよ。なんか汚い形で申し訳ないんですが、人間の心はお金で買われるのが、うんと大きいんです。

ということは、私は安心させろという意味のことで言っているんです。一時期、双葉郡が町村合意したほうがいいのではないかとこの言葉もはきました。それから一家族に5,000万円ずつ渡して、これで20年ぐらいどこかで生活してくださいと。20年したらまた浪江町に戻ってきてくださいよと。ということは、土地でも何でも本人の名義であればいずれ自分のものですから戻ってきます。その間は5,000万円あれば、ざっとみて100坪の土地でこの辺だと500万円ですみます。建物坪40万円にしても1,200万円です。大体1,700万円ぐらいで一軒建ててゆっくりできるんですよ。ここだったらゆっくりお葬式も出せます。そのぐらい安心できるということです。残りの少なくとも3,000万円は、これで生活の糧、結局就職見つけてきたり、これから何とかしようというための準備金として20年頑張ってくれということになればできないことではないんです。

ずっと私この意見持って歩いたら「俺はそのほうがいい」というんです。そしたら除染するお金5,000万円はかからないんです。1軒当たり。そのほうが安いとみんな言うんです。私はその意見が通ると思いませんけれども、国はなるべくお金を出さないように。だから帰宅できるような形をどんどんとっていきます。それにおいて

は、命を繋ぐためにはそれしかないんだと。人の心をつかむには、町長も選挙によっていろんな人の心をつかんできてやってきたところだから、我々相談、優秀な人なものですから、わかると思うんですよね。なるほどそうかということではできていると思います。

それから1つだけ、一般質問出ていないものですから、法律でお聞きしたかったんですが、答弁はいりません。ただ調べてほしいというのは、東京電力にごみを送ってやる。放射能をまき散らしたんです、放射能というごみを。東京電力は。あれを宅急便で送ってやったら罪になるのかどうか教えてほしい。本当にこれはそのぐらいかっかきしているんです。あのごみ集めて放射能のごみ集めて。

○議長（吉田数博君） 19番、質問からずれています。

○19番（佐々木英夫君） 質問からずれてましたか。それは罪人になるのかどうかを調べてだけほしいということだけ言っておきます。そのぐらい我々は大変な思いをしているということですから。

放射能については、別に後ほどやると思いますが、東電と国の姿勢ではこのままずるずるといくような気がしてなりません。国としても町長と何回かやられていますよね、お話を。しかし聞いていると答えを出してこないんです。町長の行政報告を見ますと、要望、要望でいっています。こちらは要望するけれども、その答えは全然返って来ないんです。それではやっぱりさっき言ったように、どんどん長引いているということから、どこかでやはりけじめをつけてもらいたい。そうすれば、人の心も安らいでいくのではないかと。絆づくりも大切です。無駄だとはいいません。しかし一番いい薬は、早く損害のお金を払ってもらうということに尽きるのではないかと。思いますが、その件についていま一度、町長。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 賠償については、今まで度重なる行政活動、要望活動しております。私どもが要望したり、要請するというのはおかしいんです。我々被害者なんです。加害者が謝りに来て、見舞金を払って、そして皆さんに迷惑をかけて、日々の暮らしを失ってしまったということに対して、その損害賠償を支払うというのが私はひとつの筋だと思うのです。それがまったくお金を払ってくれるから申請しなさいとか、まったく主客転倒になっているんです。

ですから、そういうことを今言ってもしょうがないですから。ぜひ議員がおただしのおり、賠償が一つの正念場だと考えておりますので、ぜひ今週、平野復興大臣が来るという予定になりましたので、そこで激しく議論を交わしながら、私どもの町民の背中を後押ししていただくように頑張っていきたいと考えてます。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） ぜひそのような方向で進めていただきたい。ということは、東電は我々がお金さえ貰えば皆さん納得すると思っているけれども、放射能が少なくなったので家に帰りなさい。今まで安定していた生活をした。収入がそれだけあったというのが、まったく続かなくなってくるんです。今浪江町に戻ったからといって、すぐに仕事があるわけでないということを見ると、やはり東電の考えも、国の考えも間違っていると思いますので、そこはぜひ頑張っていたいただければと思います。

それから、最後になりましたけれども、議長に止められましたけれども、我々の気持ちはそのぐらいの「ちきしょう。」「このやろう。」という気持ちなんです。ごみをまき散らしたのは東京電力ですから、1年なんぼで家にもいっぱいたまりました。それをお返ししたいんです。宅急便で送ったら罪になるのかどうかどうは別としても、ぜひ調べていただきたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で、19番、佐々木英夫君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで、2時35分まで休憩をいたします。
(午後 2時21分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 2時35分)

◇馬場 績君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

20番、馬場績君の質問を許可します。

20番。

[20番 馬場 績君登壇]

○20番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績でございます。

最悪の事故から15カ月が過ぎました。これだけの犠牲を出しながら、政府も東電も、立地推進をしてきた福島県でも、責任をとった人は誰もいません。去る5月28日、浪江町議会は5度目の東電本社要請を行いました。浪江町議会の冒頭に示した「人災と認め」、すべてを崩壊させた加害者としての認識を明確にし、完全賠償の責任を果たすべきと求めたのに対し、次期社長を自認する広瀬氏はこう答えました。「人災にしろ、天災にしろ、やることは変わらない。

しっかりと賠償するというのが使命として認識している。」。要するにいまだに「人災」とは認めていないということであります。しかし、原子力安全・保安院と東電は、2006年に津波による電源喪失を承知していたのに、その対策をとってこなかったという重大な事実が明らかになりました。04年12月26日に発生したスマトラ島沖地震（震度5強～6弱）の津波でインドのマドラス原発の冷却用取水ポンプが浸水し、使用不能になったことについて原子力安全・保安院と原子力安全機構は06年に検討会を開催。津波による非常用発電機水没と全電源機能喪失について調査検討しました。そこには東電など電力事業者もオブザーバーとして参加していたことは、東電幹部自身認めております。事の本質は、津波被害の危険性を事前に承知していたのに、取るべき対策をとって来なかったということであります。結果に照らし「人災」であることは明白であります。その他にも、さまざまな具体的な根拠があります。全町民原発避難の首長として、国、東電の負うべき責任と「人災」に対する認識を改めて問うものであります。お答えください。

第2は、情報の隠ぺいと町民の被ばくについて質問いたします。

去る3月11日の民友新聞にも報道されたとおり、「文部科学省は、3月11日午後4時49分から仮定の試算を開始」このことについては今日の民報新聞にも新たな情報が出ております。町長の答弁でもありました。原子力安全・保安院も同様の試算を45件作成していたことが、政府事故調報告で判明しました。私も昨年の6月議会の一般質問で限られた調査の中で、「3月13日までにはSPEEDIによる汚染予測図が作成されており、国も県もそれを確認しながら私たちにもっとも必要な情報は公表されなかった。」と指摘をしました。町長にその対応を問いました。町長は「訴訟を視野に考慮していきたい。」と答弁されました。

もし、公表されていれば高線量の津島地区に避難しなかったことはいうまでもありません。問題はなにか。意図はどうであれ、国も県も東電も原発の重大事故を隠ぺいしようとしたことは事実であり、「放射能拡散の情報を対象地域の町民、県民に知らせなかった。」という閉鎖的、棄民的（我々町民を捨てるということです。）情報管理であったということでもあります。私はこれまであえてこの場で県の責任を質してはきませんでした。しかし県はSPEEDIのデータ消去について、検証結果を今年の4月に発表しました。続いて5月29日に行われた国会事故調で津波対策と併せてこの問題が大きな焦点になりました。国会事故調の場で野村委員に「情報をさばけなかったことは」と聞かれ、佐藤知事は「万全の体制をつくってい

た」と答えております。ところが「情報管理に問題があったか」と聞かれ、「本部にはたくさんの資料が入っていて、ついつい見逃した」と述べたとあります。万全の体制をつくっていたけれども、見逃したと弁解しているわけですが、では県の原子力災害対策委員では原災法第10条の通報を受けたときに、県防災会議緊急時モニタリング班は何をし、関係市町村にどんな情報を提供することになっているのか、町はそれに基づく情報提供はあったのか、国、県に対してどのような検証を求めるのか。国、東電に対する対応と合わせてお答えをください。

東電との「通報連絡に関する協定書」には町民の命と安全にかかわる全項目に渡って一切履行されなかったということであります。

協定的一方である浪江町、協定立会人である県とも協議し、東電側の問題と責任を明確にする必要があると考えます。どのように対応されるかお答え下さい。

次は、原発の再稼働についてであります。

夏場の電力不足などを口実に、関西電力大飯原発の再稼働を政治判断で強行しようとしています。再稼働に踏み切るという総理の見解が出されました。原発に対する政治判断なるものは、いかに非科学的なもので国民的議論に耐えられないものであるか、「原発事故の収束宣言」一つとってみても明らかなことであります。私は次の点から再稼働すべきでないと考えます。

①原発避難の我々の現実が示しているとおおり、最悪事故による命と生活の安全を守り得ないこと。

②津波、地震と原子力発電の本質的欠陥はどこにあるのか。その視点での福島原発事故の解明がまだ行われていないこと。

③使用済み核燃料の安定処分も、高レベル放射性物質の廃棄処分も目途がたっていないし、未完成の技術であるということ。

④再稼働の国民的合意がないであります。

ちなみに、6月4日の毎日新聞では71%が再稼働は急ぐべきではないという回答が出ております。関係閣僚の政治判断による再稼働など論外であります。町長は再稼働ありきの現状にどのような見解をお持ちか、お答えをください。

次は、原子力規制機関設置法案の問題であります。現在は「規制機関」の役割を担うとされている原子力安全・保安院は、原子力安全委員会も「不安院」であり、「原子力安全委員会は原子力村安全委員会」であります。今審議されている政府法案は規制庁を環境省の「外局」として設置するから「推進機関ではない」と取り繕うとしています。しかし、これまでの原発立地計画の環境アセスで環境

省はイエスマンそのものでした。対案として出されている自公案にしても「外局」とする点では全く同じであり、さらに自公案の問題として指摘しておかなければならないのは、この原発の規制機関関係法律に合わせ、「安全保障に資する」とあります。当然のことながら「有事」と「安全保障」を一体のものとし、安全保障を理由にいままでさえ不十分な事実隠ぺいの情報提供の問題が有事と一体とされるならば、さらに制限される危険は誰もが理解できることであります。最大の安全は脱原発という政府決断が、まるで欠落しているではありません。今国会事故調が政治家の誰でも聴聞を可能していることは画期的なことであり、再起動ありきの拙速法案ではなく、福島原発事故の教訓を生かし、第三者機関による独立した権限をもつ規制機関の設置こそ求められています。それこそ福島原発事故の最大の教訓であります。

そして、なすすべをもたない現状からの脱却は原発ゼロの大道のもと、廃炉も使用済み核燃料処理も全体を規制する権限をもつ機関の設立こそ、求められているのではないのでしょうか。

今、審議されている組織関連法案をどのように認識されているのか。福島原発事故の教訓を生かすためにはどうあるべきと考えるか、お答えください。

避難区域の見直しと復興再生について質問いたします。先の見通しがないまま避難生活が長期化し、精神的苦痛は深まるばかりです。区域再編については、浪江町が提起し、双葉郡の共通課題として求めていた7項目の前提条件について、4月22日以降「検討」の段階から具体的に進展があったのか、一部先ほどの質疑でも答弁はありましたけれども、被災市町村の復興構想、基本方針がどのように示されてきているのか、その視点からお答えいただきたいと思えます。

私は、区域再編の大前提は、汚染の詳細調査に基づいて、その分析、それに基づく復興の課題と復興の方向を示すことであり、賠償紛争審査会の不十分な賠償基準の見直しが求められていると思えます。

汚染の実態調査については、先ほど申しあげました5月28日の町議会としての細野環境大臣と折衝した際に、浪江町の土壌、森林、水質、海洋、生物などの詳細調査を求めました。細野環境大臣は「大事なこと。箇所を提案していただければやります。」と応対をしました。これまでのことはともかく、一日も早く政府の責任でこれをやらせる必要があります。実施申し入れについてお答えください。

次に、区域再編、指定に対する町の基本方針をどう示すのかであります。町民との協議をどう進めるのかであります。置かれている

町民の現状は、既に緊急避難準備区域が解除された広野町や3区域見直しを受け入れた南相馬市、枠組みを決めた飯舘村の動きなど、回りの変化に町民は複雑な反応を示しております。浪江町はどうするのか。帰れるのか、帰れないのか、はっきりして欲しいという帰町、帰還の目標を求める町民の声と、放射能汚染に対する本能的な恐怖と新たな生活と居住地を求める状況判断への迷い。全体像を示し得ない町や議会への不満、未曾有の危機であるのに主体性のない県、ズルズルしている政府への不満と怒りは根深いものがあるというのが現状であります。

新たな段階へ踏み出すという立場から、2点質問いたします。

1つは、政府がいう放射線量を基準にした3つの区域再編、即ち年間線量20ミリシーベルト以下は、避難指示を解除するとなっておりますけれども、それでよいのでしょうか。町の判断と、このことに対する公正な町民的な議論が大事と考えます。お答えください。

いま1つは、区域再編と町民の生活支援の基本は、どうあるべきなのかということでもあります。私は「どこに住んでいようと浪江町民、生活再建の支援の手はゆるめない」、「原発事故さえなかったならこうはならなかった。全ての賠償の責任は国と東電にある」この立場を揺るぎなく貫くことであると確信をいたします。町長の姿勢を改めて問うものであります。お答えください。

その基本的な立場と取り組みを強めつつ、仮の町構想の具体化をはかること。そして「ふるさと浪江」の再生、復興をめざし、ともに生活できる帰町への条件整備として、①除染の具体的計画。②財物賠償、精神的損害の見直しと賠償請求への具体的な支援。③町民感情を尊重しつつ、ふるさと回帰の条件整備の計画と進捗状況について、その情報を町民に開示することです。

これは、帰還へのイメージができる町民自身がイメージできる、その目途を提示するということにも繋がるものと思います。一步前を見て生活できるようにすること、これが大事ではないでしょうか。お答えください。

当面の緊急対応についてであります。仮設、借上げでの高齢者、障がい者の生活環境改善は急務であります。買い物に行けない。歩けない。会話がなし。眠れない。会話がなし。お金がない。ないないづくしで体も心も弱まるばかり、「65キロの体重が45キロにやせてしまった。これからどうすればいい。」と息子と離れて仮設に暮らす老女から電話がありました。現状放置は続けるべきではありません。医療、介護施設機能を備えた高齢者、障がい者優先の復興公営住宅の建設を国、県と協議し、これを早急に進めるべきと考えま

す。お答えください。

仮設住宅や特例借上げの入居期間が1年間延長されたのは、あまりにも当然であります。問題は、東北大の調査で明らかになったように、仮設生活の中で働き盛りの男性ほど抑うつ傾向が強いということであります。396人からの聞き取り訪問調査で、40代男性61%、50代40%、60代、70代、80代では25%という調査結果であります。将来の経済不安を抱えるほど抑うつ状態にあるというアンケート分析をしております。浪江町では同様の調査をされているのか、お答えください。

雇用保険が打ち切りになり、ローンなどの負債を抱え働いていないとすれば、将来を少しでも見通せるような雇用の改善など避難生活の具体的支援が必要であります。取り組みの現状と対策についてお示しください。

「仮の町」構想と受け入れ自治体との協議について先ほども議論になりました。特にいわき市には浪江町として仮設住宅もありません。建設を求めているということでもありますけれども、県との協議はどこまで進んでいるのかお答えください。

既にいわき市には、2,000人を超す町民が避難し、さらに増え続けております。復興庁を窓口とする法整備も検討されていると言われておりますが、「仮の町」の受け入れ市町村をどこに設定をするのか、この場で明らかにしていただきたいと思っております。

さらに、先ほどからの議論でも国、県と協議すると答弁をされておりますけれども、これから協議するということなのか、既に協議ははじまったということなのか。その町の取り組みについてお答えください。併せて今後の方針もお示しいただきたいと思っております。

生活再建と賠償、賠償と区域再建についてであります。原発避難で命まで奪われた現実は今ほど議論になりました。すべての町民が当たり前の日常が崩壊されてしまいました。それをどう償うのか。発生源である東電はもちろん、原発の危険に盲目であった政府が全面賠償すべきことはいうまでもありません。

去る5月28日、町議会が文科省副大臣との折衝の際、同席していた損害賠償紛争審査会事務局の方は、私の質問にこう答えました。月10万円の精神的賠償については、交通事故入院の1日4,200円を基準にしたこと、要介護、遺体捜索不可能など個別、具体例によっては増額が認められること。個別の件も最善を尽くすこと。原発ADRいわゆる紛争解決センターの和解件数は2,300件中、100件であることなど明らかにしました。したがって、賠償請求の標準または参考となるこれらの事例を明らかにさせ、町民に知らせるとともに、

原子力災害による長期避難の賠償にふさわしい精神的損害賠償（町議会としては月35万円を要請しております。）を町村会、県損害賠償対策協議会と協議ガイドラインを示して、ただ見直しということではなくして、ガイドラインを示して見直しを求めるべきであります。お答えください。

土地、建物などの不動産と財物賠償についてであります。政府案も示されましたが、これは問題であります。第一は固定資産税評価額で算定する、としていること。これでは地域内の格差はもとより、再取得イコール再出発が不可能であること。

第2は、解除までの年数に応じた一定割合の減額賠償方式であること。これでは3区域の一方的線引きによって、一方的に賠償額が決定されるばかりか、「帰還する」、「しない」の選択と併せ、大きな混乱が予想されることでもあります。区域再編と賠償、生活再建と賠償の問題を一体的に捉え、賠償基準の見直しと早期賠償を政府、東電に求めるべきであります。お答えください。

町の集団賠償と意向確認調査の結果、また今後の取り組みについてもお答えをいただきたいと思えます。

高齢者、施設入居者、障がい者の賠償請求と現状把握とサポートをどう進めるのか、お答えください。

前段で東北大学の調査結果を紹介しましたが、生活再建と自立の足がかりをつかむために、働く場所の確保、雇用創出をどうするかは現段階における重要課題と考えます。災害救助法を活用した産品開発などの試験、研究的施設の設置はできないものか、浪江町商工会あるいはJAふたば、あるいは避難先自治体との連携もあるでしょう。一定の収入も確保しつつ、生産活動に参加することは、労働意欲を引き出し、コミュニケーションが広がり、生きがいを見出すことにもなるでしょう。このために特別な対策が求められていると思えます。お答えください。

避難生活と町民の命、健康を守るために遅れている必要な対策について質問いたします。3月議会で求めた仮設での孤独死、急病、緊急通報、安否確認に役立つ、緊急灯とブザーの設置を求めましたが、まだ設置されておられません。それと追い焚き、収納庫設置など追加工事の着工を心待ちにしております。工事計画をお示しく下さい。

75歳のある老女は週2回のデイサービスを利用しながら仮設住宅で暮らしています。痴呆症も進んでおり、おもしろもあるといえます。1人での入浴は、まったく無理で夏場の生活は特に心配であります。正常な人でも災害ストレスが溜まり続けているのが現状であ

ります。平田中央病院との医療・介護連携、協力、協定の行政報告もありました。しかし仮設、借上げ入居者の現状対応としては、浪江町の施設入所待機者が100人いるとすればその受け皿をどうするか、極めて深刻な問題であります。家族離散による様々な生活の困難とストレスは深刻の度を加速させており、なおのこと医療、介護、福祉、心のケアと生きがいづくりの行政の対応が、今こそ強く求められているときはないと考えます。今日の新聞にも南相馬市の男性の自殺が報じられております。こういうことを繰り返すことのないように、取り組みの強化が求められております。今後の課題にどう対応するのかお答えください。

私は分野こそ憲法13条にある「すべての国民は幸福追究に対する権利」と憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障の体现を今こそ求めるべきであると考えます。特措法に基づく福島復興再生基本方針（素案）にある「安心して暮らすことの出来る生活環境の実現のための措置」にこれを入れるべきではないでしょうか。中・長期の課題とするのではなく、文字通り命と健康は緊急課題であり、具体的措置を強く求めるべきであります。お答えください。

最後に被ばくと健康管理について。第1点は被曝健康管理手帳の配布と18歳以下だけではなく、被災者の医療無料化についてであります。手帳交付については行政報告でもありました。私も6月、9月、12月議会でこれを取り上げ、12月議会では「その発行を考える」と答弁。3月2日の議会災害対策特別委員会に担当課長が出席し、手帳の素案の説明がありました。しかし、配布されておられません。行政報告では6月中にとあります。この管理手帳の優れた特徴は、被ばく行動の記録と被ばく線量、あるいはがん健診など、その記録に基づき生涯被ばくに起因する発病があった場合には、国、東電に対して損害賠償等が証拠の資料であると書かれております。発行される浪江町被曝手帳の基本的精神についてお答えをいただきたいと思えます。

6月8日の新聞報道では、浪江町と双葉町長の連名で被ばく者同等の法案整備を含め、国に手帳交付、医療無料化を求めたことは、一步前進と考えます。同時に私は、手帳発行の基本的精神にたつて、あくまでも被ばくした場合の賠償の証拠となる資料としての手帳発行で、国が発行する場合でもそうあるべきでものだと考えます。どのような視点で求めているのかお答えください。

ホールボディーカウンターやがん健診を記録した手帳をまずは発行することが重要であると考えます。

医療無料化の国の回答とあわせ、予算にも議決されております手帳の問題であります。先ほど答弁がありました。

県外避難者のホールボディカウンター受診の機会確保と、県外受診体制が整備されるまでの間、「どこに住んでいようと支援する」との立場で県外避難者に対するホールボディカウンター検査の受け入れと、県外避難者に対する交通費の助成を実施すべきだと考えます。

最近、被ばく2世の臨床データが広島大鎌田氏らの研究で明らかにされました。今回の福島原発から放射性ヨウ素の甲状腺被ばくについては、弘前大の床次教授やWHO被ばく線量推計でも同種の被ばくから100から200ミリなど被ばく障害の問題が大変心配されてきております。恒常的検査をどうするのか。大人、子供の血液、尿検査についても実施をする必要があります。その対応を求めて私の1回目の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、東京電力は先月、福島第一原発が津波で全ての電源を失う可能性があることを、事故の5年前2006年に承知していたと認めております。これは人災であるということは明白であると考えております。

経済産業省と原子力安全基盤機構においての勉強会に、東電など電力会社はオブザーバーとして参加したとのことであり、福島第一原発の場合、津波が敷地に浸水すれば海水が入り、非常用ディーゼル発電機などが水没し、機能を失う議論が行われたということですが、東電は「津波については、土木学会の手法にのっとって対策を取っていた」として、浸水対策をとっていなくても問題はなかったとの認識を示しています。

しかし、今回の津波により、現実に全電源喪失が起きており、何ら対策を講じなかった東京電力に対しては、怒りを覚えます。

それから、2番目のSPEEDIのデータ消去と県の責任とその対応を問うてありますが、事故後、国から県に「SPEEDI」の試算データを消去した問題について、福島県は4月に内部調査の結果を公表しております。

それ以前に私のほうに荒竹生活環境部長と担当の課長が消去したものについて、謝罪と消去した結果について、私のほうに報告がございました。その件についても、的確な内部調査は4月に結果を公表するというものであります。

そのときに、あなたたちの責任はどうなんだという話をしました

ところ、国会あるいは政府の事故調査委員会が検証されているので、その検討結果を見ながら県としての考え方を発表したいと話をしておりました。当時の実態あるいは責任の所在を公正な立場で明らかにしていかなければならないと私は感じております。

それから、通信連絡に関する協定違反のご質問であります。平成10年3月に東京電力と通報連絡協定を結んでおりました。福島第一原発に異常が生じた場合、町は直ちに受ける手はずで、事故等と申しますか、そういう連絡の手はずが整っておりましたが、事故前に東京電力が原発安全性に大きなミスあるいはトラブルまで事細かに報告してきましたけれども、今回の最悪の事態については連絡は一切ありませんでした。あのような状態でも、社員は歩いてでも町に来て、原発の状況を説明するべきであったと。まったく協定違反であると思っています。

先ほど、山本議員のご質問にもお答えいたしました。東京電力は、福島第一原発の管理を行っており、放射性物質を原発の外に排出して近隣住民が被ばくすることがないようにする注意義務を負っておりまして、浪江町との協定に基づき安全な場所に避難ができるよう、必要な情報を浪江町に伝える義務を負っている。その連絡を怠り、その結果、浪江町住民をして高濃度の放射線を被ばくさせ、損害を与えたものである。ということで、協定違反については、私どもが法的問題の論点を整理しているところで、早稲田大学の教授のほうからこのようにご指摘をされておりますので、今後はこの協定違反についてさらに精査をしながら、しかるべき措置を今後もとっていきたいと考えています。

それから、再稼働についてのご質問にお答えいたします。

野田首相は、「大飯原発の再稼働について、最終的には、私が判断する」ということをございしましたが、私ども事故の発生地から申し上げますと、東日本大震災と原発事故に関するしっかりとした検証作業をまず急いすべきであり、安全性あるいは防災対策など様々な問題が解決されないままの政治判断による再稼働することについては、住民の命を軽視するものであると考えておりまして、認められないことであると思っております。

それから、原子力規制庁法案と再稼働でありきの認識を問うというご質問でございますが、これは原子力規制にあたる新たな組織として独立性が高い原子力規制委員会を設置することが固まったとしており、今国会の会期内の成立が確実になったということでありませぬ。

これは、私どもが従来から原子力推進と規制と分離をして、きち

っとアクセルとブレーキを果たす役割をきちっとしていないと駄目だということをやっておりましたが、ようやく規制庁の法案が固まりつつあるということで評価はしたいと思いますが、ただ議員がご指摘をされましたように、独立性を強める政府とコントロールが及ばず再稼働が遅れる可能性もあるという再稼働ありきの議論もされていると見受けられますので、やはりこれは第三者機関を設置して、そして規制庁をつくり、国民の不安に応じる一日も早く、新たな組織のもとで、規制、防災体制を整えていただきたいと思います。

私のほうからは以上で、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野壽長君） 2番の区域再編と復興再生について。

（1）避難区域の見直しについて。①区域再編の前提条件は具体的進展があるのか、ご質問にお答えいたします。

浪江町の警戒区域再編につきましては、国との話し合いが持たれておりますが、区域見直しの前に、双葉郡全体の将来像を示すことなど、いわゆる7項目の課題について国が回答するのが先であること。

また、除染や損害賠償、インフラの復旧、健康管理対策など、「パッケージ」で検討すべきであり、区域見直しの前提として整理されるべきだということを申し上げております。

4月26日、それから6月9日にも双葉郡8町村との協議の場において、国は地域将来像について素案を示しましたが、抽象的で不十分な内容でありました。したがって、今後さらに内容を詰めていく必要があると考えております。

以上が、警戒区域再編の現在の状況でございます。

それから、区域再編に係る町民との協議をどうするのかということでございますが、国は新たな区域見直しを設定する際に用いる線量データにつきましては、今年の11月に実施いたしました航空機モニタリングの結果を、本年3月31日に補正したものをを用いるとしております。

今回の放射線量で区域分けする国の方針によると、当町は避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域の3区域に再編される可能性がございます。区域が再編されましても避難指示は解除になりませんので、宿泊は認められない。それから帰還困難区域以外の区域につきましては、立ち入りが自由になるだけでございます。区域再編が先行される中で、現在国が作成する除染実施計画につきまして、除染の長期目標の1ミリシーベルト以下の明示と、国が責任をもって1ミリシーベルト以下を目指す方針の提示を求めている

ところでございます。

いずれにしましても、区域見直しの国との協議にあたっては、詳細な線量調査の実施や地域コミュニティを維持するため、行政区単位の再編、それから町内における防犯、防火対策を基本としながら、国との協議に臨んでいきたいと考えております。

また、国は町民に対しまして、区域再編についての説明責任があると思っております。今後国との見直しの協議の過程において、町民の皆様へなんらかの形で説明していきたいと考えております。

それから、②の環境省に詳細調査の実施を求めたかについてご答弁申し上げます。

議員お尋ねの除染の詳細調査につきましては、町の復旧、復興にも大きくかかわるものと考えておるところでございます。つきましては、今後環境省、福島環境再生事務所を通じて汚染調査の実施について要望をしてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） ③の3区域指定に対する基本方針を町民とどう協議するのか。除染、賠償、帰還の目途についてお答え申し上げます。

警戒区域等を3区域に見直す国の方針につきましては、納得できる前提条件の整備が不可欠と考えております。線量のみによる区分では、地域の今後、自分の生活の今後といった町民の不安を増す結果となることが懸念されます。国には区域見直し等の議論の前提として、除染、賠償、健康管理に対する回答を強く求めてきております。

除染につきましては、先ほど災害対策課長が答弁いたしましたとおり、長期目標の1ミリシーベルト以下の明示と、国が責任をもって1ミリシーベルト以下を目指す方針の提示となっております。

賠償につきましては、別の土地での再建も含めて、生活再建が可能となるような賠償水準の確保や区域によって差の生じない公平な賠償でございます。あわせて、恒久的な健康管理と医療保障でございます。

これらの点を明らかにした上で、実効性のある除染計画等の策定や生活環境の整備スタンスの明確化がなされることで、町民の実感に沿う形で帰還の目途が議論できるようになると考えております。

なお、賠償の責任につきましては、当然のこととして東京電力は事故の責任者としての完全賠償をすべきであります。国も原子力発電所を推進してきた責任のもと、被災者の完全賠償に対処すべきであると考えております。

次に、(2) 当面の対応と復興再生法についてお答え申し上げます。復興公営住宅の整備に当たりましては、分散している避難状況を改善するため、集約していくことが求められているものと認識しております。住民意向の把握、国・県・他市町村との調整などの課題もありますが、極力早い時期に整備可能となるよう、調整を進めてまいりたいと考えております。

今後の整備に当たりましては、高齢者や障がい者に対応した建物の整備が必要と考えておるところでございます。

続きまして、仮の町の受け入れ自治体との協議の進め方について、質問にお答えを申し上げます。

町外コミュニティの設置に際しましては、設定する内容次第で受け入れ市町村の負担が大きく増えることが懸念されております。候補地として名前が挙がる自治体からは不安の声が国や県に寄せられていることも聞いております。そういうことから、受け入れ先で不安の生じない前提整理を行った上での協議開始が必要と考えております。

また、既に自治が確立されている他市町村の地域内における設置が想定されていることから、国や県等の主体的な関与・調整が不可欠であり、国県に働きかけを強めてまいりたいと考えているところでございます。

国とは検討すべき論点の整理について協議を始めたところでございます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 第1点目の雇用改善の取り組みについてお答え申し上げます。こちらにつきましても、現在、南相馬市、福島市などで、中小機構支援機構を活用した仮設事務所での事業を再開する業者が増えてございます。

現在、開始されている会社が25社ほどございます。少しずつではありますが、地元企業の再稼働ができていることから、これらの再就職も可能となってきている現況でございますので、これら再開した事業主とも協議をしながら雇用の関係をお願いしているところでございます。

また、雇用創出ということでは、ハローワーク等ともに昨年度では258件ほど相談を受けまして、就職が25件、それから就職巡回相談ということで、平成23年度は76回ほどやっておりまして、就職件数が48件ほどございます。仮設ではやっておりますが、なかなか借上げ住宅の相談が非常に難しいという現状でございますが、こちらについてもできるだけ連絡をとりながら、就職、雇用拡大できるよ

うに努めてまいりたいと思っております。

それから、生活再建と賠償についてでございますが、まず見直しを求めるべきであり、それから賠償ということのご指摘でございますが、まず町民にお知らせをするという点では、昨年12月に説明会の資料をもとに初めての損害賠償という雑誌を全戸に配らせていただきました。今回見直しにつきましても、現在、様々な事例等も含めた件数についてとりまとめ中でございますので、そちらが出来次第、全戸に配布できればと考えてございます。

また、損害賠償の額等でございますが、これらにつきましても現在関係課と協議をしながら進めているところでございまして、政府のほうにはガイドラインを作成したうえで、見直しを求めていくと考えてございます。

次に、区域再編と賠償問題に対する町の基本方針でございますが、先ほどから申し上げておりますように、町のほうで要求しております3項目、浪江町で言いますと除染、賠償、健康に対して、6月9日に福島市で開催された協議会で一定の政府案が示されたところでありますが、町長から答弁がありましたように、見直し案が出されております。

議員おただしのように区域再編と賠償と生活再建についてはすべて一体でありまして、区域再編に関わらず公平、公正な賠償を求めていくとともに、早急な対応を求めていく考えでございます。

次に、損害賠償請求の意向確認調査の結果と今後の対応でございますが、6月11日現在31%、6,794名の回答をいただいております。その中で説明会の参加者希望は、県内で673名、県外で194名となっております。今後、福島県の弁護士会と協議をしながら、日程調整、それから会場選定ということで、昨日も白河、福島等をまわって会場等の調整を行っているところでございます。

調査内容についてでございます。調査内容地区ですが、現在集計中でございますが、請求している方は85%、それから請求していない方は15%という、これはあくまで回答の中でございますが。それで請求されていない方で、病気、高齢等を理由とされている方は3.3%、調査票を提出されていない方々にもそれらの理由で請求できない方が多数いると思われまます。

また、施設入所者等につきましては、親戚の方、それから施設の職員の協力により請求を出している方もいらっしゃるようです。

今後は町が把握しております介護認定の情報と照合しながら、未請求者の実態をさらに細かく把握していきまして、支援策を講じていきたいと考えてございます。

それから、雇用創出と独自の対策をどう進めるかということでございますが、先ほども申し上げましたが、中小企業支援機構による事業再開が見えてきていることから、少しずつではあります、雇用就労の機会は増えつつあると考えております。

しかし、まだまだ厳しい状態であるということも承知してございます。ただ現在は、町外に避難している状態から、工場等の設置については様々な制約もございまして、非常に難しい状況下であります。重要課題でありますので、これらについても国、県等と協議をしながら、様々な研究機関等も将来的には浪江町に設置するという、誘致するという提案もございましたので、その辺を進めてまいりたいと思います。

農業関係では、シニア能力活用モデル事業、これは国の補助事業でございまして、これらによって昨年も農園活動を行うなど、新しい取り組みをされておりますので、そちらのほうも十分考えながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） （1）緊急ブザー、追い焚き、収納倉庫等の追加工事の進捗についてお答えいたします。

緊急ブザーの追加項目については、桑折町仮設、二本松市仮設の一部において完了しております。それ以外のそれぞれの仮設については、随時設置工事を進めております。今後設置要望があれば、県に追加工事として対応していきたいと思っております。

追い焚き給湯器、収納倉庫の追加工事については、6月はじめに各自治会をとおしまして調査を依頼しているところであります。6月下旬までに要望リストをまとめ、県に提出する予定です。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 抑うつ健康調査についてお答えを申し上げます。

避難生活も1年が経過いたしましたわけですが、当町におきましてはいままで抑うつ健康調査は残念ながら実施しておりません。自殺防止対策それから様々な対策を考えるうえで、現状把握は非常に大切であると考えております。したがって、実施に向けて各関係機関とすぐにでも協議してまいりたいと考えております。

続きまして、4番目の避難生活と町民の命、健康を守るためということで、（2）仮設、借上げ入居者の医療、介護、福祉、心のケア、生きがいづくりの現状と課題を問うについてお答えを申し上げます。

避難生活の長期化に伴い、町民の皆様の健康管理が大変心配され

るところでございます。町といたしましても、二本松市安達運動場仮設住宅敷地内に仮設の津島診療所を開設して診療にあたっているところでございます。また、桑折町、福島市、二本松市、本宮市の仮設住宅敷地内に介護予防やデイサービス等の事業を行うサポートセンターを開設しているところでございます。

しかしながら、町民の皆様は広域的に避難されており、これらの施設だけでは利用される方も限られてしまうため、その他の関係機関の支援・協力が必要不可欠でございます。

今後、それら関係機関とより一層連携協力を密にしながら、町民の皆様の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(3)被ばくと健康管理についてでございますが、第1点の被ばくと健康手帳の配布と町民の医療無料化についてでございます。当町が発行する放射線健康管理手帳は、避難生活の履歴書と私は考えております。医療費、精神的賠償の証拠となる証とも考えております。現在6月末までにお配りできるよう準備を進めているところでございます。

また、現在、医療機関などの窓口負担は特例法により免除されておりますけれども、恒久的な医療無料化について法制化を求めるため、先日双葉町とともに国へ要望したところでございます。これにつきましては、8月末までに回答するよう求めてまいりました。今後も引き続き要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、県外避難者のWBC（ホールボディカウンター）検査の対応でございますが、県外避難者へのホールボディカウンター検査の対応につきましては、現在と同様当町が実施しているホールボディカウンター検査を案内しております。交通費については東電が賠償するものと考えておりますので、現在のところ町の助成は考えておりません。

また、県外での検査機関の更なる確保につきましても、先ほどの医療費無料化と同様、現在国に対して要望しているところでございます。

次に、被ばく障害の現状と今後の対応でございますが、放射線被ばくに対する恒常的な検査は、必要不可欠なものと認識しております。現在、仮設の津島診療所におきまして、甲状腺検査をはじめ血液、尿検査についても検査できるよう体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 再質問をいたします。

今回の事故に対する人災の認識について改めて町長は、人災であ

ると明確に答弁されたことは極めて重大だと思います。そのうえで東電との協定、あるいはSPEED Iに絡む県、国の責任の問題について質問をいたしました。要するにSPEED Iの問題では、県は国会の事故調の検証待ちだということで、検討して環境部長が浪江町に謝罪に来たということで、具体的に検討してこの問題に対してどういう責任を負うのかということは、今の段階では明確になっておりません。今日の民報に載っているのですが、既にこのことについては、昨年来、他の新聞でも別の角度から報道されておりますが、SPEED I情報については、文部科学省は既に3月11日の段階で拡散予測図をもとに、汚染状況をモニタリングでもって調査をしろと。モニタリングというのはピンポイントの調査だね。調査をしろということで指示をしていたということまで報道されております。この見出しにもあるように、公表したのは3月23日、わずか1枚の公表でしたから、既に政府としては3月11日からSPEED Iによる拡散予測状況はわかっていたし、それを活用していた政府として。しかし知らなかったのは我々だけだということですから。

そういう意味では、私は3月11日から5月16日までの行動記録を、県立医大に提出しました。推計被ばく、外部被ばくが10ミリシーベルトという報告がありました。高いか低いかは、いろいろ見方はあると思うのですが、多くの方が無用な被ばくをしているということですから、裁判をやるかどうかはまた町長が言うように、きちんと論点を整理して詰める必要があると思うのだけれども、要するにこういう被害を受けながらも、こういう苦痛を受けながらも、原子力損害賠償指針の精神的損害の基準は10万円だと。東電は基本的には10万円だと言っているわけです。ここはやっぱりそうでないでしょうということで、無用な被ばくをさせられた。先ほどの質問でもありましたが、無用な被ばくをさせられたことに対する精神的損害賠償の見直しというのは、当然町民を代表して町長は請求すべきだし、もちろん議会としてもその角度からやってきているわけだけれども、改めてやる必要があると思います。

そのうえで、東電に対しては極めて重大な協定違反だと。論点整理をして、しかるべき対応をするという答弁なのですが、しかるべき対応の中身はなんですか。

改めて聞きますけれども、情報開示しなかった国や県に対して、しかるべき対応をするという立場にはたたないのかどうなのかお答えください。

区域再編の問題で、避難指示解除準備区域は、年間被ばく20ミリシーベルトとなっておりますが、国の線引きを認めるということは、

それを認めるということにもなるわけです。先程来、議論はされておりますが、年間被ばくについて1ミリシーベルト以下を求めると答弁をされておりますが、これは会談の席で求めたのか。それとも区域再編に対する浪江町の考えはこうですよということで、文書で国、県に求めたのか明らかにしていただきたい。

それから、汚染の実態調査については、実施を要望するということですが、古い資料を見ましたらば、県は今年の7月から平成25年まで土壌調査を継続的に行うということも、既に去年の段階で公表しているんです。その資料はお持ちですか。情報提供はありますか。併せて、環境省に対して詳細調査を求めると。その中身はなんですか、お答えください。

それから、これも区域再編の問題に絡む問題であります。要するに町民としては、どういうふうに判断をしたらいいのか。まったく見通しが立たないという状況で、3区域再編に対する町の情報開示を待っているということなのです。このことについて、今までどおりでは、もんもんとした状況がまた継続するということですので、町として仮の町も含めて、3区域再編も含めて除染、賠償、健康と言っていますが、町としてはこういう考えだよということを、フォトビジョンも含めて町の考えを町民がイメージできるような、そういう情報提供をすべきではないのかと。

それから、除染の問題に関連してですが、あるいは帰還の問題に関連してですが、一時帰宅で帰った人からの話では、去年かけたブルーシート、中には白いシートもあるそうだけれど、もう既に劣化しているということなので、これを今一度やらせる必要があるということ。そのことも含めて、今帰還の心構えに繋がる一つでもあると思います。このことについて町ではどう対応するのかお答えください。

それから、高齢者、障がい者の賠償問題も含めては、いろいろこのことについて触れましたが、1つは避難所、仮設、借上げも含めて本当にしんどい生活をしていると。先ほど短い言葉で事例を紹介しましたがけれども、このまま放置はできないのではないかと。緊急課題として高齢者、障がい者が施設に入居できる生活環境整備を急いでやらせる必要がある。独自に政府と詰めてできるのであれば、それをやらせると。同時に私は先の質問でも言ったように、再生復興基本方針、基本計画の中にこれをきちっと入れさせて、短期でこれをやらせると。医療・介護・福祉3点セットで高齢者、障がい者が安心して生活できるような環境整備が必要ではないか。そのことに対する対応はどうされるのかということについて、再度質問をいた

します。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 精神的損害の増額を求める件の質問であります
が、議員おただしのおり、これまで政府のほうには、私どもいら
ぬ被ばくをしてきたということで、将来に対する不安そういうもの
が募っている。それは放射能の高い所に避難していったというこ
とで、精神的損害に加味するものではないかということで度々申し上
げております。そういう形で先日、6月9日の意見交換会の中で、
そういうものを含めた中で、損害賠償のものを加味するということ
も含まれましたので、今後この協議にぶつかっていくような考え方
でおります。

それから、国、県、東電への告発関係の件でありますけれども、
これは先ほど3番議員の質問、あるいは愛澤議員、紺野議員にも答
弁申し上げました。この中で、やっぱりいわゆる犯罪の構成要件を、
今論点を整理としております。要するに業務上の過失傷害で告発す
ることを検討するというので、犯罪要件として被告の特定です。
特定の個人をどういうふうにしていくか。これは先ほど出ておりま
した予測付けのSPEEDIが、これを文部科学省でつくって、そ
れを原子力災害対策本部長、それから安全保安院長、福島県知事、
東京電力社長にいわゆる避難地域を設定するために、基本資料を送
らなくてはならないんです。それを保安院長が、SPEEDI情報
を正確に把握して災害対策本部長に情報を伝達しなかったというこ
とがあるわけです。ですから、まず特定の個人としては原子力安全
・保安院長が被告の特定になるのではないかという形です。

今、原災の本部長、県知事、東京電力については、ここではまだ
論点が整理されておられません。

2つ目の業務です。これは原災法に掲載されておりますので、あ
まり問題がないと。いわゆる業務をしなかった、仕事をしなかった
ということで、これは犯罪の要件として成立する。

それから過失です。過失については、さらにもっと情報を収集し
なくてはならない。決定的になるのは、国会あるいは内閣の事故調
が一つの情報の源になるのではないかということで、過失もそうい
うことであまり問題ではないのではないかということです。

それから、支障の結果については、被ばくの害が後から出てくる
場合もあるし、それが特定して今こういうふうにしん障が出たとい
うことが特定できないということで、ここはやはり判例に準じて論
点を整理していこうということでございます。

このように業務上過失傷害で告発する場合の構成要件が、まだ整

理がされていないということでもありますので、この点については6月中にはある程度の結論が出てくるのではないかと考えています。

それから、東京電力の告発については、これは協定違反だということは明らかに違反しているわけですから、これについては先ほど答弁申し上げましたように、いわゆる安全連絡義務違反について協定違反として告発できるという形になっておりますので、まずこれは明らかに告発できる場所だと考えております。

再質問の3つ目の1ミリシーベルトの件であります。これも度々国のほうには20ミリシーベルト以下のものについて、どういうふうに1ミリシーベルトに近づけていけるのか。今までの議論ですと平成24年、平成25年度の2カ年に渡って20ミリシーベルトから50ミリシーベルトの線量の地、それから20ミリシーベルト以下の地、2年間で本格除染をするということ。3年目、平成26年以降はどうなるんだという話で、それは言っていないんです。ですから、うがった見方をすると除染をやらない気かという感じがあるんです。そうじゃないと。1ミリシーベルトを目標に下げていきますと政府が話をしたわけですから、これはやはり国が責任をもって1ミリシーベルトにいつまでやって行くという姿勢といいますか、すべての書類に明記していただきたいをお願いをしたところでもあります。

そういうことで環境大臣をはじめ、明文化するような動きになってきましたので、今後とも詰めていきたいと考えております。

あとの再質問については、担当課長がお答えいたします。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野壽長君） 馬場議員の再質問の中の、環境省へ詳細な調査要望の中身はどうなんだということですが、以前から環境省には土壌調査の依頼を申し上げております。

町議会としましても、5月28日、国のほうに要望したということですが、土壌、森林、水質、海洋でございますけれども、これを含めて今回は要望してまいりたいと考えております。

それから、3区域の再編に係る情報提供でございますが、今後フォトビジョン、それから町の広報誌等に掲載しながら情報提供を行っていきたいと思います。

それから、ブルーシートの関係でございますが、現在東電で再調査を実施しているということでございますので、ブルーシートも東電のほうにお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 馬場議員の再質問にお答えを申し上げます。仮設、借上げ、高齢者、障がい者が施設に入居できる状況か

ということでの仮の町を含めた対応についての再質問でございます。

先ほども答弁いたしましたとおり、国のほうとは論点の整理について協議をしたところでございます。そういう中での移転、避難ですが、期間の想定、規模、機能、施設の問題とか、そういうことを踏まえた上で、さらにあくまで一時避難を前提とした整備水準に留めるか、恒久的な施設整備とするか、移転先自治体の既存の施設を活用する形とするかなど、いろいろ調整するところはございます。

そういう中で、町外コミュニティについては進めていくとなっております。今議論に入ったところでありまして、なかなか次に進むというのは、ちょっと難しい状況かなと考えているところではございます。

ただ、高齢者、障がい者の方、特に仮設住宅とか、借上げ住宅とか、だいぶひどい所に入っているという話も聞いておりますので、仮設は担当は違うのですが、仮設の施設の改修とか、そういう所も含めまして、生活環境の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） これで最後ですから、今まで抜けている部分も含めて。

これは去年6月12日の福島民報新聞です。警戒区域内の土壌調査、田畑で、放射性物質の測定を7月から平成25年度まで継続して調査する。この県の調査結果の情報を承知していますか。調査結果のデータをもらっていますか。このことについて答弁がありませんでした。

それから、県の防災計画では、原子力災害法に基づく10条、15条もあるわけですけれども、原子力災害法第10条が出た場合、原子力災害防災計画に基づいて、県の緊急時モニタリング班は何をすることになっていきますかということをお聞きしているんですけれども、お答えがありませんでした。県の防災計画を9月まで見直しということは、それはそれで当然なんだけれども、県としても見逃してしまったと、データを消してしまったと軽々しく言ってもらっては困るんですよ、実は。そんなことは私は聞き入れるわけにいかない、正直。一方では、体制は十分だったと言うんでしょう。県の原子力防災計画で、10条が発令された場合、モニタリング班はどこで何をすべきか。このことは明らかになっているわけでしょう。これをやっとなかったわけだから。データを消去したなんて、見逃したとか、容量がいっぱいなので消してしまったなんて、そんな消しゴム

で消す話ではないわけだから。だから町長が、これは見たかどうか分からないけれども、手順がちゃんと決まっているんです。これはやっぱりこれに基づいて、どうだったんですかということを一歩踏み込んで県に確認する必要があると思うんですこれは。告発するかどうかは別にしても。原子力防災というのは、命と健康に関わる問題だから。現に我々は経験しているわけだ。軽い気持ちで、甘い気持ちで、思いつきで聞かれたことに答弁する。県だよ。思いつきで答弁されるようなことでは困ると。県で発行している資料だから。私は去年の時点でインターネットで全部取ってあります。だからこれに基づいて、一歩踏み込んで問いただしてどうだったんですか。改めて町に対して、町民に対して誠意ある謝罪の態度を求めるべきだと思います。お答えください。

それから、仮の町構想について、いろいろ議論ありましたけれども、谷田課長答弁のとおりだと思っただけけれども、実は国、県と協議に入ったばかりだという段階だとは思っただけけれども、一方では、仮の町がすぐにでもできそうな報道になっているわけでしょう。それは帰りたいということと、あるいは自分がこれから先どうしたらいいのかという迷いの判断と重なっているから。町はそのことに対してどういう対応をするんだ、どういう構想なんだ。ここで議論して、きょう明らかになったことだけれど、これから国と県と協議するということでしょう。本当にそうなんですか。まだスタートラインについたばかりだということですか。改めて仮の町構想に対する現状についてお答えください。

それから、生きがいの問題、働く意欲創出の問題、いろいろ質問しましたけれども、明るい話題として、いくつかの仮設では軒先に花壇をつくっているんです。あるいはトマトを植えたり、キュウリを植えたり、ナスを植えたりしているんですよね。これはこれでやっぱり土にふれたいという思いと、生産の喜びを味わうという全く素朴な感情だと思います。

これも仮設を歩くと、まったく仮設の状況によってはばらばら。だから、町長も是非仮設の状況を見た上で、今町民が何をやっているか。何を求めているか。何をしなければならないのか。そこは肌で感じて欲しいんですよ。だから私は、いろいろ話をした上で、はし切れをもらって、いろんな製品を作って、それをお金に換えている人もいます。非常に生き生きしています。だから部分的にやっているわけだから、それはそれで構わないんだけど、もっと全町民が避難していると考えた場合、政策としてもっと大きく捉えて、私が言ったように産品開発、農産物だけじゃないんですよ。い

ろんな産品開発ができるような、そういう試験的、研究的施設をつくる必要があるのではないか。じゃあ具体的にどういう方法があるんだということもあるでしょう、それは。だけれども、福島復興再生法の中で、安心して住み続けられる福島をつくるとっているわけだけだから、明日の命がわからない状況におかれているときに、少しでも生産の喜びを持つ。あすへの一步を踏み出せる、見出すことができる環境づくりをしていく必要があるのではないか。産品づくりという命名がいいかどうかは別にしても、生きがいつくり、試験研究的な施設をつくってそこで働く。物をつくる取り組みをされてはどうでしょうか。

それから、ホールボディカウンターに関して、今検査は順調に行われているようですが、問題は県外の人なのです。これまでホールボディカウンターの検査終わったうち、県外からここに来て受けた人は何人おられますか、明らかにしてください。

その上で、私はやはり京都府からここに来るとか、大阪府からここに来るとか、福岡県からここに来る。これは来たくてもこれないですよ。そういう場合、当面福岡県で、あるいは静岡県で受診できないとするならば、その近くの大学や病院との連携はもとより、それでもすぐできないとするならば、ここに来て受けてくださいと。もちろん年齢のことも考える必要があると思います。その際に、かかった旅費は東電に請求してくださいなんていうことではなく、復興ビジョンで、きょうの行政報告にもあったように、どこに住んでいようと浪江町民だと、生活再建の支援をすると、命と健康を守ると言っているわけだから。健康不安、被ばくの不安があるわけでしょう。町で東電に請求するとも、やはり若い人とか子供とか妊婦とかそういう人が県外にいてここで受診したいという場合には、それに優先をつけながら当面は町で交通費の助成をする。ここまでやる必要があると思います。

時間がきたようですから、議長これで。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先ほどの10条、15条の原子力災害対策特別措置法に基づくデータの喪失、その件については、これから県のほうとしてもいろいろと事故調の結果などを踏まえていろいろ公表してくると思います。

そういう中で、いわゆる防災計画についての見直しをしておりますので、その精査をして私どもも、きちっと言うべきことは言っているということで、公にしていきたいと思っております。

仮の町の件でありますけれども、現在スタートラインに立ったば

かりで、ある首長、これは言葉が悪く私も解釈したのですが、ある首長が、仮の町という言葉を使っていたきたくないんだというんですよ。要するに避難先の中で自治体に行って、ある市と私ども浪江町が入ってくると、2つの市と町が共存するという形になるという捉え方なんでしょうね。ですから仮の町という言葉はあまり好きではないんだと言われたこともあります。

そういう意味で、いずれにしても町内コミュニティをつくっていかなくてはならない状況に来ておりますので、今、国とスタートラインにつきましたので、しっかりと私どもの町づくりというものを、きちっと申し上げていきたいと考えています。

それから、先ほどいい話で、皆さんで創意工夫による産品づくり、そこに一つの生きがいといいますか、小さな光りですがそういうものを見出しながら、これからそういう生きがいづくりも必要だと。やはり議員提案のとおり、私どももそういうものを研究して、そしてこういうこともあるのではないかという政策を出していきたいと考えておりますので、今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 田畑の土壌調査ということですが、これは3月議会に報告しましたが、県のほうで私も一緒に歩きました。検査については承知しておりますが、今、議員おただしの件については私ども承知いたしておりません。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 県外のWBC、ホールボディカウンターの検査でございますが、6月6日までの直近で申し上げますと、約1,300名が検査を受けております。

県外からの受検者でございますが、65名ほど6月6日までに検査されております。

旅費等についてでございますが、基本的には東電が支払うものと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 以上で20番、馬場績の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で20番、馬場績君の一般質問を終わります。通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。以上で本日の日程はすべて

終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（吉田数博君） 本日はこれで散会いたします。

明日は、午前9時から本会議を開きますのでご参集をよろしくお
願い申し上げます。

（午後 4時07分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成24年浪江町議会6月定例会

議事日程(第2号)

平成24年6月13日(水曜日)午前9時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 渡邊文星君の議員辞職の件について |
| 日程第 2 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 3 | 議案第40号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 4 | 議案第41号 東日本大震災等による被災者に対する平成24年度の町税等の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第42号 浪江町役場二本松事務所設置条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第43号 浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第44号 浪江町副町長定数条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第45号 浪江町税条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第46号 浪江町印鑑条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第47号 浪江町手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第48号 平成24年度浪江町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第49号 平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 報告第 5号 平成23年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について |

出席議員（19名）

1番	愛澤	格君	2番	山崎	博文君
3番	山本	幸一郎君	4番	吉田	数博君
5番	若月	芳則君	6番	横山	精一君
8番	泉田	重章君	9番	橋爪	光雄君
10番	田尻	良作君	11番	渡部	貞信君
12番	鈴木	辰行君	13番	佐藤	文子君
14番	紺野	榮重君	15番	佐々木	恵寿君
16番	小黒	敬三君	17番	勝山	一美君
18番	三瓶	宝次君	19番	佐々木	英夫君
20番	馬場	績君			

欠席議員（1名）

7番 渡邊文星君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	総務課長	根岸弘正君
復興推進課長	谷田謙一君	町民税務課長	大浦泰夫君
災害対策課長	岩野壽長君	産業・賠償対策課長	高倉敏勝君
復旧事業課長	鈴木敏雄君	健康保険課長兼津島支所長 兼津島診療所事務長	紺野則夫君
福祉こども課長	星光美君	生活支援課長	中田喜久君
会計管理者兼出納室長	島田龍郎君	教育委員会教育次長	屋中茂夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮口勝美	次長	岩野善一
書記	中野夕華子		

開議の宣告

議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

議事日程の報告

議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

渡邊文星君の議員辞職の件について

議長（吉田数博君） 昨日午後、7番、渡邊文星君から辞職願が提出されました。

一般質問中であり、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し日程を協議し、本日冒頭で審議することといたしました。

日程第1、渡邊文星君の議員辞職の件を議題とします。

事務局長より辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

議長（吉田数博君） お諮りいたします。

渡邊文星議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

したがって、渡邊文星君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

議会運営委員会委員の選任について

議長（吉田数博君） 日程第2、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員については、各常任委員会の委員長が委員になっております。

ただいま、産業・建設常任委員長が欠員となりましたので、直ちに産業・建設常任委員会を開催し、委員長の選任を行ってください。

場所は、2階第2会議室とします。

議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 9時03分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時12分）

議長（吉田数博君） ただいま開催された産業・建設常任委員会において委員の互選により、委員長に馬場績君が選任されました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

ただいま産業・建設常任委員長に選任された馬場績君を議会運営委員会委員に指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は馬場績君に決定いたしました。

以上で、議会運営委員会委員の選任を終わります。

議案第40号から報告第5号一括上程、説明

議長（吉田数博君） お諮りいたします。

日程第3、議案第40号から日程第13、報告第5号まで一括議題といたしたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第40号から日程第13、報告第5号までを一括議題といたします。

日程第3、議案第40号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 議案第40号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたします。

本案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、構成市町村からの共通経費負担金の算定基準を変更することについて、所要の改正を行うものであります。

詳細については、健康保険課長より説明させます。

議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

健康保険課長（紺野則夫君） 別紙新旧対照表でご説明を申し上げます。

外国人登録制度の廃止に伴い、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年1月9日施行されたことにより、福島県後期高齢者

医療広域連合議会の別表第3(17条関係)の「及び外国人登録原票」の記述を削除するものでございます。

議長(吉田数博君) 日程第4、議案第41号 東日本大震災等による被災者に対する平成24年度の町税等の減免に関する条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(馬場 有君) 議案第41号 東日本大震災等による被災者に対する平成24年度の町税等の減免に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき町税等を減免するため本条例を制定するものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

議長(吉田数博君) 内容説明、町民税務課長。

町民税務課長(大浦泰夫君) ご説明いたします。

第1条は制定の趣旨であります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の平成24年度の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の減免については、浪江町税条例、浪江町国民健康保険税条例、浪江町介護保険条例の規定にかかわらず、今回の制定の条例の定めるところによることとさせていただきます。

第2条は、用語の定義であります。東日本大震災、原子力災害の用語の意義を記述したところでございます。

第3条は、町民税の減免であります。平成23年中の合計所得金額が1,000万円以下であって、賦課期日において警戒区域、または計画的避難区域内に住所を有していた者についての個人の町民税については、500万円以下については減免の割合を10分の10、500万円を超え750万円以内については2分の1、750万円を超え1,000万円以下については4分の1に減免するものでございます。

第2項は、町内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、町内に住所を有しない者に対する均等割を免除するところとさせていただきます。

第3項は、東日本大震災により、居住する住宅が全壊した世帯に属する者に対する個人町民税については、減免の割合を10分の10に減免するところとさせていただきます。

第4条は、固定資産税の減免であります。土地と家屋につきましても、地方税法で課税免除するところとさせていただきますが、償却資産については、浪江町に償却資産を有し、東日本大震災及び原子力災害

により被災し、事業の用に供していない償却資産については10分の10に減免するとしたところでございます。

第5条は、軽自動車税の減免であります。地方税法では、警戒区域内で用途廃止になった場合は課税免除するとしたところございますが、賦課期日を基準としまして、東日本大震災による流出、警戒区域及び計画的避難区域内に放置した軽自動車については、減免するとしたところございます。

第6条は、国民健康保険税の減免であります。浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主については、全額を減免するとしたところございます。

第2項は、平成24年度に課される平成23年3月分以後の国民健康保険税について、平成25年4月1日までに納期が到来するものについても減免となります。

第7条は、介護保険料の減免であります。浪江町が行う介護保険の第1号被保険者については、全額を減免するとしたところございます。

第8条は、委任であります。条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるとしたところございます。

よろしく願いたいします。

議長（吉田数博君） 日程第5、議案第42号 浪江町役場二本松事務所設置条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 議案第42号 浪江町役場二本松事務所設置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、仮設庁舎の建設に伴い浪江町役場二本松事務所の位置を変更するものであります。

よろしく願いたいします。

議長（吉田数博君） 日程第6、議案第43号 浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 議案第43号 浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、仮設庁舎の建設により浪江町役場二本松事務所の位置が変更することに伴い、浪江町役場二本松事務所掲示場の位置を変更するものであります。

よろしく願いたいします。

議長（吉田数博君） 日程第7、議案第44号 浪江町副町長定数条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 議案第44号 浪江町副町長定数条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、副町長の定数2人とすることにより、東日本大震災からの町民のくらしの再生とふるさとの再生に向けたまちづくりを積極的に推進するため、町の執行体制を充実・強化するものであります。

特に、応急・復旧機能の3年間は町の正念場であり、多岐にわたる諸課題に対処するため、スピード感をもって、これまでの先例重視ではなく、今を考える価値転換を大胆にはかり、2人副町長制をひき、行政の牽引力を強めるものであります。

よろしく願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第8、議案第45号 浪江町税条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 議案第45号 浪江町税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

議長（吉田数博君） 内容説明、町民税務課長。

町民税務課長（大浦泰夫君） 議案第45号につきまして、資料の新旧対照表によりご説明いたします。

附則第25条は新設になりますが、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税均等割の税額を500円引き上げるものです。現行、3,000円の税額が3,500円になります。

これにつきましては、東日本大震災からの復興を図ることを目的に、自治体の実施する施策に必要な財源確保をするための税制措置となります。よろしく願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第9、議案第46号 浪江町印鑑条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 議案第46号 浪江町印鑑条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法が廃止され

ることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

議長（吉田数博君） 内容説明、町民税務課長。

町民税務課長（大浦泰夫君） 議案第46号につきまして、資料の新旧対照表にてご説明いたします。

本案は、住民基本台帳法の一部が改正され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることにより、外国人登録法が廃止されることに伴い条例の一部を改正するものであります。

1 ページをお開きください。第2条、第4条、第5条につきましては、外国人登録法が廃止されることに伴い、外国人登録法に係る文言を削除するものでございます。

2 ページをお開きください。第5条第2項につきましては、新設となりますが、外国人住民の印鑑登録について新たに規定したものでございます。

第6条につきましては、印鑑登録原票、第11条印鑑登録証明書及び第17条印鑑登録の抹消においても、新設される項目を含め、外国人住民の取り扱いを規定したものでございます。

附則第6号印鑑登録及び証明に関する手続きについては、通常窓口で直接出向かなければならないところですが、全国に避難している町民の利便性に鑑み、郵送による手続きを可能としたものでございます。

これ以外の改正については文言の整理となります。よろしく願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第10、議案第47号 浪江町手数料徴収条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 議案第47号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成24年7月9日に外国人登録法が廃止されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。よろしく願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第11、議案第48号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第2号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 議案第48号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、浪江町復興計画策定事業、特別養護老人ホーム補助金などにより、歳入歳出それぞれ2億9,110万円を増額するものであり

ます。

歳入の主なものは、町税等の減免条例の制定により、町税 6 億 1,401万1,000円の減、特別交付税 6 億1,401万1,000円の増、浪江町復旧・復興基金繰入金 2 億6,004万2,000円の増などであります。

歳出の主なものは、特別養護老人ホーム建設補助金 2 億3,300万円、甲状腺検査手数料900万円、浪江町復興計画策定事業関係費 2,704万2,000円の増額などであります。

詳細については総務課長より説明させます。

議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

総務課長（根岸弘正君） それでは事項別明細書によりご説明を申し上げます。6 ページをお開きいただきたいと思います。

款 1 町税であります。これにつきましては、町税等の減免等に関する条例にかかる減額でございます。目 1 個人の現年課税分で 4 億 9,300万円の減額、個人町民税でございます。

項 2 固定資産税であります。現年課税分で 1 億1,218万1,000円の減額でございます。償却資産の減額であります。

項 3 軽自動車税883万円の補正減、警戒区域等に放置された軽自動車の減額でございます。

次に、款10地方交付税であります。6 億1,401万1,000円の補正増であります。これは震災復興特別交付税の増額ということで、町税の減免分相当分を計上してございます。

次に、款14国庫支出金であります。目 6 農林水産業費国庫補助金であります。補正額が183万7,000円、農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業補助金でございます。10分の10のトンネル補助でございます。

次に、款15県支出金であります。目 1 総務費県補助金で2,000万円補正減であります。地域づくり総合支援事業補助金ということで、これは事業不採択による減額でございます。

次に、目 5 農林水産業費県補助金であります。今回550万円の補正増でございます。避難農業者一時就農等支援事業補助金でございます。これにつきましても10分の10のトンネル補助でございます。

次に、8 ページをお開きいただきたいと思います。

款18繰入金でございます。目 5 浪江町復旧・復興基金繰入金、今回補正額が 2 億6,004万2,000円の補正増でございます。

次に、目 6 財政調整基金繰入金3,950万1,000円の補正増でございます。補正後の額が11億2,023万1,000円の見込みでございます。

次に、款20諸収入、項 2 教育費委託事業収入でございます。268万円の補正増であります。教育費委託事業収入で、ソーシャルワ-

カーの設置にかかるものでございます。

次に、歳出でございます。款2総務費、目1一般管理費、給料、職員手当、共済費につきましては、副町長2人制にかかる増額分でございます。節13委託料320万円の補正増、職員衛生管理委託料で、職員の間人ドックを予定してございます。

次に、目6企画費でございます。節8報償費108万円、取材者謝金、給与、旅費270万円の補正増。費用弁償、併せて負担金補助及び交付金で2,000万円補正減であります。負担金補助及び交付金で地域づくり総合支援事業補助金が県補助事業の不採択になりました。これに代わる事業実施の方向としまして、報償費、旅費を補正増としたところでございます。これは広報なみえの心の通信にかかるものでございます。

次に、目7情報管理費であります。節18備品購入費178万5,000円、パソコン購入で17台分を計上してございます。

次に、10ページになります。目13仮設庁舎管理費であります。節15工事請負費で242万7,000円の補正増であります。駐車場、防塵工事ということで、現在、駐車場を二本松市からお借りしております第2、第5駐車場の防塵工事でございます。通学路になっているために、防塵作業が必要になるということでございます。

次に款2、項4選挙費でございます。目3農業委員会委員一般選挙費でございます。農業委員会の選挙につきましては、6月28日告示、7月8日投票で行うことになっております。このための節13委託料106万9,000円で、農業委員会委員一般選挙電算委託料ということで、選挙人名簿、入場券等のデータ作成を行うものでございます。

次に、款3民生費であります。項1社会福祉費、目2老人福祉費でございます。節10負担金補助及び交付金2億3,300万円、特別養護老人ホーム建設補助金でございます。オンフルフルふたば154床を建設するというところで、それに対する補助でございます。

目6災害救助費であります。節1報酬150万円の補正増、浪江町復興計画策定委員報酬でございます。これは委員数あるいは開催数の増による補正増でございます。節7賃金503万4,000円あります。臨時技能員賃金で205万5,000円、これはスクールバスの運転にかかる賃金でございます。ソーシャルワーカー賃金297万9,000円の補正増でございます。節9旅費601万3,000円あります。復興推進課のほうで費用弁償521万1,000円が主なものでございまして、これは報酬と同じでございまして、委員数、開催数の増に伴う補正増でございます。

次に、12ページになります。11需用費1,740万1,000円の補正増で

あります。大きなものは復興推進課の印刷製本費1,705万9,000円の補正増であります。復興計画、中間報告、アンケート調査に係る印刷製本費でございます。次に、12役務費1,269万9,000円の補正増でございます。復興推進に係る通信運搬費で314万円。これも復興計画のアンケート、パブリックコメントに係る通信運搬費でございます。次に、健康保険課の手数料で900万円の補正増でございます。これは甲状腺検査にかかる手数料でございますして、3,000人分を見込んでございます。

次に、節14使用料及び賃借料185万2,000円の補正増であります。主なものは、健康保険等のバッジ式線量計借上料168万円の補正増であります。これは幼児、妊婦にかかるバッジ式線量計でございます。

次に、節15工事請負費245万9,000円でございます。内部被曝検査建屋改修工事でございます。屋根の増設等を見込んでございます。

次に、款6農林水産業費であります。目8農業振興費、19負担金補助及び交付金で733万8,000円の補正増であります。避難農業者一時就農支援事業補助金で550万円、これは避難先での就農支援事業にかかる補助金でございます。

また、農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業補助金で183万8,000円、これは営農活動体験の技術指導による補助金でございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。款7商工費であります。目3観光費、19負担金補助及び交付金140万円の補正増、野馬追出場者補助金ということで、今回20騎の補正増を見込んでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第12、議案第49号 平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 議案第49号 平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、診療所増設に伴う浄化槽の人槽区分変更により、浄化槽設置工事などの補正を行なうものであります。

歳入は、前年度歳計剰余金を334万7,000円増額。歳出は、工事請負費300万円、備品購入費34万7,000円を増額補正するものであります。よろしくお願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第13、報告第5号 平成23年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 報告第5号 平成23年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成23年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した、繰越明許費に係る予算の繰越について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

総務課長（根岸弘正君） 平成23年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明申し上げます。

2つの資料を提出しております。款2総務費であります。事業名が仮設庁舎建設事業でございます。金額が3億8,549万2,000円でございます。翌年度へ繰越額が3億8,549万2,000円でございます。内訳としまして、委託料で1,203万1,000円、工事請負費で3億7,346万1,000円であります。この財源内訳でございますが、未収入特定財源の国県支出金で2億5,699万4,000円、一般財源で1億2,849万8,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、総合行政システム復旧及び環境構築事業でございます。金額が1億1,602万800円でございます。翌年度繰越額が1億1,602万800円でございます。これはすべて委託料でございます。財源内訳であります。国県支出金で7,734万7,000円、一般財源で3,867万3,800円でございます。

よろしく願いいたします。

議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

質疑については20日に行います。

次回日程の報告

議長（吉田数博君） 休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は、総務常任委員会が14日、15日、午前9時30分から応接室で、産業・建設常任委員会が14日、15日、午前9時30分から特別会議室で、文教・厚生常任委員会が14日、15日、午前9時30分から第2会議室で開会いたしますので、各関係課長等につきましても委員会への出席要求があった場合にはよろしく

お願いいたします。

また、全員協議会を本日、本会議終了後、特別会議室で災害対策委員会を18日午前9時30分から特別会議室において開催いたしますので、ご参集願います。

散会について

議長（吉田数博君） お諮りいたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） ご異議なしと認めます。

散会の宣告

議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

20日は、午前9時より本会議を開催いたしますので、よろしくお願いたします。

（午前 9時41分）

平成 2 4 年 6 月 1 4 日 (木曜日)	委員会
平成 2 4 年 6 月 1 5 日 (金曜日)	委員会
平成 2 4 年 6 月 1 6 日 (土曜日)	休 日
平成 2 4 年 6 月 1 7 日 (日曜日)	休 日
平成 2 4 年 6 月 1 8 日 (月曜日)	休 会
平成 2 4 年 6 月 1 9 日 (火曜日)	休 会

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成24年浪江町議会6月定例会

議事日程(第3号)

平成24年6月20日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|--------|----------------------|---|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 議案第40号 | 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| | 議案第41号 | 東日本大震災等による被災者に対する平成24年度の町税等の減免に関する条例の制定について |
| | 議案第42号 | 浪江町役場二本松事務所設置条例の一部改正について |
| | 議案第43号 | 浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正について |
| | 議案第44号 | 浪江町副町長定数条例の一部改正について |
| | 議案第45号 | 浪江町税条例の一部改正について |
| | 議案第46号 | 浪江町印鑑条例の一部改正について |
| | 議案第47号 | 浪江町手数料徴収条例の一部改正について |
| | 議案第48号 | 平成24年度浪江町一般会計補正予算(第2号) |
| | 議案第49号 | 平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号) |
| | 報告第 5号 | 平成23年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 3 | 同意第 2号 | 教育委員会委員の任命について |
| 追加日程第1 | 同意第 3号 | 副町長の選任について |
| 日程第 4 | 農業委員の推薦について | |
| 日程第 5 | 発委第 5号 | 原発再稼働決定の撤回を求める意見書(案) |
| 日程第 6 | 委員会の閉会中の継続審査又は調査について | |

出席議員（19名）

1番	愛澤	格君	2番	山崎	博文君
3番	山本	幸一郎君	4番	吉田	数博君
5番	若月	芳則君	6番	横山	精一君
8番	泉田	重章君	9番	橋爪	光雄君
10番	田尻	良作君	11番	渡部	貞信君
12番	鈴木	辰行君	13番	佐藤	文子君
14番	紺野	榮重君	15番	佐々木	恵寿君
16番	小黒	敬三君	17番	勝山	一美君
18番	三瓶	宝次君	19番	佐々木	英夫君
20番	馬場	績君			

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場 有君	副町長	上野 晋平君
教育長	畠山 熙一郎君	代表監査委員	山内 清隆君
総務課長	根岸 弘正君	復興推進課長	谷田 謙一君
町民税務課長	大浦 泰夫君	災害対策課長	岩野 壽長君
産業・賠償対策課長	高倉 敏勝君	復旧事業課長	鈴木 敏雄君
健康保険課長兼津島支所長 兼津島診療所事務長	紺野 則夫君	福祉こども課長	星 光美君
生活支援課長	中田 喜久君	会計管理者兼出納室長	島田 龍郎君
教育委員会教育次長	屋中 茂夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	宮口 勝美	書記	中野 夕華子
-------	-------	----	--------

開議の宣告

議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

議事日程の報告

議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

議長（吉田数博君） 日程第1、諸般の報告を行います。

平成24年6月14日に、山本幸一郎議員から文教厚生常任委員会副委員長の辞任願が提出されました。これを受け、文教厚生常任委員会で許可し、後任に愛澤格議員が就任した旨報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

台風4号による状況説明

議長（吉田数博君） ここで町長より発言が求められております。町長。

町長（馬場 有君） 台風4号によります。浪江町の状況についてご説明を申し上げます。

二本松市の土木事務所よりの報告でありまして、時間当たり83ミリの降雨ということでした。私ども災害対策本部を立ち上げまして、共生センターは午後11時までしか使用できないために、第2事務所で対応をいたしました。本部事務局、これは災害対策課で2名、岩野課長、木村消防防災係長が17時30分から本日の7時まで待機をして対策にあたっております。

さらに仮設住宅対応、生活支援課で10名体制で第2事務所に待機をいたしまして、17時30分から2時30分、最終的に7時まで待機をいたしました。各仮設住宅の巡回は2回実施をしております。さらに、その他の職員については、自宅待機ということをお願いをいたしました。

事前対応の状況であります。全各自治会長へ通報体制をいたしまして、二本松市の安達仮設の状況におきましては、ポンプ2台を準備いたしまして、排水状況の不備に備えております。それから、杉田農村、旧平石仮設については、土砂崩れの対応をしております。

それから本宮市でございますが、恵向の仮設におきましては土嚢を200体を準備いたしました。それから柵平については、やはり排水状況の不備が考えられますので、そのような対応をとったところがあります。

さらに、桑折町、福島市、二本松市、本宮市、南相馬市、いわき市各出張所の職員は自宅待機により対応をお願いしたところであります。

なお、未明の状況によりまして、国道114号、弁慶橋から大柿ダムサイト入り口トンネルにおいて法面崩落、落石があったという情報が警察、消防からあった状況になっております。

なお、また詳細については、今精査中でありますので、今のところ支障はなかったということをご了解いただきたいと考えております。

議案第40号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第2、議案第40号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第40号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第2、議案第41号 東日本大震災等による被災者に対する平成24年度の町税等の減免に関する条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 續君） この議案は、災害救助法の指定を受けることに

なった東日本大震災及び原子力災害に伴う町税関係の減免措置であります。

この議案を見るに、あとで補正予算を示されるわけですが、第41号に基づく税目ごとの減免額はいくらになるのか。それに対する減収の補てんはどうかということが、第1点。

それから、第2点であります。減免に関する条例第7条に介護保険の1号被保険に対する全額免除の規定があります。1号被保険の場合の免除措置は、どのように取り扱われているのかということについてご説明をいただきたいと思えます。

議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

町民税務課長（大浦泰夫君） 今のご質問にお答えいたします。

減免条例に伴います税目ごとの減収でございますが、個人町民税につきましては4億9,300万円、固定資産税につきましては1億1,218万1,000円、軽自動車税につきましては883万円となります。

続きまして、第7条の介護保険の1号被保険者の減免の取り扱いでございますが、介護保険の被保険者の減免につきましては、健康保険税と一体となっております。健康保険税につきましても、昨年同様、平成23年度より義援金等の申請を行った世帯については、減免申請があったと見なすということで、平成24年度につきましても同様の取り扱いをする考えをもちしております。

議長（吉田数博君） 総務課長。

総務課長（根岸弘正君） 税の減免にかかる財源措置であります。これは震災復興特別交付税で全額6億1,401万1,000円をみております。

議長（吉田数博君） 20番、よろしいですか。

20番（馬場 續君） 国保の減免額について答えがなかったんですが。

議長（吉田数博君） 町民税務課長。

町民税務課長（大浦泰夫君） お答えいたします。健康保険税につきましては、今回の定例会の中では、減額補正をいたしておりません。といいますのは、まだ国民健康保険税の税額そのものが、健康保険特別会計より徴収依頼がきておりません。

したがって、実際の賦課段階で健康保険税の減免等につきましては、9月定例会で説明させていただきたいと思えます。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） 今の答弁で了解はしましたけれども、今回の議案第41号については、まさしく浪江町の国民健康保険条例についても、減免するという事になっているわけですから、提案理由のときにも説明がありませんでしたし、今の答弁でもあとから続く答弁

のようなことでありましたが、町民にとっては国保税の問題はどうなったということについても大変心配をされているわけですし、併せて税条例に関する議案の提案という立場からも大事なところは欠落をしないように説明、あるいは答弁を求めてこの議案についての質疑といたします。

議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第41号 東日本大震災等による被災者に対する平成24年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第2、議案第42号 浪江町役場二本松事務所設置条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 續君） 浪江町の臨時役場といいますか、二本松の事務所が移転をするということに伴う住所変更条例であります。これはこれで私は問題ないと思っておりますが、これと関連して2つほど確認をしたいと思います。

1つは、きのうおととい安達の仮設に行ったとき、散歩していた数名のご婦人の方から、いろいろ町の話、議会の話になりました。そのとき一緒に役場の移転についてこういう質問がありました。平石高田に行って来たけれども、非常にわかりづらいと。1回行ったぐらいでは、とてもすんなり行けそうもないということです。

役場の移転は議決されたわけですから、そういう方向に進んでいるわけですが、看板等の設置、案内看板については、私の考えではやはりそれぞれの仮設にも今度移転する役場はこういうところですよということで看板を仮設に建てるなり、もちろん市内にも二本松

市とも協議して看板を建てる必要があると思うんです。それから町民に対する案内、仮設ばかりではないわけですから。ということで案内看板、あるいは町民に対する広報宣伝というか、広報周知の仕方について考える必要があるだろう。町としては、どのように考えているのかお答え願います。

いま一つは、その時一緒にいた人は右足が不自由な方でした。向こうまで行くとすれば、非常に足が不便だと、もちろん車の運転もできないと。これまでも役場移転に関する議案審議のところ、送迎についても私がその対策を求めたことに対して、バスの送迎等を検討するということでしたが、この条例改正にあたって町民の目線に立てば、少なくとも今考えられることは、そういう対策が必要ではないかと思えます。町民にわかりやすいご説明、お答えをいただければと思えます。

議長（吉田数博君） 総務課長。

総務課長（根岸弘正君） 確かに、今回仮設庁舎ができます平石高田は、道路状況がわかりづらいということでもあります。それで今回、6月に早めに議決をいただいて、その間に広報であるとか、フォトビジョン、ホームページ、これらを利用して町民の方に周知をしたいという考えで早めに提出をしたということでもありますので、これは看板の設置を含めてすべての町民に場所の設置をPRしたいと考えております。

また、交通弱者対応ということではありますが、現在仮設から男女共生センターまでのバスを運行しておりますので、これらを利用しながらある程度対応していきたいと考えております。これらについてはまだ結論は出ておりませんが、対応はしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） フォトビジョン等で細かく周知をするということですが、それはそれで進めてください。議会でもたびたびフォトビジョンについては話題になるのですが、見る人は見るけど見ない人は見ないということです。広報等についても当然入れるということですからそれはそれでいいのですが、同時に人が集まる場所に案内地図みたいなものを置けば自ずとそこで話題になるということで、集団で搬送できるような対策を考えるべきだと思います。

それから、バスの利用、結論は出てはいないけれども考えるということですが、これは工事発注されたということで、役場移転に対するいろんな意見と合わせて、バスの利用の問題が大変強い希望として出されております。これから結論を出すのではなくて、バスを

運行するということを確認したいと思うのですがどうですか。まだ未定なんですか。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） お答えいたします。先日、福島交通の社長が私のほうに表敬訪問されまして、いろいろと弱者の交通の足、それを福島市内でもお世話になっているという状況の中で、今度仮役場の事務所が移転するというので、一つ私のほうから今の路線について若干修正しながら検討してみたいという話もございました。

それから、今、町でやっております対策についても、ある程度検討しながら、そういう民間のバス会社との連携もとりながら強化をしていきたいと考えております。

議長（吉田数博君） 総務課長。

総務課長（根岸弘正君） 場所のPRということで、集会所のあたりに何らかの形で掲示をしたいと考えております。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

19番。

19番（佐々木英夫君） 今の関連なんですけど、先ほどフォトビジョン、あるいは広報でお知らせするというので、それぞれのものは悪くありません。しかしそれでいける人というのは、なかなか難しいと思います。私2回ほど行ってきました。2回とも迷いました。看板が方角を示す看板、これ最低でも3カ所。多くて4カ所あれば行くんです。4号国道沿い。それからちょっと来て角を曲がる所に1カ所、それから真っ直ぐ行きますよというところも1カ所ありますから、これさえあれば大体行き着くと思いますので、できれば細かくいって申し訳ありませんが、看板で方向付けしていただければ、あとは真っ直ぐ行けるとと思います。阿武隈川を渡っていけば真っ直ぐですから、そういう方向で検討してほしいと思います。いかがですか。

議長（吉田数博君） 総務課長。

総務課長（根岸弘正君） 道路に看板を付けるということは考えておりますので、そういうことで迷わないで行けるようなことを考えていきたいと思っております。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第42号 浪江町役場二本松事務所設置条例の一部

改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第2、議案第43号 浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第43号 浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第2、議案第44号 浪江町副町長定数条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 續君） 私はさまざまな点で問題があると思っております。そういう角度から何点かお尋ねしたいと思います。

第1点は、3月の定例議会で副町長任期満了に伴って、新しい人事が提案されました。檜野照行副町長が、議会では全会一致で承認をされ、大きな期待を持たれているし、またその期待に応えるべく、奮闘されているという姿を目の当たりにしております。ついては、新しい人事がスタートしたばかりなのに、なぜ追加の副町長をおかなければならないのか。新しい人事体制のもとでの幹部職員も含めた業務展開において何が足りないのか。

あるいは新しい人事体制になって、2カ月そこそこです。2人にしなければならない必要性、町長の言葉で言えば、「今を考える価値転換」ということですが、何がどう変わったのか。なぜ複数にしなければならないのかということについては、正直私の頭の中では整理が付きません。お答えください。

それから、率直にお尋ねいたしますが、今回の条例改正案は当然のことながら条例の議決いかんでは、後でまた議案が上程されるわけですが、ちまたではかなりの話題になっています。本人が議員を辞職する前から話題になっておりましたし、辞職が新聞で報道されてから、なお町民の関心が非常に高いと思います。

そこで、これは私も以前から耳にしていたことですが、町長選挙における密約があったのではないのかと。

議長（吉田数博君） 20番、発言に注意して下さい。

20番（馬場 續君） 複数制にするということだから、密約があったのではないかという疑問、関心が非常に強いわけですが、そのことについて議会と町民にどう説明をされるのかという問題です。

それから、冒頭にもふれましたが、今を考える価値転換ということですが、私は町長が言われたことの中身が非常に問題だと。何をどう転換するのか、しなければならないのか。そこがちっとも見えてこない。したがって、副町長を複数にするという条例改正案の提案理由とも関係するわけですが、もう少し我々議会がこの条例提案を素直に判断できるような説明も含めて答弁を求めたいと思います。お答えをください。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） 議員ご承知のように現在非常時でございます。この非常時での私どもの町の重要課題は、原子力災害対策、町民の暮らしの再建、ふるさと浪江再生を実現することにあります。

現在、職員の業務はこれまで経験したことのない職務に当たっており、非常にやるせない点が多く見られるということでございまして、私はこのように経験したことのない業務の中で、やはりいままでも先例ではないです。今も考えている。執行部それから職員ともども、今もとにかく考えて、今の難局を乗り切っていくということが、私は今を考える価値の転換であると認識しております。そして大胆に図って、私どもも含めて職員のモチベーションの高揚化に努めながら、これらの山積した課題に対処してまいるという考え方があります。

特に、応急復旧期に当たるこの3年間、これは町の正念場で、着実に復旧復興に向けた布告を打つことが必要であると考えていま

す。

具体的には、除染あるいはインフラの復旧、そして土地利用の計画、町外コミュニティの形成、これは復興住宅の建設を踏まえてもコミュニティの形成を図っていかなければならないと思います。それから教育、健康管理、津波被災地の土地利用及び居住地移転、これは墓地等も含めながらそういうものが出ています。さらには賠償、中小企業再建対策及び農林漁業の再生対策、就労支援等々、施策を待ったなしの状況の中で、今後は具現化をしていかなければならない状況に入っております。

そういう意味で、これから私の補佐役としてやはりやっていただくことは、第一副町長の現在の檜野氏に当たっては、今議員おただしのとおり2カ月ではありますけれども、相当なる神経をとがらしながら私の補佐に当たっていただいている。そういう中で、現在必要なのは、今申し上げた諸課題についての下地をこれからつくっていくかなくてはならない。この下地は政治的な判断のもとでやっていく場面が非常に多くなっていくということでもありますので、第二副町長には私の政治判断のもと、諸課題の具体的な下地をつくる主に政務担当の副町長にしていきたいと考えております。

議員おただしのとおり、さまざまな意見があること十分受け止めていけないとは思っておりますが、そういうことで私のほうの考え方について、ひとつご理解を賜りたいと考えております。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） 町長がそういう思いで提案されたということはわかりましたが、しかし今度の災害というのは、確かに我々にとっては経験したことのない事態であります。我々議会としても、それこそ1週間に一遍のペースよりももっと多い形で、災害対策特別委員会を開いたり、全員協議会を開いたり、あるいは災害対策特別委員会のもとで小委員会を開いて、議会としてのあるべき方向について検討すると。これを町長に提案すると。あるいは必要に応じて東京電力や、政府あるいは出先に対してもたびたび行政申し入れをしてきたと。いわゆるオール浪江の立場でこれまで災害復興に取り組んできたことは、おわかりのとおりだし、町長もまた行政のトップとして先頭に立ってきたということは、私もわかっております。

しかし、ここにきて副町長を2人にしないと、どうしてもこの局面を開くできないという問題に、まだ明らかになっておりません。仮にそういう問題が起きたとすれば、町長以下幹部職員176名の全職員、あるいは派遣の職員の知恵と力を借りて、総力を挙げて再生復興のために頑張ろうではないかと。

仮に町長の目から見て、役場職員のモチベーションが低いとすれば、それを引き上げるのもあなたの役割でしょう。私は逆に2人することによって、「ああこれは、町長は我々職員をあまりあてにしていないんだな」という受け止めかただって発生しかねない。そうではなくて、本当にすべての町民がすべてを失ったわけです。議員定数削減のときにも議論になりましたけれども、町民は今職場がない、仕事がない状況です。町長が言う公共や目的のもとに副町長をあてたいという気持ちはわかるけれども、しかしそれを実行していくために、何としても2人でないといけないということは、まだ何ひとつ明確になっていないわけです。

災害という点では、我々とは違うけれども、県内の大都市郡山市、人口33万8,000人、日中人口35万人と言われるあの郡山市だけが県内では2人副市長制です。我々のお世話になっているこの二本松市では、我々浪江町の受け入れも含めて、人口7万人、大きな災害復旧の課題を考えながら、市長を先頭に県や国や、あるいは要所、要所で国会議員とのパイプを生かしながら、副市長なしで全力展開でがんばって、ここまで二本松市も諸課題を解決しているということは町長もおわかりだと思えます。

したがって、先ほどの私の質問には答えなかったけれども、どうも町長選挙において、副町長人事は密約だったのではないかということさえもささやかれているとすれば、この副町長人事の問題、複数制の問題は、民主的な行政の運営、町民本意の町政の運営という点からも、容赦しがたい問題がはらんでいると私は思うのです。まだやっても見ないでそれもあります。職員に対する必要な提起もしないでモチベーションが低い。だから複数にするというのは、いささか職員との信義を後退させるものであります。町民との信頼関係も後退させるものではないかと。

私は、去年の3月11日以来、町長が倒れる寸前までいて、あるいは倒れたかもしれない。そういう状況の中で、ここまで浪江町の頭取として奮闘されてきたことは私は評価してます。誠実で情熱的で人情もあって、しかも核心をついていると。最初のころはマスコミから無視されてはいたけれども、町長の言われている奮闘で、今やっぱり浪江町の抱えている問題が全県、全国に波及して、職員もついてきているのではないですか。

医療改革の問題一つとってみても、ほかの町でやったことがないようなことを一つ、一つ実現してきたじゃないですか。

私は、副町長2人という制度については、甚だ遺憾な問題だと。こういう案件は、もっと議会とも議論して、町内議論をして、町民

とも議論して意見を聞いて進めるべきではなかったのかと。そして提案するべきではなかったのかと思います。どう思いますか。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） 職員のモチベーションが低いと言っているわけではないんです。

いままで議員がおただしのとおり、昨年の3月11日の震災から本当に職員、寝食を忘れてやってまいりました。それ以上のもののモチベーションの高揚化を図っていきたいということなのです。

そのためには、私どもが与えられた課題というのは、先ほど申し上げましたように、この3年間、応急復旧期には、どうしても待たなしの課題が沢山ございます。そういう状況の中で、スピードアップをして、機動性をもって、そして政治的な判断のもとで、政策を実行していくというのが今置かれている立場なのです。

ですから、もちろん議員おただしのとおり、オール浪江で町の再生、再興をやっていかなければならないと私は認識をしております。

そういう意味で、私も時間軸を考えておりますと、いろんな場面で、いろんな政治的な判断というものがたびたびやってきます。そういう状況の中で、政治判断をする前の下地というものをつくっておかないと、対応に遅れてしまうということにことが私の根底にございます。そういうことで、下地をつくって、そして最終的な政府と私の判断のもとで、政治決着をするという場面も非常に多くなります。

そういうことをひとつご理解をいただいて、この案件について、ご賛同いただきたいと考えております。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 績君） 復旧・復興の問題は急がれることは、確かに避難生活で疲れきっている町民の現状を考えれば、町民のためにどうすべきかということについては、私も日々直面をしております。そういう意味では、時間軸を考えて復旧・復興にあたらなければならないと思いは町長と同じであります。

しかし、私はだからといって、話題に上っている人材登用で、そういう問題が解決できるかということ、私は、正直甚だ疑問だと思います。

もし、100歩譲って町長が時間軸を考えると、政治判断する下地づくりが必要だということで2人で提案をしたいんだということであれば、私はもっとこの災害復旧にふさわしい専門家、県や国とのパイプもある、そういう角度から複数制を考えるということも一つだと思いますが、町長はそのことは考えたことはありますか。

あるいはこれに、時間軸を考えて政治判断を。

[何事かと呼ぶ者あり]

20番（馬場 續君） する必要があるということであれば、公募による複数制度についてということについても考えたことがありますか。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） 議員おただしのとおり、専門家とかいろんな状況もあると思いますが、やはり私どものいままでの苦しみ、私も職員と45日あるいはそれ以上寝食をともにして、床の上に雑魚寝をしながら、いろいろと対策を練ってまいりました。そういう状況を踏まえて、こういう痛みのわかる人材を適材適所に充てていくのが、私は筋ではないかと考えています。

したがって、まだ人事の増員案件については提出をしておりますが、そういう意味で2人制で、痛み、苦しみ、そして今後どういうふうに展望が開けていくんだという人材適用をしていきたいということで、ご理解をいただきたいと考えおります。

議長（吉田数博君） 他にご質疑ありませんか。

17番。

17番（勝山一美君） 今の質疑は若干行き過ぎな部分もあるのかと、元に戻して本案件、44号、2人制についてご質問をいたします。

残念ながら今20番、馬場議員のご質問に対して、なぜ今副町長が2人必要なのかということについて、我々が理解するほどの答弁は出ておりません。

私共が考えるのには、今ようやくいろんな施策を実行、実現に移されてきております。健康保険課かな病院等々をやったり、いろんな施策が目に見えてきている段階です。2人制にして一体何が変わるのかということですが、現況と。スピード感とかいろいろあると思うのですが、やはり国、県のいままで遅々たる行政を見れば、末端である浪江町ばかりがスピード感がないと責められるのは、私はいささか不本意であろうと考えております。

国全体がスピード感がない中で、今少しずつでも前向きに移行していると。組織なんです。組織については、私はこういった場合は特に単純がいい。要するに町長が何を考えているか常に職員が把握をし、下が常に何を考えているか町長にすぐに届くと。今、3月議会で新しい副町長の檜野さんがまだ3カ月であります。

その中で、もう1人増やさなくてはならないと、現況さしたるものがないから。結局、檜野さん1人では心許ないということの言い表し方にならないかと。私は檜野さんに大変失礼な案件ではないかと思っております。

その単純な組織をつくる。今職員がそれぞれ課長を中心に一生懸命やっております。やはり職員を信じて、町長の命に職員がどういったことを施策をしているのか考えているのか。今後どうすべきなのか。同じ避難民でありますし、町のことをやる職員は、それなりに立場、立場で考えていると思うんです。

へたに2人の副町長をやると組織はますます私混乱すると思うんです。きのう、私町長にお話したが、片一方の町長さんにはお話しなかった。私は聞いていない。そういったことが多々起こる可能性もあります。両方に職員は考え方を示さなくてはならない。そうすると、そこから今度町長にいくまでに組織の混乱と民意がなかなか通りにくい部分があるから。やはり組織は単純明快化にして、常に町長が自分の考えを職員に周知徹底し、職員がそれに対してどう思うか。どう考えているか。施策にどう反映させるかを常に町長はわかる単純な組織にすべきである。やはり今回まだ再生が始まったばかりのところでありますから、職員を信じて組織を単純化しながら、2人にする私は必然性はなかなかないと。

それから町長は3年というお話がありました。この条例は、ある程度時限立法。どうしても3年間は2人いたほうがいいので、3年間のみの時限立法でお願いしたいという。ずっとなりますから、その辺の考えはなかったのかどうか。この辺の提案についてお聞かせいただきたいと思います。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） 組織を運営するにあたっては、勝山議員がおっしゃったように、シンプルイズライフといいますか、単純なほうがいいというお話ですが、それは平常時の考え方であって、私は非常時なのです。今戦争状態なんです。戦争状態の中で待ったなしなんです。待ったなしの中で、今、檜野副町長は、1週間に1回、あるいは3日に1回、今8カ町村とプラス1、県、それから国、8プラス1プラス1の協議会に喧々囂々やっています。私ども協調しながら一生懸命やっている。やっている間に先ほど時間軸の話しましたが、時間はどんどん経っていきます。そういう中で、やはり今度は国との戦いの政務官協議というものが必要なんです。

[「議長、携帯電話の出入りやめるように
言ってください。」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 暫時休議します。

（午前 9時53分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時53分）

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） そういう形で、これから復興庁ができましたが、今復興庁は、ワンストップの窓口でやっていくというようなお題目でやってきました。

しかし、先日私が総理大臣をはじめ、厚生労働大臣、復興大臣、そして原発大臣に要望、要請に行ったときに、厚生労働省がどう言ったか。この部門は私の部門ではなく、これは内閣府の部門で役割を分担したと言ったんです、ある事例について。「あなたたち、復興庁をつくって、福島県に復興テーブルを置いて、各省庁の横断的なことをやっていくのがあなたたちの仕事ではないか」と話をしたところ、やはり各省庁間の壁があるんです。この壁を打ち破っていかないと、これからはスピードアップできませんし、いろんな先ほどの復旧・復興期の課題については、スピードをもって対処できないという判断に立ち入ると思うのです。したがって、ここは待たなしなんです。

先ほど勝山議員、3年間のというお話しでしたが、私はここ3年間で正念場であるということと言ったんです。その正念場の3年間に布告を打っておかないと、我々の再生復興が遅れると私は考えている。それを的確にやはり考えての政策、施策を具現化していかななくてはならない時期だと申し上げたつもりでありますので、ご理解をひとつお願いしたいと思います。

議長（吉田数博君） 17番。

17番（勝山一美君） 3月の早い時期に被災地の上空をして、それが公表されなかったという、きのうおとといのニュースで皆さんご存じだと思いますが、それあれは文部科学省あるいは経済産業省ですか。それぞれ全部言われたんです。縦割り行政の最たるもの。要するに米軍が言うんだったらば、保安院が言うんだったら。要するに今町長がおっしゃった国の縦割り行政の弊害というのは、地方自治体だったらすべてわかっているということで、だからといって2人、イコール副町長が2人にしなくてはならないという理由には私はならないと思います。

それから、非常時だからこそ私は単純明快にすべきだという話をしているのです。非常時でそういった頭でっかちにして、山ごみのような状況ではいかがなものかという話をしておりますが、その辺の考えの違いがあるのかと、平行線になるのかという思いはあるので

すが、やはりこういった非常時こそ、要するに県あるいは国あの当時の大変な困難な指揮命令系統がまったく作用しなかった。ところが組織が多すぎたということはすべて認めることではないかと思えます。

ただ、私はようやく混乱時期を脱してやらなくてはならないこと。先ほど馬場議員に町長がお話したことは、私は職員が十分対応して資質、能力を発揮されてやれば、別に副町長がもう1人増えてやらなくても、職員の皆様が心新たに、なおなお一層町民のために奉仕するという精神があれば、私は十分解決できる問題であり、現況まごうことなく微々たるものではあります。職員の努力によって、あるいは町長の指導のたまものだと思いますが、少しずつ前に出てきていいということでもあります。

その中で、やはり組織を複雑に縦割りの行政が出てくる可能性のあるものを新たに設けるよりも、少し職員を信じながらみて、このままの状況でいくということが私は一番ベターなのかと思えます。

これから確かに、町長、副町長それぞれ大変な状況、交渉ごと、国あるいは県を相手に、それぞれ複雑な国の組織、政務官、あるいは大臣それぞれが出てきて、そしてそれぞれのお話、対応をしなければならぬと思えますが、それは町長たる自分の役目です。2万1,000人の人口ですから、町長は、そこの中のトップということで、余人に代えられるものではありません。足りないところは檜野副町長が十分頑張れば力を発揮されれば、私はあと職員が一生懸命回れば、いたずらに組織の混乱を招く可能性がある人事は避けるべきだと考えますが、最後に町長、私の考えにお答えするのをお願い申し上げます。

議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

町長（馬場 有君） さまざまな意見があると思えます。

やはりここは先ほど来からお話申し上げますように、再生、再興を早めるためには、いろいろ政治的な判断、これはもちろん私がトップとして政治判断でぐいぐいと押していきたいと思っておりますが、そのための下地が必要だと。いわゆる先ほどお話申し上げましたが、きのう副町長においては就任以来、休みなく8カ町村と県あるいは国との協議をしております。

そういう中で、今後予見される問題としては、先ほど申し上げましたいろいろ町外コミュニティの復興住宅の問題あるいは土地利用の計画の問題等が出てまいります。出てきたときに、やはり財政的な裏付けも必要になってまいりますし、あるいはどういう形で政治折衝という面も出てきます。

例えば、町外コミュニティの場合は、子どもを受け入れている自治体との協議事項も入ってきます。そういうことで職員の中では非常に政策的な判断ができない状況も出てまいりますので、そこは先ほど申し上げましたように、政務担当の副町長を中心にしながら下地をとにかくつくっていただく。そして私が下地の中の上について、お世話になっている自治体の首長と話し合いをして決定をしていきたい。

これは、先ほど話しましたようにスピード、時間軸で言いますと、本当に時間が足りないんです。時間の足りないところをカバーしていただいて、とにかく効率的、効果的に施策を反映していきたいという考え方で、条例改正を提案しているところであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（吉田数博君） ただいま議案第44号の質疑でございます。議事進行上、条例の改正についてですから、ある程度の意味合いはわかりますが、質疑に徹していただき、討論にならないように議事進行にご協力いただきたいと思ひます。

5番。

5番（若月芳則君） 5番、若月であります。2人副町長制についてはマスコミ報道がされましてから、いろいろな人が私のところにもご意見を寄せております。これは各議員とも同じだろうと思ひますが、その数は1桁ではありません。かなりの数でご意見をいただいております。したがって、「若月君、判断するのはあなたがその立場に従って聞くことは聞け、質すところは質して、最終的に判断しろよ」というご意見をきちっと背中に背負ってきておりますので、町民の代弁者としてひとつ聞くことは聞かさせていただきます。

まず、町長のスピーディーにタイミング的にものを判断して進めないとなかなか進まない。このことについては私の体験上、高速道路のインターの無償化、これを子ども大会を開いたときに、まさにそれを目の前に体験しております。基本的に、町長も、副町長も、一緒になってどこを押さえれば、このくらいスピーディーに結果が出るのか。いい加減なことをやっていたのでは、ずらずらいつまでもあるわけですが、本会議場で私も体験しておりますので、それを踏まえて質問いたします。

まず、先輩諸兄の質問と重複するところは割愛させていただきますが、寄せられた意見ですので述べさせていただきます。

まず、2人制の考え方に至った経過でございます。町長選挙は無投票選挙だということから、町民としてはその段階で判断をする場面がなかった。3月議会で、なぜ檜野副町長と同じスタンスでその

時に提案がなかったのですか。議会も定数削減、報酬削減をきちっとこういう時期だからということをやっていると。それは議会に対しても評価する。それが仕事をやってきたのは、確かにみんなも大変だったけど、職員が仕事をしてきたんだろうと。現実には職員が対応して体を崩した人たちも沢山いる。このスタンスを見れば、行政執行部が大きくなって、職員を充実させるほうが先行するのではないかというご意見がありました。この辺についての町長の認識をまず伺いたい。

あとは、副町長制になったとしても、ガバナンスの問題でありますから、県においても副知事2人しても、今回の無料化措置で県が何をやったのかというぐらい私は言いたいところあるんですが、2人知事になっても緊急の時に、県はどのような動きをしたかまったく見えないんです。かえって混乱を増長したような部分があるんです。

そういう部分をいかに2人副町長制を採用したとしても、町長がガバナンスをどう発揮していくのか、それにかかるわけありますから、その町長の認識を質したい。この2つについてお答えいただきたい。

議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

町長（馬場 有君） 冒頭の先ほども別な議員のほうから質問がありましたが、町長選のそれはまったく世間が言っていることで、そういうことは一切ありません。

それから、3月に檜野副町長、もう1人の条例改正して人事案件を出すべきだったのではないかというお話がありました。これは檜野町長についても、いろいろお考えがあって、私も打診してまいりまして、ある程度議会の中で、これから人事同意案件をしなくてはならないということで時間もあまりありませんでした。まずとにかく上野副町長の後を、なんとか行政経験豊かで、そしていままでリーダーシップをとってこられた副町長にお願いをして、それで次の議会の機会に私の考えている第2副町長制の導入を図るという考え方に至ったところです。

それから、費用対効果の問題ですが、これは簡単には言えないと思いますが、やっぱりそれだけの私はいままで2倍、あるいは3倍の効果が出てくるのではないかという形で私は確信をもっています。そういうことで、スピーディーな施策が展開できるものと考えております。

それからガバナンスの問題ですが、私は町政の全体、全局を対局化にたって見直しをして、それをトップ判断として副町長に指示をして、そして副町長のほうから各課の職員に下げていくと。今、本

当に職員は一生懸命やっています。やっていますが追いつかないところが現状なんです。これはやはり私どもの指導力が不足していることは否めませんが、それ以上に職員の方も力を発揮しようということでやっておりますので、その辺の高揚化を図るためにもやっぱり2人制が必要だということでご理解をいただきたいと考えております。

議長（吉田数博君） 5番。

5番（若月芳則君） 考え方がわかります。職員も町長も疲労はしているかもしれませんが、職員も委員会審議等を重ねても、非常に現況山積であります。健康管理に含めてもそういうことでありますから、あわせてガバナンスを十二分に発揮して、結果どうなるかわかりませんが、それをもって職員のモチベーションも上がって、職員の生活向上、現状復帰でもって邁進するという決意を再度確認いたしますのでお願いします。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） 特に、やはり職員の健康管理については、総務課を中心に、いろいろケアの問題も正直申し上げて、今出てきています。そういうことで、精神的なケアを行いながら、健康管理に、とにかく職員の方が十分留意して、そしてようやく年休もとれるような状況になってきました。そういうことで、これから先程来申し上げている応急復旧期に向けて、職員の力を思う存分発揮できるよう、指導していきたいと考えています。

今回、また職員採用についても、いろいろと職員の方が定年退職、あるいは早期退職した方もあります。そういうことの補充も含めて職員の万全な体制はとっていきたいと考えております。

議長（吉田数博君） 5番。

5番（若月芳則君） いずれにしましても、町長トップリーダーとしてのガバナンスが一番求められますので、基本的にガバナンスを町長のリーダーシップを十二分に発揮して、結果として良かったということになるよう切望して質問終わります。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

19番。

19番（佐々木英夫君） 一つ確認しておきたいことがあります。町長は先ほどから課題が山積みだということを言われました。これは3月の副町長を決めるときにわからなかったのかどうか。当然、私は3月に2人、副町長があっても良かったのではないかと思っております。

それから、檜野副町長を選任するときには、我々は満場一致で決

定いたしました。ということは期待をもって歓迎したわけであり
ます。もう檜野副町長がこの2カ月間に仕事が多すぎて弱音をはいた
のかどうか。私からみれば、意欲、体力も十分な人のように見え
ます。もしそうでないとすれば、やるべきことをもっともっと突き進
んでいって結論を出されるのであればよろしいのですが、この時期
にというのは、なぜ3月の時点で2人制にしなかったのかというの
が疑問に残ります。

それから、先ほど勝山議員が言われたことに対して答弁がなかつ
たような気がするんですが、2人に選出したときに職員が迷うので
はないかということがありました。そのことについてお聞かせくだ
さい。

議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

町長（馬場 有君） 課題が3月時点でなかったのかというご質問で
ありますが、これはまさに課題は山積をしております。

ただ、私が先ほど前の議員にお答えいたしましたように、スピー
ディーに解決をしていくそういう下地、政策的な判断なもとでの政
治的な下地を早くつくっていかないとだめだということで、なんと
言いますか2人制というものを考えたわけであります。

それから檜野町長、現在の副町長は一生懸命今仕事をやっていた
だいて、本当になんていいいますか、おそらくあまり睡眠とっていな
いのではないかと思います。非常に一生懸命やっております。や
っております間に、やっぱりこういうような先程来
から申し上げている問題がタイムリーに出てきておりますので、そ
れを一つ牽引力を強めて押し進めていくためには、2人制であれば
お互いに切磋琢磨ができて、組織上はうまく機能していくと考
えております。

議長（吉田数博君） 19番。

19番（佐々木英夫君） 副町長にお伺いいたします。やはり体力的に
無理ですか。

私は、そうだとは思っておりません。まだまだ2倍も何倍も働け
るような気がするのですが、その辺副町長の決断を。

議長（吉田数博君） 暫時休議します。

（午前10時15分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時15分）

議長（吉田数博君） 副町長。

副町長（檜野照行君） 質問がありましたので、質問にお答えしたいと思いますが、この件につきましては、町長の人事権そのものでありますので、私がそのことについて感想について述べることはできませんので、ご了解をいただきたいと思います。

議長（吉田数博君） 8番。

8番（泉田重章君） 1点だけ確認をさせていただきます。避難の長期化の中で、一刻も早く町民の帰るための準備をするということがありますが、いままで国との折衝の件では、かなりの行き違いがあって、その内容に身があまりなかったと私自身考えております。

そのうえで、復興のために8カ町村の団結のもとで国からの考え、報告を待っているといういままでの手法では、到底進むべきものも遅くなってしまうと思うわけですが、8カ町村それぞれが条件違うわけです。今後浪江町として、独自提案があると思うです。独自の案件があると思うんです。それを今後2人副町長制をもって、独自提案を出す時期にもきているわけですから、そういう対応をどうしやっていく考えがあるかどうか。仕事が多い多いと言われておりますが、今度浪江町の独自提案というものを我々期待していいのかどうか。その辺を確認しておきたいと思います。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） 双葉郡8カ町村の要望については、3月10日に3大臣のほうに要求、要望を出しまして、回答が4月22日にきました。その回答は、すべて検討中であるという答えでありました。そういう状況の中で、これは本当に私ども被災地、被災者を見ていないという状況で、また我々8カ町村の中で、今度は県知事を交えて、いわゆる8プラス1の中で協議をしまして、7項目の完全実現ということをお願いして、5月31日まで回答していただきたいという話をしました。

ところが、5月31日にいわゆる内閣府の松下副大臣、原災の生活支援チーム長の副大臣がみえて、5月31日まで回答ができなかったことはお詫び申し上げます。今後は、回答に向けて鋭意検討中であるので、もうちょっと時間をかしてくださいという話もございました。

そういう状況の中で、私どもはやはり除染、賠償、健康管理、医療保障の3点だけは8カ町村での共通する課題であろうということで、この3点すら要求したものが今回答をもらっていません。

そういうことで、先日、賠償の問題については、私どもの町としては、いわゆる土地、建物の財物補償については、固定資産の評価額で算定するという話を政府からされましたので、固定資産の評価

額で算定されたのでは、賠償についてはいろんな格差が出て、不公平感が出てくるということで、私どもは高速道路の公共用地取得であるとか、あるいは114号の拡幅に使われた公共用地の取得、あるいは譲渡取得の仕方の算定のあり方もあるのではないかと提案もさせていただいております。

そういうことが、今8番議員がおただしのとおり、浪江町独自として今後これからどんどん詰めていかななくてはならない問題が出てきます。

先ほどの一つの例で言えば、町外コミュニティの形成をするにしても、やっぱりお世話になる自治体とのいろんな法的な詰め、あるいは予算の裏付けも出てまいります。それから土地をどういうふうに先方のほうで選択していくのかという問題も出てまいります。そういうこともきちっと政治的な要素を含めながら、話を水面下で進めていかないと、これがなかなか町民の皆さん本当に今苦しんでいますので、苦しんでいる中の復興住宅なり何なりを、できるだけ早く建設できるように町独自で提案をしていって、この2人町長制のいいところを出していきたいと考えています。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず原案に対しての反対の方の発言を許します。

20番。

20番（馬場 續君） いままでの質疑で問題点は浮き彫りになってきたと思います。

町長選との密約があったかどうか。それはこの条例改正案とは別件だという考えのようですがけれども、私は背景にそういうものがあるとすれば、この条例提案自体、政治的にも非常に問題があると思います。

それから、町長は2人制の理由として職員のモチベーションを引き上げると。現状では、職員では課題に追いつけないところがあると。したがって、政治交渉という政治判断の下地をいま1人の副町長につくってもらおうという考えが明らかになりました。

これではやはり議会あるいは職員、あるいは町民、あるいは共通課題での8カ町村との連携と団結を強めて復興再生を図るという点では、私は政治判断先行ということでやれば、逆にそういう角度から問題は乖離してしまうと思います。

政治判断の下地をつくるという今ひとつの問題を別な言葉で言え

ば、本当に一時帰宅をして自殺をせざるを得ないような苦しい避難生活に追い込まれていると。そうすると、今、町民が求めているのは町としての政治判断の有り様ではなくて、心に寄り添う避難者の支援ということだと思えます。住民に寄り添う支援、行政が、町民の立場にたって、それこそ復興ビジョンでも明らかにされたように、どこにしようとも町民の生活再建のために全面的な支援をするという点から言えば、政治判断先行の復興再生の考え方は、いささか観点が違うと思います。

それから勝山議員からも指摘され、あるいは19番佐々木英夫議員からも指摘され、あるいは私も最初の質疑のところで、要するに職員との連携という意味で、2人制にすれば行政運営が混乱するのではないかという問題を指摘しました。

私は、トップダウンが求められる局面もあると思いますが、それは行政の文字通りトップである町長が判断すればいいことであって、複数制にするのにも、まして町長が何度か強調されたように、時間軸が迫っていると。政治判断の下地もつくる必要があるということやっていけば、行政内部の調整とそれから意欲、行為、あるいは総合的な行政の取り組みという点では、上から物事を指し示すというやり方では、行政の民主主義的な運営という点からも2人制は問題があるということで、議案第44号副町長2人制についての条例提案に反対の討論をさせていただきます。

議長（吉田数博君） 次に、賛成の方の発言を許します。

16番。

16番（小黒敬三君） それでは議案第44号に賛成討論するものであります。

先ほどから、さまざまな意見、考え方、角度から質問されましたが、まず第一に、今は通常ではなくて非常時であるということで、そして行政の業務で圧倒的に増えてきているといった現実というのは、議員の皆様、誰も疑うことのないことだと思えます。

そして今回、町の組織、前回説明を受けた組織の中で見ますと、新たに課が6課、復興推進とか災害対策など、そういった課が新設されました。それに伴いまして生活支援賠償などを11係が新設されました。そして出張所、連絡所関係が6カ所にあります。そしてまた津島診療所など、いろいろと大幅に町民のニーズが上がって、やるべきことがどんどん増えているんです。そしてまた県内には約30カ所の仮設住宅がありまして、そのほか県内の特例借り上げとか、県外からもさまざまな意見とか要望が町に苦情も含めて、どんどんきております。

そして今、復興の策定に入った段階においては、どうしても多少のリスクがあっても帰りたいという町民もいれば、少しいろんな様子を見て、時期を見て帰る。もしくは新たなところでそういう人たちが生活を再建する。いろんな町民一人一人がさまざまな意見を持っています。それに対して町も答えなくてはならない。そういった全国に散らばった町民、さまざまなそういった町民の要望に町は応えていかなければならないということは、それは各自であります。そして業務も半端でなく、ものすごく多くなるんです。そういうことは職員もそうであります。

そしてこういったことは、従来のやり方だと、どうしても解決やっつけていけないということでありまして、先ほどから言われておりますけれども、やはり時間と効果、効率といったものを考えていけば、今の体制でもそれなりにやれるかもしれません。

でも町民はスピード感、時間がないんです。先ほどの質問者の例にありましたが、さまざまな悲しい事例がもう既に起こっています。

そういったことにも、どんどん対応していかなければならないということで、やはり2人町長制をやって、効率的な運営を組織体としていただきたいと思えます。まずは、町民のために2人町長制によってどんどん業務、国及び東電そういったところの障害関係も起こってきます。そういうことであります。

まずは先ほど質問者から出ているように、町長も副町長も職員も一生懸命やっているというのは皆さん認めています。認めているそういった人から、そういった町から2人町長制でやりたいという提案が上がっているんです。我々からの考えではなくて、現場から上がってきている声ということで、我々は反対する理由はないのではないかとということでありますので、ぜひ2人町長制に賛成するものであります。

議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第44号 浪江町副町長定数条例の一部改正についてを採決いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

18番（三瓶宝次君） 採決は無記名投票によって行ってください。

〔「議長、異議あり」と呼ぶ者あり〕

2番（山崎博文君） 記名でお願いします。

議長（吉田数博君） 18番、三瓶議員より無記名投票で採決をお願いしたいという発言が異議が出されました。

これに賛成される方おられますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） もう一度確認をいたします。無記名投票すべきであるという旨が提出されました。

これに賛成の方の挙手をお願いします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） ただいま議長の宣告に対し、異議がありました
が、3人以上ございますので、会議規則第82条第2項規定により投票で採決いたします。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

2番（山崎博文君） 私は記名投票を求めます。

議長（吉田数博君） ただいま、無記名投票の提案があり、それに対し、記名での投票の提案がございます。記名での投票に賛成の方の挙手をお願いします。

〔「駄目だ、休議」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 暫時休議します。

（午前10時33分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時48分）

議長（吉田数博君） この採決については、三瓶宝次議員ほか数名から無記名投票とされたいとの要求と、山崎博文議員他3名以上から指名投票にされたいとの要求が同時にありました。

したがって、いずれの方法によるかを、会議規則第82条第2項の規定によって無記名投票で採決をいたします。

念のために申し上げます。無記名投票に賛成する方は賛成、反対をする方は反対と記載願います。

これより議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は18人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により立会人は1番、愛澤格君、2番、山崎博文君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（吉田数博君） 暫時休議します。

（午前10時50分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時51分）

議長（吉田数博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。記名投票に賛成する方は「賛成」、反対する方は「反対」と記載願います。

なお、白票の取り扱いは否とみなします。

投票箱を点検いたします。立会人、登壇お願いいたします。

〔投票箱点検〕

議長（吉田数博君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼、投票〕

議長（吉田数博君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。

1番、愛澤格君及び2番、山崎博文君開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（吉田数博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち、

賛成 11票

反対 7票

過半数の賛成が得られましたので無記名投票といたします。

それでは、これより議案第44号 浪江町副町長定数条例の一部改正についてを無記名投票で行います。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により立会人は3番、山本幸一郎君、

5番、若月芳則君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前11時00分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前11時01分）

議長（吉田数博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。本案を原案のとおり決するに賛成の方は「賛成」、反対する方は「反対」と記載願います。

なお、白票の取り扱いは否とみなします。

投票箱を点検いたします。立会人、登壇お願いいたします。

[投票箱点検]

議長（吉田数博君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長氏名点呼、投票]

議長（吉田数博君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

3番、山本幸一郎君、5番、若月芳則君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

議長（吉田数博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち、

賛成 10票

反対 8票

賛成が多数につき、よって議案第44号 浪江町副町長定数条例の

一部改正については原案のとおり可決しました。

議長（吉田数博君） 議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

議案第45号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第2、議案第45号 浪江町税条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 續君） 税条例の一部改正でございますが、先ほど議案第41号では、いわゆる東日本大震災と原発災害による免税措置議案ですね。この議案第45号では、同じく第25条に東日本大震災の復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保にかかわる臨時特例措置の法律だということですが、確認をしたいのですが、議案第41号議案もいわゆる町税から介護、国保まで免除、減免規定の条例改正でした。今回の45号も、今も申し上げましたように、頭には東日本大震災に対する対処の問題。ここでただ違うのは、「防災にかかわる施策に必要な財源の確保のための臨時特例に関する法律調整案件」ということですが、基本的な問題として、災害救助法の適用地域で片方では全額減免。それからこちらでは、逆に町民税均等割については500円を加算するということです。この法律の定義は災害救助法との関係で、本質的な定義の違いはあるのかないのかお尋ねします。

議長（吉田数博君） 町民税務課長。

町民税務課長（大浦泰夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当然、災害救助法の適用の中での対応ということで、先ほど議案第41号で承認いただきました町民税につきましては、500万円以下の方につきましては全額減免です。500万円以上が750万円までは2分の1減免になります。750万円から1,000万円までは4分の1減免です。1,000万円以上については減免対象ならないということでありまして、500万円以上の方については、この部分の500円の上乗せは当然発生いたします。

先ほども申し上げましたように、今回、地方自治体で災害の対策に係る膨大な費用が発生するということで、全国的に住民税に対して500円のプラスをお願いしております。震災地区につきましてもこれは特例ではないということで、今回双葉郡内につきましても、全国市町村につきましても議案として提示されております。

ただ、県の県民税につきましては、今年3月に県議会で、県民税

の500円の引き上げは可決しております。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 績君） 結論からいうと、災害救助法該当地域であるという意味では負担は同じだけれども、この議案第45号の場合は別な法律によって入居された分についての基準、燃えるごみについて500円を加算するという改正内容だという理解でよろしいですね。

それから、この500円加算による課税総額はいくらぐらいになるのか。何件で総額いくらかお答えください。

議長（吉田数博君） 町民税務課長。

町民税務課長（大浦泰夫君） お答えいたします。

この改正につきましては、適用は平成26年度からということでございまして、現段階での課税対象額の算出は現実には行っていませんが、平成24年度課税分を解釈いたしますと、今回課税の対象になっていた住民は5,310名。この方につきましては、所得が500万円以上ある方につきましては、当然500円のプラスが発生するというところで、平成24年度の試算でありますと5,310名ということでそれに対する500円になります。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第45号 浪江町税条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第2、議案第46号 浪江町印鑑条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第46号 浪江町印鑑条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第2、議案第47号 浪江町手数料徴収条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第47号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田数博君） 暫時休議します。

（午前11時20分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前11時21分）

議長（吉田数博君） 暫時昼食休憩のために、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時21分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

諸般の報告(追加)

議長(吉田数博君) 諸般の報告の追加を申し上げます。

産業建設常任委員会から配付のとおり、委員会審査報告書が提出されましたので報告いたします。

ただいま町長から同意第3号 副町長の選任についてが提出されました。この件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、日程第3、同意第2号の後に議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。

同意第3号 副町長の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、日程第3 同意第2号の後に議題とすることに決定いたしました。

議長(吉田数博君) 議事日程及び議案配付のため、暫時休議をいたします。

(午後 1時05分)

議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午後 1時06分)

議案第48号の質疑、討論、採決

議長(吉田数博君) 日程第2、議案第48号 平成24年度浪江町一般会計補正予算(第2号)、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番。

2番(山崎博文君) 予算書11ページ、6の老人福祉費の節負担金補助金及び交付金の特別養護老人ホーム建設補助金として2億3,300万円ほど計上されておりますが、議案上程の際の説明では母体が社会福祉法人の博文会で、オンフル双葉のほうでいわきのほうに建設予定だとお聞きしました。そこで、開所の時期について、いつ頃開所できるのか。また、入所者の申し込み受付はいつ頃かということ町では把握しているかお聞きしたいと思います。

あともう一点、次の12ページ、14の使用料及び賃借料の健康保険課分のバッジ式線量計借り上げ、つまりガラスバッジの借上料が168万円ほど計上されておまして、これは幼児及び妊婦というよ

うな説明を受けましたが、学生のほうはどうなっているのかお伺いします。

あわせて、今回の168万円に関して、対象者数は何人かということをお聞きしたいと思います。

議長（吉田数博君） 健康保険課長。

健康保険課長（紺野則夫君） それでは始めに、社会福祉法人博文会の介護施設建設についてご説明申し上げます。開設の時期でございますが、施工の時期が来年3月末と伺っております。

したがいまして、来年4月か5月には入所が可能になるのかとは考えております。

それから線量計、いわゆるバッジの件でございますけれども、1,000台ほど、約1,000名ほどかける2回分がこの予算になっております。

それから、乳幼児、妊婦だけじゃなくて、18歳未満で県内に避難している方々の子供たちにお配りしたいと考えます。

議長（吉田数博君） 2番。

2番（山崎博文君） 特老のほうなんですけれども、入所者の優先順位についてお伺いします。それで、オンフル双葉に代わりうるものということで、被災前の入所者を優先して入所させるのか。それとも新たな開所ということで、通常であれば月1回、入所に関する委員会が開催されて、その母体となる施設長とかケアマネージャーとかが委員会の審査に当たって情報がありまして、要介護の度数とか、あとは家族環境、介護環境とか、あとは待機期間等を考慮した中で優先順位を付けるというような通常の場合がありますが、今回は被災地でありまして、どのような方向で優先順位が決定されるのか、もしおわかりであればお願いしたいと思います。

また、ガラスバッジについて何ですが、実は昨年12月に私が一般質問したときに、ちょっと議事録を持ってきたので質問の内容をいいますと、ガラスバッジが去年の12月の段階で、9月配布から約3カ月が経ちますので、積算線量の管理体制はどのようになっているかなど、詳細や公表の有無についてご説明いただきたいという質問をしたところ、課長答弁が積算線量計、ガラスバッジに関しては3カ月間測定して結果については個別に送付いたしますと。それで、その測定結果については町でデータ管理を行いながら、弘前大学の被曝医療総合研究所の健康に対する助言を受けたいと。また、公表につきましては、町の広報等でその結果についてお知らせをしていきたいと考えていますというような答弁をいただいております。

これは12月の答弁ですから、もう既にそれから半年が経っており

ます。この点に対してどのように取り組んで、公表の有無に関しても今後どのようなになるのかお伺いたします。

議長（吉田数博君） 健康保険課長。

健康保険課長（紺野則夫君） それでは1点目の優先順位でございますが、震災前にオンフル双葉に入居しておった町民78名ほどいらっしゃいました。そのほとんどが今県内外にお世話になっているということもございます。お世話になっている施設の現状は、当然この施設の中身は満員のすし詰め状況になっておりまして、当然のことながら震災前の状況に戻したいと考えております。優先順位から申し上げますと、今預かっていただいているところから優先的に戻す。それから待機者については今現在100名ほどいらっしゃるわけですが、ケアマネージャーといった方々からのご意見等を伺いながら、3以上の要介護度になるわけでございますので、その辺は先ほど議員がおただしのとおり、そういう中身で優先順位を付けていくことで考えております。

それから、フィルムバッジの公表でございますが、なかなか今までの事務的なこと。それから検査の結果、まとめ切れていないのが今の現実でございます。平成23年度分まとめて来月中には広報等でその結果を連絡したいとは考えております。

議長（吉田数博君） 2番。

2番（山崎博文君） ガラスバッジについて、皆さんが安心して生活が送れるように、すぐにでも取り組んでいただきたいし、公表も含めてお願いしたいと思います。これは要望です。答弁はいいりません。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。20番。

20番（馬場 續君） 7ページ、総務費県補助金、補正額が2,000万円、地域づくり総合支援事業が不採択になったという説明がありました。地域づくり支援事業そのものについては詳しく承知はしておりませんが、被災避難という現状からいけば私は意味のある事業だと思います。そこで、不採択の理由についてお聞きすると同時に、これに代わる事業が何か申請されているのかどうか。

それから9ページ、先ほど副町長2名の条例改正案がご覧のとおり採択になりました。予算組みでは一般管理費で給料で396万9,000円、それから職員手当で、期末手当、通勤手当、それから職員退職手当組合町負担分、これは特別職分ということで130万6,000円、それから共済でこれは市町村共済町負担特別職分ということで121万4,000円、合計すると770万円。ここで尋ねたいのは、これは特別職2人制に伴う1名追加分の予算内容なのか、どうなのか。

それと、これは12分の12の予算なのか。それとも補正ですから、これから来年3月までの予算なのか。通常ですと、途中から来年3月までのものではないかと思えます。結果、12分の12となった場合、それぞれいくらになるのかということについてお聞きしたいと思えます。

それから、その下です。一般管理費の委託料で、職員衛生管理委託料320万円ですが、職員衛生管理委託料というと、通常医療診療で別な項目で出ていたのではなかったかと思うんですけれども、この事業はどこに委託をするのか。簡単に、事業内容についてお答えいただきたいと思えます。

それから、同じく9ページ、企画費であります。これは提案理由でわかりました。

企画費に関連してですけれども、3月定例議会の議案審議の際に、災害記録史を発行する必要があるのではないかと。私の記憶では当時企画調整課長という肩書きであった谷田課長が、災害記録史編集について必要だと、それを進めるという答弁があったと記憶しています。災害記録史、もう検討の段階ではないと思えます。企画費であるとすれば、この事業の推進をどういうふうに考えているのか、お答えください。

それから、今ほど11ページ、老人福祉費で特別養護老人ホームについての質疑が山崎議員からありました。私は、別な角度からお尋ねをしたいと思えます。老人福祉費に対する町の負担が一般財源で10万円、それからその他2億3,300万円。この10万円だけを見ると、下の償還金及び利子の予算付けだとは思いますが、問題は、原発事故がなければ、オンフル双葉は若干の修復事業が必要だったかもしれませんけれども、本来再建築の必要性はなかったのではないかと。その他の財源というのはどこからなのかということと、その後について、原発事故との関係でいえば、東電賠償に当然請求されるべきものだと考えますが、その他の財源措置はどこからの財源なのかということと、この分についての東電賠償について、どういう取り扱いになるのか。どういうことを検討しているのかお答え願います。

それから、老人福祉に関してなんですが、一般質問でもおただしをしましたけれども、仮設住宅だけではないですけれども、仮設住宅によっては65歳以上が7割かというところもあるし、したがって緊急回転灯、通報ブザーを作ってくれという要求もあるわけですが、私は特別養護老人ホームの建設はそれはそれとして、私は現段階では極めて重要な事業だと。それと同時に、本当に仮設の人というか、

いろいろな障がいを抱えていて、いろいろな意味で自治会の役員の人達も大変なご負担を被っていると。それよりも何よりも障がい者、あるいは重度介護者、あるいは災害弱者ひっくるめてそういう人達が安心して送れるそういう施設はやっぱり緊急課題だと思うんです。特別養護老人ホームのほかに、そういう事業展開について、どのように検討されているのかお答えいただきたい。

私は、病院から帰ってきて、また同じところに入れば、また同じことの繰り返し。症状は悪化するばかりということだと思いますので、緊急性、重要性に鑑みて、先の見えるお答えがほしいと思います。

それから、11ページ、災害救助費でソーシャルワーカー賃金、約300万円ほど補正計上されております。これは3月議会でも教育長に強く求めたところでありましてけれども、4月からのスクールソーシャルワーカーの財源手当はどのように行われていたのか。

それから、いろいろ勤務実態をここで申し上げましたけれども、この300万円の予算構成だと、スクールソーシャルワーカーの勤務形態はどのような勤務形態になるのかお答えいただきたいと思います。

それから12ページ、山崎議員とダブりますけれども、先ほどの答弁では、18歳未満の青年に対するガラスバッジの貸与についてお答えがなかったと思います。それはどういうふうに措置されるのか。

あわせて、幼児、妊婦のバッジ、線量計貸し出し、急がれると思います。あわせて、妊婦の場合、特に総合的な健診が必要だと思うんですよ。具体的に総合健診については一般健診だけになるのか。それとも無用な被ばくと、あるいは被ばくのおそれということを考えて、それにふさわしい健診が計画されているのかどうかということで。その中の一つになると思うんだけど、尿検査あるいは血液検査、これを再三ここで取り上げてきた問題ですけれども、具体的にになっておりません。妊婦、幼児の健康管理という点から、非常に重要な課題だと思います。このことに対する取り組みについて、どのようにお考えになっているのか。補正予算との関係でお尋ねしたい。

議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

復興推進課長（谷田謙一君） それでは7ページの総務費、総務管理費県補助金2,000万円の減額についての説明をいたします。この事業は、「浪江のこころプロジェクト2012」という事業を予定しております。東北圏地域づくりコンソーシアム推進協議会、宮城大学が事業主体になっているわけなんです、そこが事業主体になって、

広報の情報が届きにくい若い世代に、ラジオとかインターネットを通じた情報発信を行っていくということでの事業を予定したところでございます。

さらに、昨年から実施しておりました浪江のこころ通信という事業にも充てるということで事業を申請したところでございました。この事業につきましては、福島県の文化振興課というところで担当しておりまして、事業不採択になったという連絡があったんですが、不採択の理由を確認したんですが、事業費がちょっと大きすぎて県の枠組みの中で対応することが難しいということでの事業不採択という連絡を受けたところであります。

あと、これに代わる事業ということで探しておりまして、これに代わる事業がありそうだとということで、現在、進めているところでございます。ただ、まだはっきりその事業が決まったということではございません。

議長（吉田数博君） 答弁、総務課長。

総務課長（根岸弘正君） 9ページの一般管理費の9節の給料から共済費まででありますけれども、これは3の職員手当の通勤手当を除いたものが、2人制による副町長の人件費ということでございます。

なお、この額は12分の9、9カ月分だけを見込んだ額であります。

また、1年分ではどのぐらいになるのかということでありますけれども、これら給料、職員手当、共済費、含めまして約1,070万円と見込んでございます。

次に、13の委託料の職員衛生管理委託料ということでございますけれども、これは職員の間人ドックを予定しております。職員のうち80人ほどを対象としたいということで予算組みをしております。

また、委託先につきましては、二本松病院をはじめ福島市、郡山市、本宮市の病院、5つの病院を予定しているところであります。

議長（吉田数博君） 災害対策課長。

災害対策課長（岩野壽長君） 議員お尋ねの災害の記録史の作成ということでございますけれども、現在、3.11当時の時系列を参考に現在、記録史をまとめる作業を進めておるところでございます。

議長（吉田数博君） 健康保険課長。

健康保険課長（紺野則夫君） 11ページの老人福祉費の特別養護老人ホームの建設補助金の財源でございますが、これは復旧復興基金を取り崩したものでございます。それから賠償でございますが、これも当然東電のほうに賠償を求めたいと考えてます。

それから、バッジ式の線量計の借り上げでございますが、これにつきましては、先ほど山崎議員にも答弁いたしましたけれども、18

歳以下の子供たちそれから妊婦が対象になっております。

総合健診につきましてですが、今まで町でやっておった総合健診に追加項目がございます。それは、血液の成分分画等、放射線に関するものの血液検査が追加された総合健診となっております。

それから、尿検査、血液検査でございますが、これにつきましては当然のことながら、18歳未満の方々を中心に、7月の夏休みから検査を始めていきたい。エコー検査も合わせて実施したいと考えております。

議長（吉田数博君） 教育次長。

教育次長（屋中茂夫君） 11ページのスクールソーシャルワーカーの賃金について、4月からの財源はどうかというご質問でございますけれども、ソーシャルワーカーは4月6日から委嘱しております。

4月、5月分の賃金につきましては総務課と協議しまして、総務費の一般管理費のほうの賃金から支出していただいたところでございます。

勤務形態でございますけれども、1日7時間で週3日という給与形態になっております。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 績君） 地域づくり支援事業に代わる事業を今、県と協議中だということですが、ぜひ若い人達を含めて、一步前に出られるような事業の取り組みをお願いしたいと思います。

それから、職員の健康管理で衛生管理費については人間ドックだということですがけれども、80人ということ、大ざっぱに言って職員の3分1、半分以上ということですがけれども、そこで総務課長並びに町長にも改めてご認識をいただきたいと思いますが、先ほど議長から報告がありましたけれども、産業建設常任委員会で審議した中身について、簡単に審査の報告をさせていただきました。ぜひこれはこれで町長に目を通していただいて、所管課長以外も目を通していただいて、対策を講ずること、今は職員の健康管理の問題ですから、裏のページの一番上と一番下を見てください。1つは、復旧事業課が片道1時間半をかけて浪江町役場をベースキャンプにして、1日滞在時間5時間以内でいろんな調査活動をやっております。その中で明らかになったのが、トイレがないと。第一体育館ぼっとなトイレを使わざるを得ない。これもそのままというわけにはいかないのではないか。それから片道1時間半ですから、往復約3時間かかります。宿泊施設がないために、非常にハードにならざるを得ない状況もある。問題は、放射線管理の基準について、原発作業労

働者については管理基準、あるいは放射線関係の職場では、労働安全衛生法による管理基準で管理されているわけですが、いわゆる一般作業あるいは公務員労働者についての管理規則がないという状況の中で、職員が言ってみれば自分の健康を犠牲にして、復旧のための調査活動に当たっていると。それが一番下のところです。役場職員の現状の一面なんです、これは職員に共通した問題だと思います。

先ほど町長は、職員のモチベーションが追いついてきていないという非常に私としては問題のある町長の話もあったわけですが、職員の現状については、全員が全員とは言わないけれども、災害ストレスが非常に蓄積しているということが、限られた時間の中での審査でありましたけれども、明らかになりました。本人は、いろんな意味で体調が悪いと。本当は代休をとりたいと思っているんだけど、平日休暇を取ると、例えば町に買い物に出る。町民と会う。そうすると、平日なのにおまえ何やっているんだと、そういう会話もあるやに聞きました。そういう意味で、本当は休養のために代休を取って休みたいんだけど、職員としては罪悪感があって、平日休暇取れないという極めて深刻な話がありました。

先ほどの話ではないけれども、政治判断の下地を作ってもらおうということで複数制の提案がありましたけれども、現場で働く。あるいは第一線で働く職員がそういう状況だということは、どこかでわかっているかわかりませんが、改めて所管審査の中で見えてきたわけです。

したがって、職員衛生管理、人間ドック80人ということですが、早い時期に受けられるようにするというのと、あわせてここにも書いてあるように、ある意味では心のケアを受けられるような体制も作っていく必要があると思うんです。これは本当に、委員会審査ですから、遠慮して答えた部分もあったのではないかと思います。少なくとも私は、職員共通の問題だと思いますので、職員の衛生管理、健康管理に力を入れるというか、それこそ総合的な健康管理に努める必要があると思います。町長は、このことについてどのようにお考えなのかお聞かせください。

災害記録史については、準備中だということですが、担当部署は岩野課長のところで担当するということですが、担当部署を明確にするということは大事だと思うのだけれども、やっぱり一般質問でも、3番山本議員が、時間の経過とともに記憶が薄れると。記憶が薄れるだけではなくて、資料も紛失してしまうと。次から次、次の課題が出てくるということだと思いますので、やっぱり

この災害記録を本当に後世に伝えられるものとして準備をしていただきたいと思います。これは改めて町長のほうからどういうスケジュールで完了させたいと思っているのかお伺いいたします。

それから、オンフル双葉のその他の基金については、復旧復興基金だということですから、町のお金を出すということです。東電請求をするということですから、これもぜひご説明をいただきたい。

この際にですけれども、上下水道課も含めて、賠償基準が決まってないということで、賠償請求が遅れているという実態もわかりました。これは健康保険課も含めて、東電に対する請求、いわゆる行政経費のトータル請求を早めにやる必要があると思うんです。これは担当総務課長かな、それとも副町長かな。檜野さん、出番がないようですから。夜寝る時間も惜しんで精励されているということですから、賠償請求について、副町長段階でどこまで着手されているのかお答えいただきたい。

それから、災害救助関係、あるいはバッジ式線量計配布等に伴う乳幼児の健康管理については一歩前に出ているという答弁と私は受け止めました。本当にご苦労様でございます。尿検査についても、夏休み中には、18歳未満の検査をやりたいということですので、まず被ばく障害の一つの障害はストレス障害だと。被ばくについているんな不安があるということですから、検査をするというのが第一歩だと思います。ぜひ、血液検査も含めて急いで進めていただきたい。やるということですから、この件については答弁を了解しました。

以上何点かお尋ねをしましたので、お答えをいただきたいと思えます。

議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

町長（馬場 有君） お答えいたします。

お答えする前に、20番議員にちょっと誤解があるようですのでお話をさせていただきたいと思いますが、職員のモチベーションの高揚化を図っていくということで、意志が低減化しているという意味ではないです。さらに高揚化をしていくというような形で先ほど答弁したつもりでありますので、その辺誤解のないようお願いしたい。

そこで、健康管理の件について、職員のストレスが非常に溜まっているという形で、庁議で必ず話が出てくることでもあります。各課ごとに職員のストレス解消といいますか、ストレスをできるだけ少なくしていこうという形の会議は開いております、やっております。ただ残念なのは、やはり今年の3.11以来の震災から、いろんな

経験したことの無い状況の中で、特に震災からお風呂に入れなかったなんていうのは、3週間以上職員はお風呂に入れられないような状況の中で、いつ執務をしたのか、いつ寝たのかわからないような状況の中で、一日中働きづめであったということがありました。それがやはりつもりつもってそういう形でストレス、あるいは健康に対して、いろんな負担がかかってきていたということでもあります。

そういうことで、今後はやはり健康管理には十分注意をしながら、職員体制をきちんと守っていただきながら、職務に精励をしていただくよう努めていきたいと考えております。

それから、災害記録史の件ですが、先ほど課長から答弁されたように、今、まとめている状況の中で、いろんな方面から震災当時の写真とか、あるいは記録的なものが送られてきております。そういうものが集めて精査をしておる状況でありますので、若干時間をいただいて、これは後世に残るような、そして我々の町が再興したときに、防災、減災に強い町にするための参考資料として、きちっとしたものを作っていききたいと考えております。

さらに、善意のある方が映画を作りたいという話もあります。そういうことで、善意のある方々がやはり私どもの町の災害の悲惨さというものを後世に訴えて、そして今後こういうことがないように啓発していくような記録史にも残るんではないかと考えておりますので、今後ともよろしくご理解をいただきたいと考えております。

議長（吉田数博君） 副町長。

副町長（檜野照行君） 行政経費の東電の賠償の請求の件ですが、まさに必要ですし、いろいろと我々から住民から見ても、議会の皆さんから見てもいろいろと賠償請求すべきものがいっぱい実はあります。就任以来、関係課長に指示をしておりますが、今日もいろいろと職員の業務の多さだとか、いろんな課題があるという話も業務の中で出ていますが、優先順位もありますので、それらを考えながら進めさせていただきたいと思っております。

私、請求すること自体が、町民に対して、町がしっかりとやっていくんだというPR、それから住民にやっぱり安心感を与えるということもありますので、そろった部分から請求を始めたいと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） モチベーションの話で、繰り返しはやりませんが、議事録を追っかけてもらおうとわかるけれども、午前中のやりとりでは、職員のモチベーションが追いついてきていないというふうに言われたことは確かなので。でも、町長としてはモチベ-

ションの高揚を図るという意味で言ったんだということですから、お互いにそこはつなぎましょう。

災害記録史でいろいろ準備中だということですが、準備中はこれまでと変わってないんだ。私は、災害対策課だけでは荷が重すぎると私としては考える。だから、災害記録史を作るとすれば、いろいろな資料や編集技術も含めてスタッフが必要です。どうされるかは議会で提案する機会があれば、それはそれで提案することになると思いますけれども、準備中から一歩前に出ると。災害記録史を本腰を入れて作成するというのであれば、その部門、そのセクションのスタッフを配置すると。その上で、町は災害記録についてここまで考えているんだなと。あるいは町民に対して協力を呼びかけているんだなというふうに受け止めていただくためにも災害記録史を作成すると。ついでには皆さんのお手元にある、あるいはお気づきのことについて、ぜひ町のほうに提供なり、提案をしていただきたいという呼びかけをされてはどうかと。災害記録は町民とのキャッチボールとして、心のキャッチボールにもなるというふうに思います。ぜひ具体化をしていただきたいと思います。

それから最後、東電賠償については、檜野副町長からしっかりした答弁をいただきました。その上でなんですが、行政単独でやるのか。それとも双葉町でやったように、行政経費の賠償請求については、弁護団を組んで浪江としては行政経費に対する賠償、法律家、弁護士と連携して賠償請求に当たるということが大事だと思います。どういう形で賠償請求されていくのか、本気度が試されると思います。お答えください。

議長（吉田数博君） 副町長。

副町長（檜野照行君） 20番議員の言われるとおりだと思います。

2つありまして、明らかに我々が実際にかかった経費が計算できるものについては、請求は単純にできるのかと。それから、賠償としてやはり相手と我々の考え方で、いわゆる費用について争いになるような案件については、今、20番議員が言われたように、我々もそれなりの知識集団と一緒にあって、それはしっかりと請求をせざるを得ないと考えておりますので、それは当然に2つの方法、それぞれにものによってありますので、それらを加味ながら実際には進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

17番。

17番（勝山一美君） 所管にちょっとかかりますので、ただ、町長から答弁をいただきたいんですが、実は本町では大変な事故がありま

した。テレビ等、新聞等で騒がれました。今回、いろいろ町としては、そういったことの二度と起きないように施策を検討していると。検討するというお話までは承ったんですが、今回の一般補正予算には、私はどこを見てもその施策のいったん、施策があれば予算が必要だということですが、その予算がどこにも見えないんです。どういった考えなのか。まずその辺の町長のお考えをお聞きしたいと思います。話の中身はわかりますよね。

[「もう一度お願いします。」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質問を続けるという形でお願いします。

17番（勝山一美君） お名前は新聞等にも出ましたが、一時帰宅の時に大変不幸な事件がありましたよね。我々町民の命を守るという大前提がありますよね。今回の補正、その施策、当然町では二度と起きないように考えているはずです。ところが施策だけで、考えだけでは実行されません。必ずそこには予算が必要です。ところが今回の予算には、どこを見てもそういった町民の命を守るための施策。不幸な事故が起きないように施策がどこにも入っておりません。まだ生々しい記憶の中で、そういった予算が付けられないということは、町長としては9月に次の議会、定例議会が9月にありますが、そこまで待つのか。要するに少しのんびりしすぎではないのか。今やらなくてはならない施策もあるだろう。将来にわたってやらなくてはならない。町民の命を守る。そういった不幸な事故を少しでもなくしていく方法。100%とはいいません。そういったことがこの予算上で表れないのでは、いくら施策を考えている。町はこういった事故を二度と無くすために方策を立てているといっても、要するにそらごとでしょう。その辺の考えはどうなんですか。ここで町長、副町長の給料は、もう既に通るか通らないかの前に、本予算には入っているわけです。町長の給料と、副町長を1名増員して、その給料を予算化するのと、町民の命をどう守っていくか予算化するのとどっちが大切なんですかということなんです。決して町がそういった方策を立てないと否定するわけではありません。十分やっていると思います。

しかし、先ほどいいましたスピード感、この間あったら、それを検証して、二度と借り上げ、多くの方が孤立感を持っております。仮設住宅、いろんな催しはやります。しかしその中でも、声をかけても出ない。そこに仮設住宅にこもっている人もいらっしゃいます。わかりますね。いろんな催しに出てくださいる方はそれはそれでいいんです。しかし、家にこもって出ない方がある程度いらっしゃるといことです。そういった方に、こういった手当てをしていくんで

すかと。行政はスーパーマンではありません。100%できるとは私も言いません。しかし、無策ではいかなものですかということなんです。

2番目に言う言葉まで言いましたけれども、その辺を組んで、一つ町長の答弁、予算と施策の問題、スピード感の問題をひとつお話しただければお願いします。

議長（吉田数博君） 答弁、町長。

町長（馬場 有君） お答えいたします。

平成24年度の一般会計予算の中に、いわゆる相談窓口の強化、あるいはカウンセリングの強化、それを社会福祉協議会のほうにも予算立てをしながら、予算の配分はしてあります。そういう予算の中で、今回、本当に自ら命を絶つような不幸な事故がありましたけれども、そういうことがないように、予算措置の中で今後健康保険課、あるいは社会福祉協議会等で事業の展開をやっていくということでひとつご理解をいただきたいと思います。

議長（吉田数博君） 17番。

17番（勝山一美君） あまり期待できないという意見もあるんですね、町に対して。ただ、4月の予算化でやってきたわけです。その予算の間に、どうしたわけかそういった不幸な事故があったわけです。そうすると、その予算の執行に若干の問題があるのか。その辺の答弁はいいですから、やはり行政として真摯に受け止めて、スピード感、そして一人でも多くの孤立者をなくすような施策はつくっていかなくてはならないと思います。60代の女性、ほとんど夜眠れないという訴えもあります。一つできることを一つずつ着実にやっていくという姿勢で、今後二度とこのような不幸な事故が起きないように、ひとつよろしく願いをして、私は答弁はいりませんからお願いします。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

20番。

20番（馬場 續君） 災害関連の予算がほとんどですけれども、議案第44号、副町長2人制の条例が先ほど議決されたわけですが、私は、反対の理由を明確にして、今やるべきことはそういうことではないという立場から、反対の理由を明確にしたわけです。

改めて今の議案審議の中で、今度町議会議員の方が副町長ということ、選任議案が出てきたわけですが、そのことは別にして、副町

長を1人増員することによって、単純計算で1,070万円の一般管理費がかかるということが明らかになりました。

私は、行政の対応について、必ずしも人件費の問題を取り立てて費用対効果という角度からそのことを問題にするつもりはありませんけれども、しかし、これだけの今、勝山議員からもお話しありましたけれども、本当に絶望的な生活を送らざるを得ないという状況の中で、心の支えを待っていると。命のささやきを待っていると言う現状が一方にあるのに、政治判断の下地を作るために、副町長を2人制にすると。そのために1,000万円以上の年間経費がかかるということが明らかになった補正予算だと思うんです。

実は、3月議会で議員定数削減、来年の通常選挙から4名を減らすということが議決されたわけですが、そのときも私は町議会議員というのは、こういう時期だからこそ町民の声を代弁する。町政に反映するあらゆる立場で町政の牽引役を果たすという意味で減らすべきではないという強い意見を申し上げました。

ところが、定数削減の反対の理由に、まとめると3点ですけれども、簡潔に申し上げます。定数削減に賛成した意見は、こうでした。今多くの町民が職を失うという厳しい環境の中で、議員自ら定数を減らすべきだということで、町民も今生活が容易でない。そういう状況なんだから定数を減らせというのが一つの理由。

2つ目には、町全体の財政の問題の指摘がありました。平成24年度の一般会計予算は、歳入の半分が地方交付税だと。非常事態だと。今後、この交付金がいつまで続くかわからないと。議会としてできることは、歳費のカットだということで、災害特別交付金をあてにした行政運営を少しでも軽減するという立場から、財政の状況を指摘した上で、だから議員を減らすべきだという問題を反対討論の発言のときに言いました。

それから3つ目には、当町の人口は残念ながら2万人を切ってしまったと。こういう状況に鑑みて、二元代表制の一翼をしっかりと担える町議会になるために、人口が減ったから、議員1人当たりの町民人口が増えても、一生懸命やればいいし、そういう立場の活動が求められているんだということで、3つの角度から定数削減に賛成されたわけです。私は、今回のこの副町長人事に伴う町の予算、副町長1人で1,000万円という行政経費を投ずると。もちろんこれだけではありませんよ。当然のことながらさまざまな活動に伴う行政支出があります。私は、翻って今の財政状況や町民の状況を考えるならば、あるいは職員の状況を考えるならば、トップダウン式で物事を決めるよりも、職員とキャッチボールする。町民とキャッチボ

ールする。どこにいても町民の生活再建のために全力を尽くす。その立場での行政展開こそが求められているのではないか。そういう意味で、今回の補正予算は、町長いわく政治判断の下地を作るために副町長複数制にしたということであれば、今の状況に鑑みて、私はこの補正予算に同意するわけにはいかないということを申し上げて、反対の討論にいたします。

議長（吉田数博君） 次に、賛成の方の討論があれば。

17番。

17番（勝山一美君） 非常に残念な予算の組み方ではあるんです。先ほど指摘した件。あるいは反対討論で出た件。非常に近しい介護施設等の予算が入っております。これをこういった予算を否定してまで果たして否決を、反対をするべきものかという比重を図った場合には、やはりこれで予算が執行が遅れれば、老人介護施設の開所時期も遅れていくということで、町民に甚だ迷惑がかかるという観点を踏まえても、ここはひとつ従来どおりの予算の組み方、補正の組み方をしないで、しっかりとやっぱり地に足を着いた予算をしていく。

先ほど副町長の2人制の問題もありました。その時には、時代がこういうことだから、非常時だからと言っているにもかかわらず、残念ながら本予算は、従来どおりの予算の組み方であったといわざるを得ません。しかし、それを超えても、老人介護福祉センター、町民が長く待ち望んで、なかなか土地が決まらなくて、1カ月、2カ月と遅れていた経緯があります。それを考えれば、否決するほどの問題ではないということで、ぜひお迷いになっている議員職員は、断腸の思いで賛成して、一日も早く施設等、あるいはバッジ等の配布を願うよう求めて、賛成の意見に代えさせていただきます。

議長（吉田数博君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第48号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第2、議案第49号 平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第49号 平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

報告第5号の質疑

議長（吉田数博君） 日程第2、報告第5号 平成23年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

同意第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（吉田数博君） 日程第3、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、教育長の退席を求めます。

〔畠山熙一郎君 退席〕

議長（吉田数博君） 事務局長をして議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

議長（吉田数博君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 同意第2号 教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

本件は、教育委員会委員の畠山熙一郎氏が、平成24年6月24日を

もって任期満了となることから、後任の委員として同氏を再任するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

畠山氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。現在まで浪江町教育長として教育行政の振興にご尽力をいただいているところであり、特に震災以降は浪江小学校、浪江中学校の再開など、就学機会の確保と学習環境の改善に奔走いただいたところでございます。畠山氏には、今後も市の教育理念である町の復興に深くかわり、復興の力になる教育、あるいは地域に支えられ、地域の力を生み出す教育を目指し、教育委員会委員としてご活躍いただきたいと考えておりますので、ご賛同よろしくお願いいたします。

議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第2号を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

教育長の入室を許可いたします。

[畠山熙一郎君 復席]

同意第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（吉田数博君） 追加日程第1、同意第3号 副町長の選任についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読させます。

[事務局長朗読]

議長（吉田数博君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 同意第3号 副町長の選任についてご説明いたします。

本件は、今議会で可決いただいた議案第44号 浪江町副町長定数条例の一部改正により、副町長の定数が2人と改めたことから、新たに副町長を選任するにあたり、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める渡邊文星氏の略歴については資料に記載のとおりであります。長年浪江町議会議員として町政の進展にご尽力いただいたところでございます。現在の応急復旧期の3年間は町の正念場であり、多岐にわたる諸課題に対処するため、スピード感を持った行政執行が必要となります。渡邊氏は、長年培った経験を生かして客観的な視点、特に被災者の目線で震災からの復興スピードを加速できる人材であり、副町長として適任であると考えておりますので、ご賛同よろしくお願いいたします。

議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 續君） 渡邊文星議員は、つい先日まで同僚議員として議会活動をやってきました。正直個人的には何の恨みも辛みもありません。友達関係は大変良好です。しかし、こと町を代表するナンバー2になるということになれば、これはまた話は別です。そこで、端的にお尋ねいたしますけれども、町長が今言われた提案理由からすれば、私は考えの外に置いてもらって結構ですけれども、今ここにいる同僚議員も政治経験が非常に豊富です。町長が言われた諸課題に正面からぶつかると。いろいろな人脈もあるという角度で考えた場合には、私は正直渡邊文星以外に同僚議員でも有能で、タフで町長とバランスよくやっていける人材は豊富だと確信を持って、私は断言できます。そこで、なぜ町長は、渡邊文星氏に絞ったのか。なぜ渡邊文星氏なのかというところが、私は夜寝ないで考えても、これは町長の頭の中、腹の中は見えません。

そこで、ほかの同僚議員もいるし、あるいは先ほど44号議案でも復旧復興のために力量のある人材は、県や国あるいはそれ以外の部署にもたくさんいるだろうという中でこの人に絞ったんだと思うけれども、私から見れば、町長は側近政治をやりたいと。側近政治でガードを固めるというふうにしかならないんです。そうでないというならば、そうでない理由をお聞かせください。

それからあと渡邊文星氏については、二本松市に避難して以降、さまざまな形でマスコミにも登場しました。正直私も感じてはいましたけれども、ほかの少なからぬ町民から、町長がいるのに町長をのけ者にするような形でマスコミに登場していると。要するに、おれがおれがと、そういう性格が強すぎるのではないかと。そういう町民の声もあります。

これはテレビ、あるいは一部新聞を通じて、さまざまな形で渡邊文星氏が登場したことは町長も御承知だと思っております。私はやはり

行政の民主主義、あるいは被災していればこそ、先ほどの議案でも議論になりましたけれども、心身共に疲れているわけ。そういう人たちの声に耳を傾ける。おれがおれがではなくて、一人一人の町民に素直に耳を傾ける、この姿勢が求められていると思います。町長は、渡邊文星氏に対して、どういう評価をされておりますか。このことが一つ。

それから、最後になりますけれども、先ほどの質疑とだぶりますけれども、職員は休みたくても休みを取れない。そういう中で、副町長2人になる。そうすると、先ほどの町長答弁では、政務担当。政治判断の下地を作ってもら。そのために政務担当ということで仕事をしてもら。そうすると、町の職務分掌で、副町長2人にして、檜野副町長の事務分掌、渡邊文星氏が仮にここで承認された場合、もう一人の副町長の事務分掌はどうなるんですか。こんな政務担当なんて、話としてはでかいよ。話としてはでかいけれども、町民の税金で仕事をするわけだ。しかも、行政の執行についてはあらゆるルールがあるわけだ。ある意味では、町長が任命する特命副町長ですよ。果たしてそれでいいのか。効率的で、非常に心も通って、職員の能力を120%引き出して行かなければならないときに、特命担当大臣みたいな形で副町長を配置していいんですか。事務分掌、出してください。以上3点。

議長（吉田数博君） 答弁、町長。

町長（馬場 有君） お答えいたします。

まず、さまざまな意見があると思いますけれども、私がやはり人材登用については、やはり議員おただしのとおり、立派な方がたくさんいらっしゃることは申し上げるところではありませんけれども、非常にたくさんのお人材はおります。そこで、私はやっぱり彼のいいところは、粘り強い交渉力を持っておるとということ。さらには、行動力を持ち合わせた人であるということ。さらには、これは一番大事なことです、鉄石を貫くような強い意志力を持っているということでもあります。そういう3つの力を浪江町復旧復興に向けて、なんとかご尽力をいただいて、私の補佐としての責務を果たしていただきたいと考えております。

評価については、一人一人議員おただしのように、被災者に寄り添うということはもちろん大切であります。渡邊氏においては、いわゆる町民の目線に立った形の中で、人を払いのけてでも行くようなところが見受けられたかもしれませんが、彼の視線というのはやはり町民の視線に立った中での考え方で今まで町議会議員を努めていたのではないかと考えています。

それから、政務担当ということで、これからの予算の問題、あるいは予算といいますか、当町の予算の問題とか、あるいはそういう先ほど条例改正についていろいろ申し述べました。いろんな問題が山積しているということで、そういう形の中でやはり下地をとにかく早くつくる。そしていつでも動ける体制をとっていくということが、今非常に肝要であるということでもあります。そういうことで、ひとつ副町長の人事同意案件については、ひとつご理解いただきたいと考えております。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） 政務担当の副町長というその一言ですけれども、そうすると事務分掌はできてないということですか。これが一つ。

それから町長は、渡邊氏に対して行動力、あるいは粘り強さ、あるいは意志力があると。この点では他を抜きんでているという評価をされておりますが、それは町長の評価だからやむを得ないですけれども、私は渡邊氏とは、町長ほどではないにしても、相当個人的にもおつき合いがあります。いい面もわかっておりますし、マイナス面もわかっております。

しかし、結果、先ほどの選任案件に対する質疑の冒頭で、側近政治をおやりになるんですかという町民の批判に、あるいは私も含めた議員やいろんな立場の人の意見に町長はどう答えるんですかということについてはお答えがありませんでした。お答えください。

それから、これで最後にしますけれども、私は状況証拠すらありませんけれども、この人事が町民の間で話題になったときに、こういう話を聞かされました。渡邊文星氏が町長のところに行って、「副町長はおれしかいないだろう。」と、町長に自らを副町長に売り込んだのではないかという話も私の耳に入っておりますけれども、行政のナンバー2として、そういう形でもしそのポストに就かれるとすれば、予想外の障害が発生するのではないかと。そういう懸念も私は非常に強く持っております。このことについて、町長はどのようにお考えですかお聞きします。

議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

町長（馬場 有君） お答えいたします。

事務分掌の件でありますけれども、第一副町長は現在の檜野氏で、事務全般の担当をしていただくということでありまして、第二副町長の現在提案させていただいております渡邊氏におきましては、町外事の担当のいわゆる政務担当をお願いするということで、組織的なものとしては今の檜野副町長と同じ形の組織図になると思いません。

それから、側近政治をやるのかということでは、私は側近政治ではない。いわゆる被災者にあった政治であるということで、私も含めて議員の皆さんも避難者、被災者に向けての政治を今やっていただいておると思っています。そういう意味で、私は被災者側近の政治だと改めて表現を変えていきたいと思えます。

それから売り込みがあったのかどうかというような話でありますけれども、それはございません。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第3号を採決いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 18番。

18番（三瓶宝次君） 採決は、無記名投票で決めていただきたい。

議長（吉田数博君） ただいま、採決は起立によりという議長からの提案に、無記名で投票という提案がございました。賛同者おられますか。

確認をいたします。挙手をお願いします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 採決に移る際の提案でございます。

議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午後 2時35分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 2時36分）

議長（吉田数博君） ただいま、議長の宣告に対し、異議がありまして、3人以上の賛成者をもって無記名投票でということについて3人以上の賛成者がありますので、会議規則第82条第2項の規定によって投票で採決をいたします。

なお、投票は、無記名投票により行います。

これより議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

議長（吉田数博君） 次に、立会人を指名いたします。立会人は、会議規則第32条第2項の規定により、6番横山精一議員、8番泉田重章議員をお願いいたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午後 2時38分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 2時39分）

議長（吉田数博君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 念のために申し上げます。

同意案件に賛成する方は賛成、反対する方は反対と記載願います。

なお、白票の取り扱いは、否とみなします。

投票箱を点検いたします。立会人、登壇をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

議長（吉田数博君） 投票箱の点検は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と指名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長指名点呼、投票〕

議長（吉田数博君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。6番横山精一議員及び8番泉田重章議員、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（吉田数博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票

有効投票18票

無効投票0票

有効投票のうち、

賛成16票

反対2票。

賛成が多数につき、よって本案は原案のとおり同意を与えることに決定いたしました。

農業委員の推薦について

議長（吉田数博君） 日程第4、農業委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦の農業委員については、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、議会において4人を推薦いたしたいと思っております。

推薦の方法について、お諮りいたします。

議長により指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議長（吉田数博君） 資料配付のため、暫時休議いたします。

（午後 2時48分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 2時49分）

議長（吉田数博君） ここで、地方自治法第117条の規定により、若月芳則君の退場を求めます。

〔若月芳則君 退席〕

議長（吉田数博君） 農業委員に、浪江町大字立野字南広谷地104番地、若月芳則君。

次に、浪江町大字室原字朴迫55番地、志賀隆成君。酪農を中心に水稻、たばこ、野菜等の生産に努めている専業農家であり、認定農業者として、地域のリーダーとして活躍されている方であります。

次に、浪江町大字苅宿字宮下122番地、岡洋子君。稲作を中心とした兼業農家であり、地域のリーダーとして活躍されている方であります。

さらに、浪江町大字赤宇木字塩浸14番地1、石井絹江君。津島企業組合のメンバーとして、加工品開発等に取り組み、地域のリーダーとして活躍されている方であります。

以上4人を推薦いたします。

お諮りいたします。1名ずつ行います。若月芳則君を農業委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、若月芳則君を農業委員に推薦することに決定いたしました。

若月芳則君の入場を求めます。

[若月芳則君 復席]

議長（吉田数博君） お諮りいたします。

志賀隆成君を農業委員に推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

志賀隆成君を農業委員に推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。

岡洋子君を農業委員に推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

岡洋子君を農業委員に推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。

石井絹江君を農業委員に推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

石井絹江君を農業委員に推薦することに決定いたしました。

ただいまの結果、若月芳則君、志賀隆成君、岡洋子君、石井絹江君の4人を農業委員会に推薦することに決定いたしました。

発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第5、発委第5号 原発再稼働決定の撤回を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から主旨説明を求めます。

12番。

[議会運営委員長 鈴木辰行君登壇]

議会運営委員長（鈴木辰行君） 発委第5号 原発再稼働決定の撤回を求める意見書（案）。

昨年、3月11日以降、我々議会は、福島悲劇を二度と繰り返さない、繰り返させないとの痛切な思いのもと、脱原発へ向け行動してまいりました。今回の大飯原発再稼働が決定されたことに対し、撤回を強く求め、全員協議会でも確認したとおり、浪江町議会の総意として、関係機関に意見書を提出するものであります。

議長（吉田数博君） 以上で主旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第5号 原発再稼働決定の撤回を求める意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

委員会の閉会中の継続審査又は調査について

議長（吉田数博君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査（調査）に付することに決定いたしました。

以上で今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

議長（吉田数博君） 町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午後 2時58分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午後 2時59分)

議長(吉田数博君) 町長からの発言は、原稿がないということでございますので。

閉会の宣告

議長(吉田数博君) 以上をもって本日の会議を閉じます。
これをもって平成24年浪江町議会6月定例会を閉会といたします。

(午後 2時59分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 三 瓶 宝 次

署名議員 佐 々 木 英 夫

署名議員 馬 場 績